東京都防災都市づくり推進計画検討委員会

平成30年度（第１回）

日時：平成30年6月28日（木）10時 ～ 11時30分
場所：東京都庁第二本庁舎31階　特別会議室23

１．開会

２．委員会設置要綱と運営規定について

３．委員紹介

４．議題

１）委員長選出

２）本検討委員会の進め方について

３）防災都市づくり推進計画（改定）平成28年３月　改定後の進捗状況

４）計画改定以降の都の主な取組などについて

５．その他

１）国の動向などについて

資料１）	座席表
資料２－１）	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱
資料２－２）	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会運営規定
資料３）	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会委員名簿
資料４－１）	本検討委員会の進め方
資料４－２）	防災都市づくり推進計画(平成28年３月)改定後の進捗状況
資料４－３）	地域危険度・避難場所
資料４－４）	都市づくりグランドデザイン・土地利用調査特別調査委員会
資料５）	密集市街地の改善整備・密集市街地対策について
資料６）	建築基準法の一部改正
参考資料１）	整備プログラム総括表
参考資料２）	地域別の改善状況等について
参考資料３）	平成31年度国の施策及び予算に対する提案要求書

資料1

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会（平成30年度　第1回）
座席表

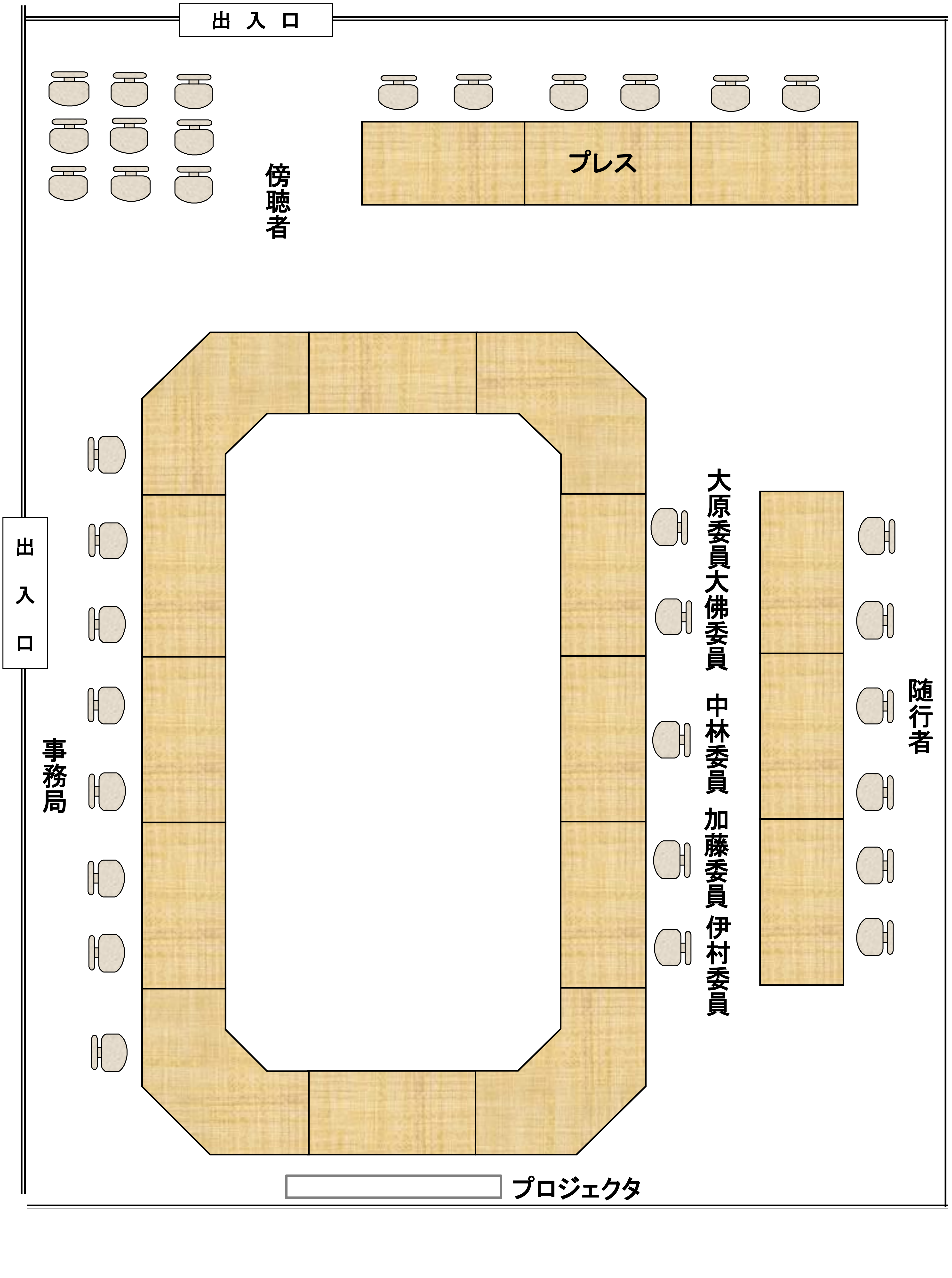

資料２－１

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱

制定　平成 30 年３月 20 日 29 都市整防第 602 号

（設置及び目的）

第１条　東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 13 条第１項に規定する防災都市づくりに関する計画（以下「計画」という。）の検討するに当たり、学識経験者の専門的意見を反映させるため、防災都市づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は次のとおりとする。

（1）計画に係る防災都市づくりの諸施策の検討・調査に関すること

（2）計画の策定に係る方針に関すること

（3）その他必要と認める事項

（構成等）

第３条　委員会は、学識経験者である委員をもって構成する。

２　委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

（会議）

第４条　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

２　会議及び議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

３　委員長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

４　委員会の定足数は、委員総数の過半数とする。

（専門部会）

第５条　委員会に、第２条に掲げる事項について詳細に検討をするため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、学識経験者をもって構成する。

３　専門部会には、専門部会長を置き、専門委員の互選により選出するものとする。

４　専門部会は、専門部会長が召集する。

５　専門部会長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会に専門委員を置くことができる。

６　専門委員の任期は、専門事項の調査に必要な期間とする。

７　会議及び議事録は、原則公開とする。ただし、専門部会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

８　専門部会長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（調整会議）

第６条　各専門部会間において調整を要する事項その他必要な事項を検討するため調整会議を置くことができる。

２　調整会議は、委員長及び委員長が指名する者で構成する。
３　調整会議は、委員長が招集し、主宰する。

（庶務）
第７条　委員会の運営のための庶務は、都市整備局市街地整備部防災都市づくり課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附　則
この要綱は、平成 30 年３月 20 日から施行する。

資料２－２

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会運営規程

制定　平成 30 年５月 30 日 30 都市整防第 206 号

（趣旨）

第１条　この規程は、東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱（平成 30 年３月 20 日 29 都市整防第 602 号。以下「設置要綱」という。）第８条の規定に基づき、防災都市づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、設置要綱における「委員会」及び設置要綱第５条の規定に基づく「専門部会」に適用するものとする。

（招集の通知）

第３条　委員長又は専門部会長は、設置要綱第４条の規定に基づき委員に招集の通知を発する。

２　委員は、招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を委員長又は専門部会長に申し出なければならない。

（会議の公開）

第４条　設置要綱に基づき開催される委員会及び専門部会は傍聴希望者に対して公開するが、委員長又は専門部会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（傍聴人等が守るべき事項）

第５条　傍聴人は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならない。

一　委員会又は専門部会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明する等発言を妨害しないこと

二　みだりに席を離れ又は談笑する等の方法により委員会又は専門部会の秩序を乱し、又妨害をしないこと

２　傍聴人が委員長又は専門部会長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。

３　傍聴人は、委員会又は専門部会の会場において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長又は専門部会長の許可を得た場合は、この限りでない。

４　前３項の規定は、設置要綱第４条第３項の規定に基づき出席した関係者について、準用する。

（会議及び議事録等の取扱い）

第６条　設置要綱第４条第２項及び第５条第７項に基づき、会議、議事録及び資料は公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第５号）第７条に規定する非開示情報を取り扱う場合で、委員長又は専門部会長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

資料３

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会委員名簿

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会

	氏　名	現　職
委員	伊村則子（いむら のりこ）	武蔵野大学　工学部建築デザイン学科　教授
	大原美保（おおはら みほ）	国立研究開発法人　土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター　主任研究員
	大佛俊泰（おさらぎ としひろ）	東京工業大学　環境・社会理工学院　教授
	加藤孝明（かとう たかあき）	東京大学　生産技術研究所　准教授
	中林一樹（なかばやし いつき）	首都大学東京　名誉教授

平成 30 年度　事務局

東京都都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課

資料４－１

東京都防災都市づくり推進計画
検討委員会
（平成30年度　第１回）

本検討委員会の進め方

平成３０年６月２８日

東京都都市整備局

本検討委員会の進め方

１． 目的

東京都震災対策条例第１３条第１項に規定する防災都市づくりに関する計画の検討に当たり、学識経験者の専門的意見を反映させるため、東京都防災都市づくり推進計画検討委員会を設置する。

２． 検討事項

◇東京都防災都市づくり推進計画検討委員会

検討方針及びスケジュールの検討、各専門部会での意見のとりまとめ

防災都市づくり推進計画に位置付けられた各事業の進捗状況の把握　等

防災都市づくり推進計画や関連する調査等を専門的かつ具体的に議論するため専門部会を設置

◇専門部会

・防災都市づくり推進計画検討部会
・地域危険度測定調査部会
・避難場所調査検討部会

「今後の専門部会における検討」のとおり

３． 検討委員会・専門部会のスケジュール

「平成30年度スケジュール」のとおり

今後の専門部会における検討

防災都市づくり推進計画	１．最新の不燃領域率から、都内の不燃化は加速していることが確認、事業の進捗状況を把握し、改善が進んでいない地域への不燃化の加速策を検討 ２．最新の延焼遮断帯形成率から、延焼遮断帯の形成が着実に進んでいることが確認、事業の進捗状況を把握し、2025年度の目標達成に向けた加速策を検討 ３．平成29年９月に公表された都市づくりのグランドデザインを踏まえ、木密地域を安全安心で「東京ならではの街並み」に変える在り方の検討
地域危険度測定調査	１．最新データの把握、測定方法の検討 ２．不燃領域率などの指標と各危険量の関係性の整理
避難場所等の指定	１．平成30年６月の避難場所等の指定の見直しを踏まえながら、避難有効面積の拡大や、避難距離短縮に向けて避難場所の追加指定などを調査、検討

平成30年度スケジュール

年度		平成30年度									
月		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東京都防災都市づくり推進計画検討委員会		第1回 6/28									第2回 3月頃予定
		検討方針及びスケジュールの検討、各部会での意見の取りまとめ、防災都市づくり推進計画の各事業の進捗状況の把握									
専門部会	防災都市づくり推進計画検討部会			第1回 8月頃予定	第2回 9月頃予定		第3回 11月頃予定		第4回 1月頃予定		
		東京ならではの街並みづくりの検討、事業の進捗状況の把握、目標達成に向けた加速策の検討等									
	地域危険度測定調査部会					第1回 10月頃予定					第2回 3月頃予定
		最新データの把握、測定方法の検討 、不燃領域率などの指標と各危険量の関係性の整理									
	避難場所調査検討部会							第1回 12月頃予定			
		平成30年6月の避難場所等の指定の見直しを踏まえながら、避難有効面積の拡大や、避難距離短縮に向けて避難場所の追加指定などを調査、検討									

（＊） 委員会、専門部会の開催回数や開催時期は、検討状況等により変更の可能性がある。

資料４－２

東京都防災都市づくり推進計画
検討委員会
（平成30年度　第１回）

防災都市づくり推進計画（改定）平成28年３月
改定後の進捗状況

平成３０年６月２８日

東京都都市整備局

目次

1. 防災都市づくり推進計画（改定）平成28年３月 ・・・・・・・1p
防災都市づくり推進計画の目的等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1p
首都直下地震等による東京の被害想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2p
防災都市づくりのイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3p
推進計画改定のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4p
整備目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8p

2. 延焼遮断帯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10p
延焼遮断帯の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10p
延焼遮断帯の整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11p
延焼遮断帯の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12p

3. 緊急輸送道路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13p
緊急輸送道路の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13p
緊急輸送道路の機能確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14p
緊急輸送道路の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15p

4. 木造住宅密集地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16p
木造住宅密集地域の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16p
整備地域の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18p
重点整備地域の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19p
市街地の整備の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20p
整備地域別の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21p

5. 避難場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22p
避難場所等の概要（23区） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22p
避難場所等の確保及び指定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24p
避難場所等の最新の指定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25p

１．防災都市づくり推進計画の目的等

〇目的

・東京都震災対策条例に基づき、震災の予防、震災が発生した場合の被害拡大の防止により、地震に強い防災都市づくりを推進

〇対象区域

・市街化区域を対象（23区28市町）

・木造住宅密集地域が重なる地域を中心とした23区及び多摩地域の７市について**防災生活圏**を設定

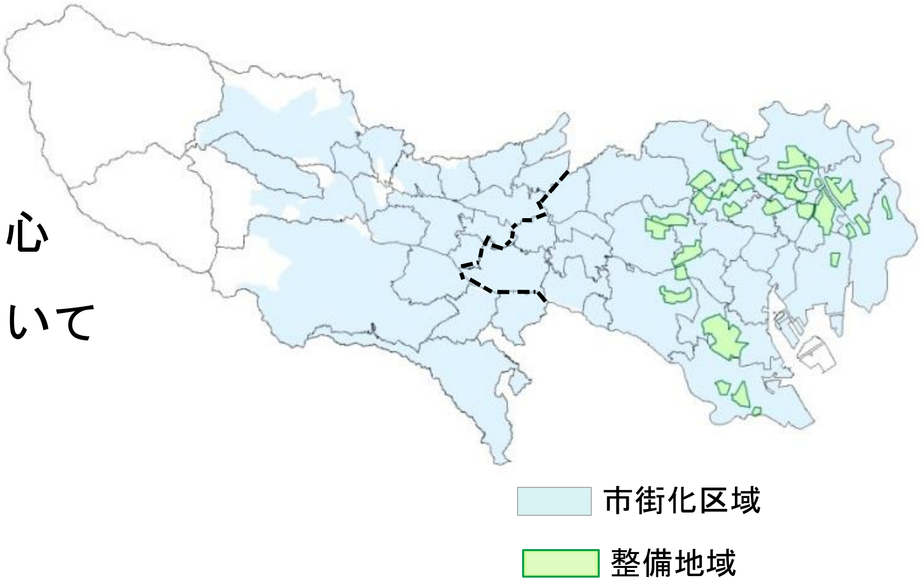

〇計画期間

・施策の基本方針（平成28～37年度）：施策の指針、目標など

・整備プログラム（平成28～32年度）：具体的な整備計画

1．首都直下地震等による東京の被害想定

	東京都の被害想定 （平成24年公表）	東日本大震災 （平成23年3月11日）	阪神・淡路大震災 （平成7年1月17日）
震源・規模	東京湾北部　Ｍ７．３	三陸沖　Ｍ９．０	淡路島北部　Ｍ７．３
発生時刻等	冬18時　風速8m/秒	１４時４６分	５時４６分
死者・行方不明者	約 9700人 ※	約 １万8500人	約 6400人
負傷者 （うち重傷者）	約 14万7600人※ （約2万1900人）	約 6100人	約 4万3800人
建物全壊被害	約 30万4千棟 (全焼建物19万棟含む)	約 12万７千棟	約 10万5千棟
経済的被害	――――	約16兆9千億円	10兆円

※　内　訳

	建物倒壊	火災	ﾌﾞﾛｯｸ塀等	その他	計
死者	約 5400人	約 4100人	約 100人	約 100人	約 9700人
負傷者 (うち重傷者)	約 12万6000人 （約1万5500人）	約 1万7700人 （約4900人）	約 3500人 （約1400人）	約 400人 （約100人）	約 14万7600人 （約2万1900人）

○その他の被害　・・・　帰宅困難者の発生　約517万人

１．防災都市づくりのイメージ

○防災都市づくりのイメージ

○ 主な施策

- 延焼遮断帯の形成
- 緊急輸送道路の機能確保
- 安全で良質な市街地の形成
- 避難場所等の確保

○防災都市づくり推進計画改定に伴う新たな取組

①木密地域不燃化１０年プロジェクトを計画へ取り込み

＜取組の例＞　○不燃化特区での全戸訪問支援
・住民意向を的確に把握し、不燃化に向けた働きかけ強化
○特定整備路線の整備にあたり、生活再建の支援を行うための相談窓口を設置

不燃化特区での全戸訪問

②整備地域内のさらなる不燃化を促進

＜取組の例＞　○防災生活道路の整備支援
・消火救援活動の円滑化、安全な避難路の確保
○防災生活道路沿道の不燃化助成
・アンコの不燃化促進

防災生活道路の整備支援

防災生活道路沿道の不燃化助成

③木密地域の解消及び再生産防止

＜取組の例＞　○地区計画策定支援
・木密地域拡大の未然防止、良好な住環境の確保

地区計画策定支援

１．推進計画改定のポイント

①木密地域不燃化１０年プロジェクトを計画に取り込み

〇不燃化特区（重点整備地域に位置付け）53地区　約3,100ha

・整備地域のうち、区が従来よりも踏み込んだ取組を行う場合に都が特別な支援を実施

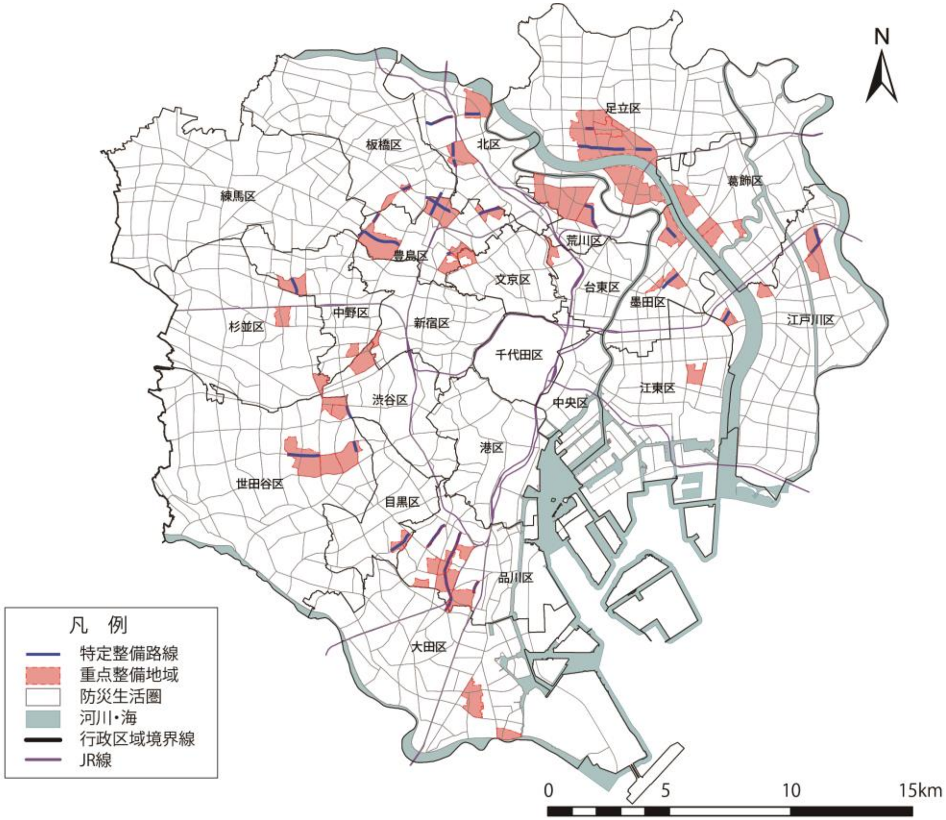

〇特定整備路線　28区間　約25km

・整備地域において震災時の延焼遮断や避難路・緊急車両の通行路となる重要な都市計画道路を整備

１． 推進計画改定のポイント

②整備地域内の更なる不燃化を促進

○防災生活道路の整備

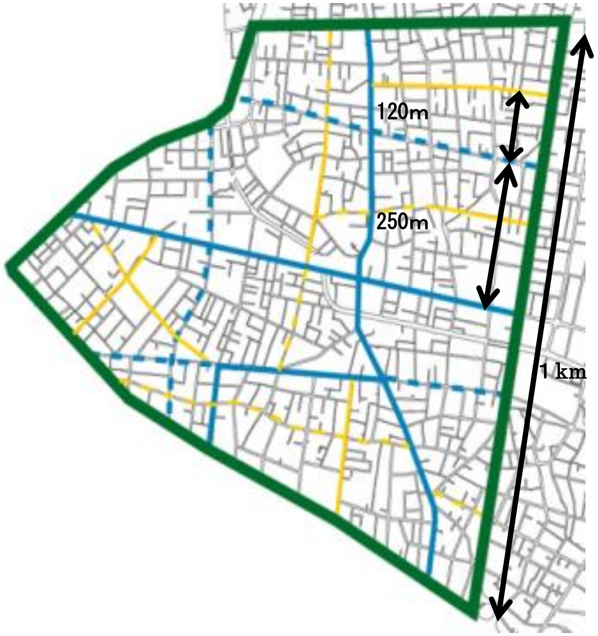

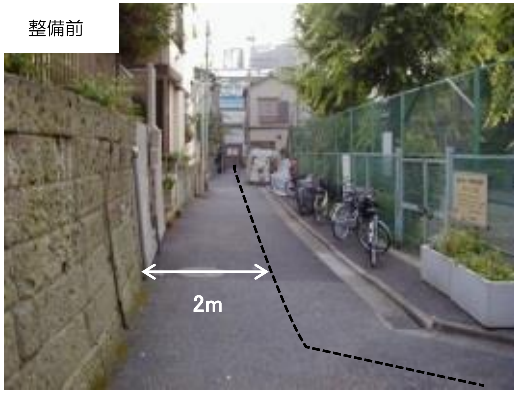

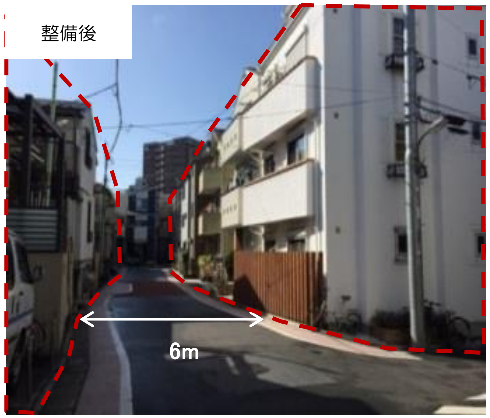

延焼遮断帯

【防災生活道路】

幅員６ｍ以上（整備済み）
幅員４ｍ以上～６ｍ未満（整備済み）
幅員６ｍ以上（未整備）
幅員４ｍ以上～６ｍ未満（未整備）

（１）幅員６ｍ以上　・・・緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える。
（２）幅員４ｍ以上６ｍ未満　・・・円滑な避難に有効な幅員

○防災生活道路整備事業

地区防災不燃化促進事業の創設
（補助率　１／２）
【補助対象事業費】
防災生活道路沿道の建築物の不燃化に係わる、建替え工事費の一部を助成

1．推進計画改定のポイント

③木密地域の解消及び再生産防止

〇地区計画策定支援事業

・地区計画等で**敷地の細分化を防止**
　防災まちづくりを契機に、
　良好な住環境形成

・**地区計画策定支援事業の創設**
　（補助率：1／2）
【補助対象事業費】
現況調査費、広報活動費、
説明会の開催・運営費、まちづくり勉強会の運営費、地区計画案の作成費等

〇整備地域以外の市街地における木密対策

・グラウンドや農地等において、**ミニ開発**が行われている恐れあり
・**昭和50年代以前に建設された住宅地**
　整備地域以外にも一歩踏み出す
・区市に取組を促す
　敷地面積の最低限度
　新たな防火規制区域

１．整備目標

〇整備目標一覧

延焼遮断帯の形成	形成率（%）		目標（%）
	平成18年	平成26年	平成37年度
骨格防災軸（河川を除く）	92	94	98
整備地域内の延焼遮断帯	58	62	75

緊急輸送道路の機能確保	耐震化率（%）		目標（%）	
	平成24年	平成27年	平成31年度	平成37年度
特定緊急輸送道路沿道建築物	79	80	90	100
一般緊急輸送道路沿道建築物	—	79	—	90

1．整備目標

○整備目標一覧

市街地の整備	不燃領域率（%）		目標（%）	
	平成18年	平成23年	平成32年度	平成37年度
整備地域	56	58 （H26参考値61%）	70	70以上 （全地域）
重点整備地域	—	— （H26参考値55%）	70以上 （全地域）	—

避難場所の整備 （２３区）	箇所数		目標	
	平成20年	平成25年	平成32年度	平成37年度
避難有効面積（1㎡/人）が不足している避難場所数	3	1	0（解消）	0（維持）
避難距離が3km以上となる避難圏域数	3	3	0（解消）	0（維持）

2. 延焼遮断帯の概要

○延焼遮断帯

・地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設等及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される**帯状の不燃空間**

◆延焼遮断帯の区分（防災上の重要度）
骨格防災軸　（参考値：約３～４kmメッシュ）
・広域的な都市構造から見て、骨格的な防災軸の形成を図るべき路線 ○主要な幹線道路（広域幹線道路及び広幅員の骨格幹線道路） ○江戸川、荒川、隅田川及び多摩川（川幅の大きな河川）
主要延焼遮断帯　（参考値：約２kmメッシュ）
・骨格防災軸に囲まれた区域内で、特に整備の重要度が高いと考えられるもの ○幹線道路（骨格防災軸間を二分する骨格幹線道路）
一般延焼遮断帯　（参考値：約１kmメッシュ）
・上記以外で、防災生活圏を構成する延焼遮断帯 ○上記以外の道路、河川、鉄道等

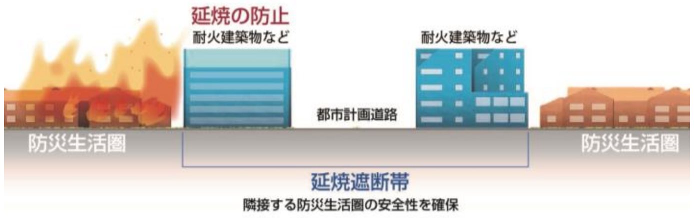

防災生活圏と延焼遮断帯のイメージ

◆延焼遮断帯の形成基準	
(1) 幅員27m以上	
幅員24m以上27m未満	沿道30mの不燃化率40%以上
幅員16m以上24m未満	沿道30mの不燃化率60%以上
幅員11m以上16m未満	沿道30mの不燃化率80%以上
のいずれかに相当する路線	
(2) 全延長について、耐火建築物の多い地域や避難場所等の中を通過するか又は接している区間	

２． 延焼遮断帯の整備方針

延焼遮断帯の整備の方針

○整備目標と取組

・延焼遮断帯の軸となる都市計画道路の整備を推進
・特定整備路線について、生活再建支援等により道路の整備を促進
・道路整備に合わせて、防火地域等の指定や都市防災不燃化促進事業の導入などにより、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進
・沿道への戸別訪問などによる不燃化の働きかけ

➡ **平成37年度までに骨格防災軸の形成率を98%**
整備地域内の延焼遮断帯の形成率を75%

２． 延焼遮断帯の整備状況

○延焼遮断帯形成状況

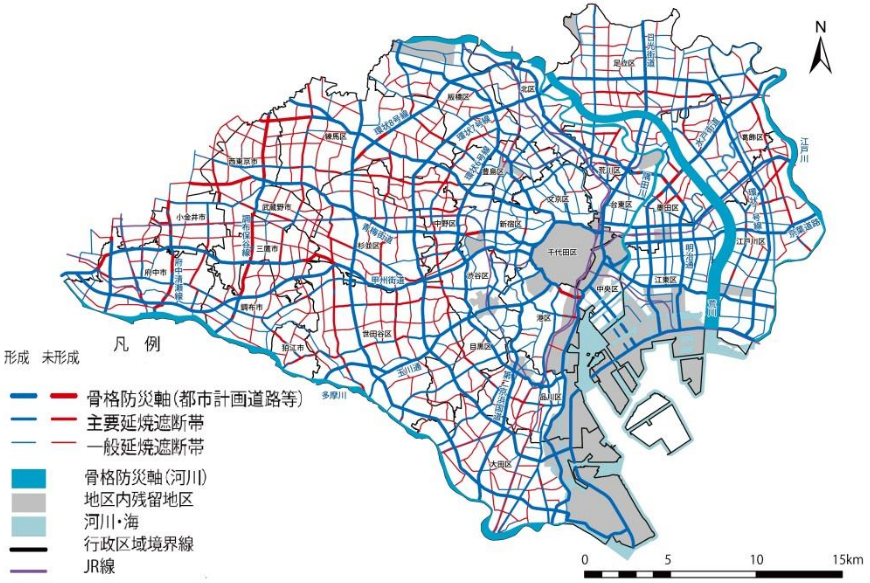

平成18年

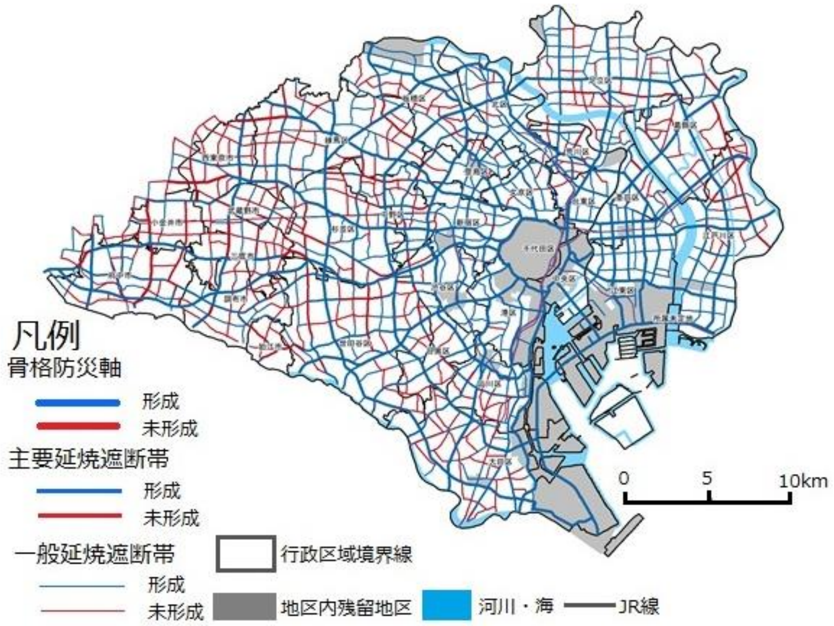

平成28年

※整備地域内の延焼遮断帯形成率　**５８％**（平成18年）　→　**６４％**（平成28年）

３．緊急輸送道路の概要

〇概要

（緊急輸送道路）

東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路

（特定緊急輸送道路）

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第７条に基づき、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路

（一般緊急輸送道路）

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第２条第１号に基づく緊急輸送道路のうち特定緊急輸送道路以外のもの

３． 緊急輸送道路の機能確保

緊急輸送道路の機能確保の方針と取組

〇特定緊急輸送道路

・区市町村等と連携し沿道建築物の補強設計や耐震改修等を重点的に促進

平成31年度までに沿道建築物を90%耐震化
特に倒壊の危険性が高い建築物（Is値0.3未満）の解消

平成37年度までに沿道建築物を100%耐震化

〇一般緊急輸送道路

・市区町村と連携し、沿道建築物所有者への働きかけや、耐震診断・耐震改修への支援、法令に基づく指導や指示等により耐震化を促進

平成37年度までに沿道建築物を90%耐震化

※上記は東京都耐震改修促進計画に基づく目標

〇その他の取組

・拡張整備が必要な緊急輸送道路について、整備を推進
・東京都無電柱化推進計画に基づき、都市防災機能の強化に寄与する路線について無電柱化を推進

○緊急輸送道路の機能確保の方針と取組

※上段：高速道路以外　下段：高速道路

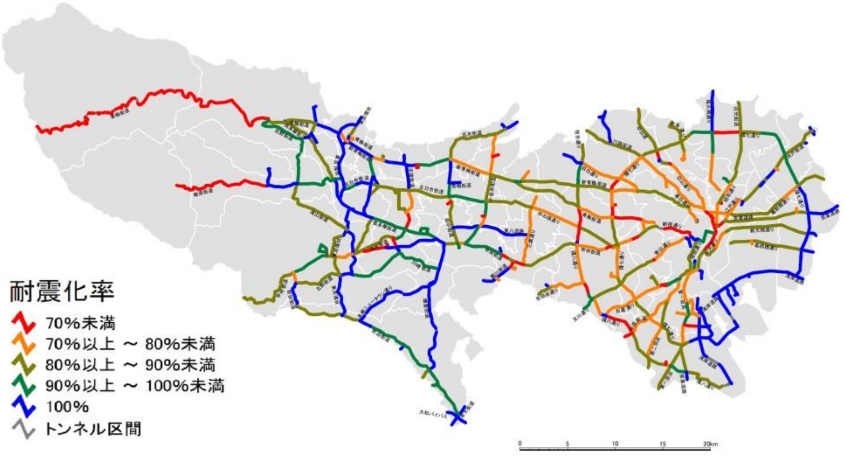

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成27年7月末時点) [高速道路以外]

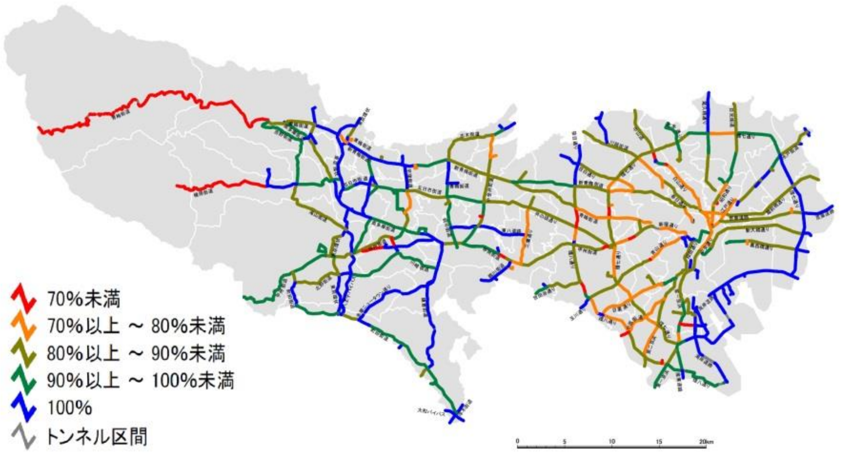

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成29年12月末時点)[高速道路以外]

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成27年7月末時点) [高速道路]

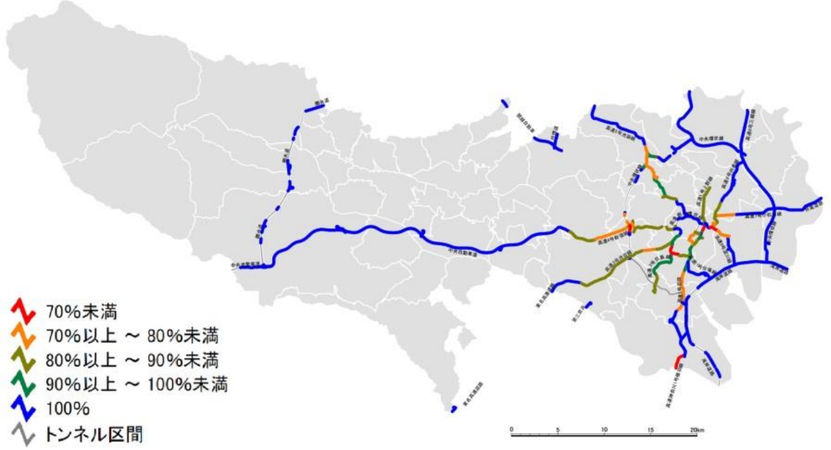

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成29年12月末時点)[高速道路]

※特定緊急輸送道路の沿道建築物耐震化率　**80.9%**（平成27年12月）→ **83.8%**（平成29年12月）

４． 木造住宅密集地域の概要

木造住宅密集地域（約13,000ha）

高度経済成長期に高密度に建築された老朽木造建築物が山手線外周部を中心に存在

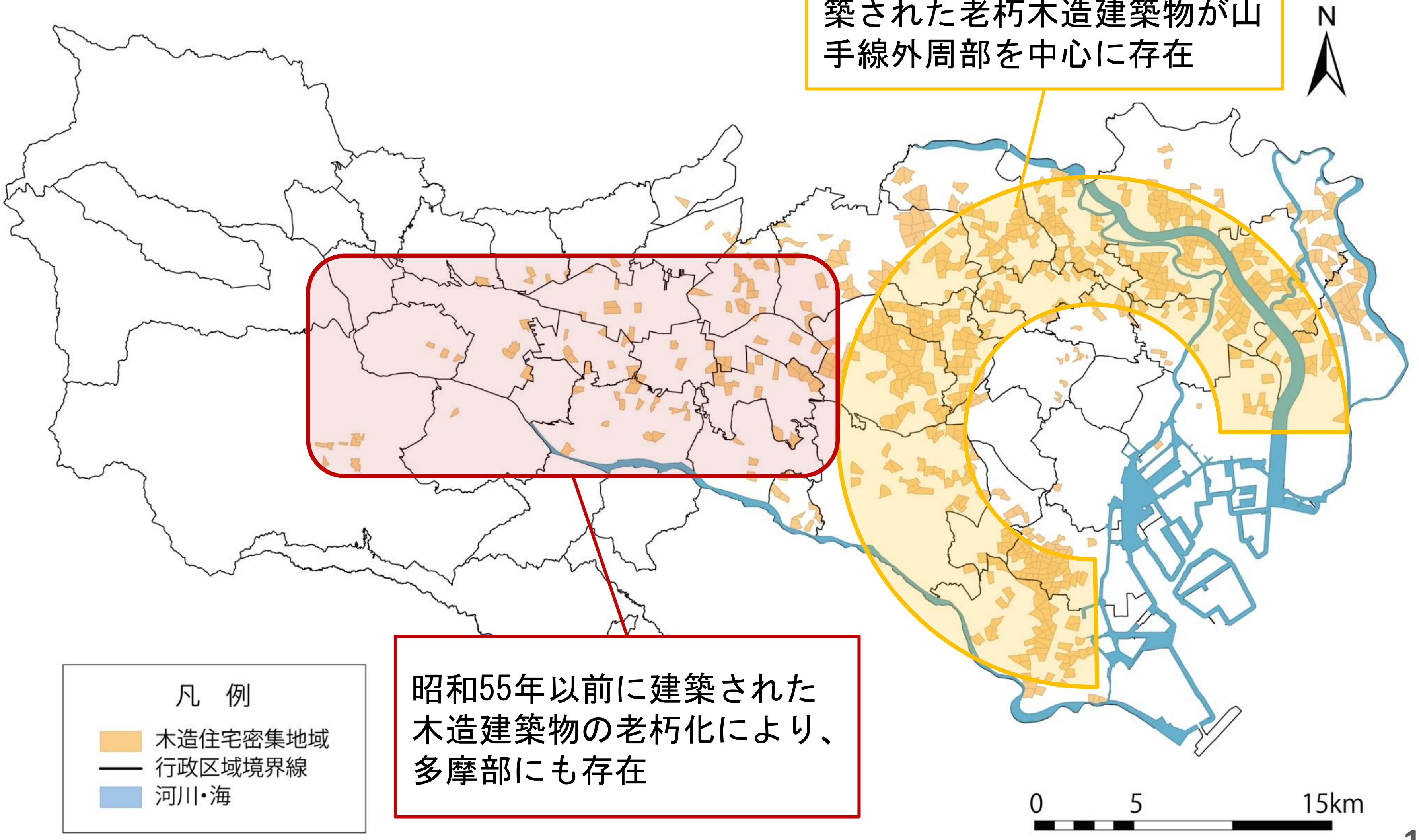

昭和55年以前に建築された木造建築物の老朽化により、多摩部にも存在

４．木造住宅密集地域の概要

○ゾーニングの基本的な考え方

・首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、効率的・効果的に市街地の防災性の向上を図るため、施策の対象区域を市街地の震災に対する危険性に応じてゾーニングし、危険性の高い地域から優先的に整備を推進していく。

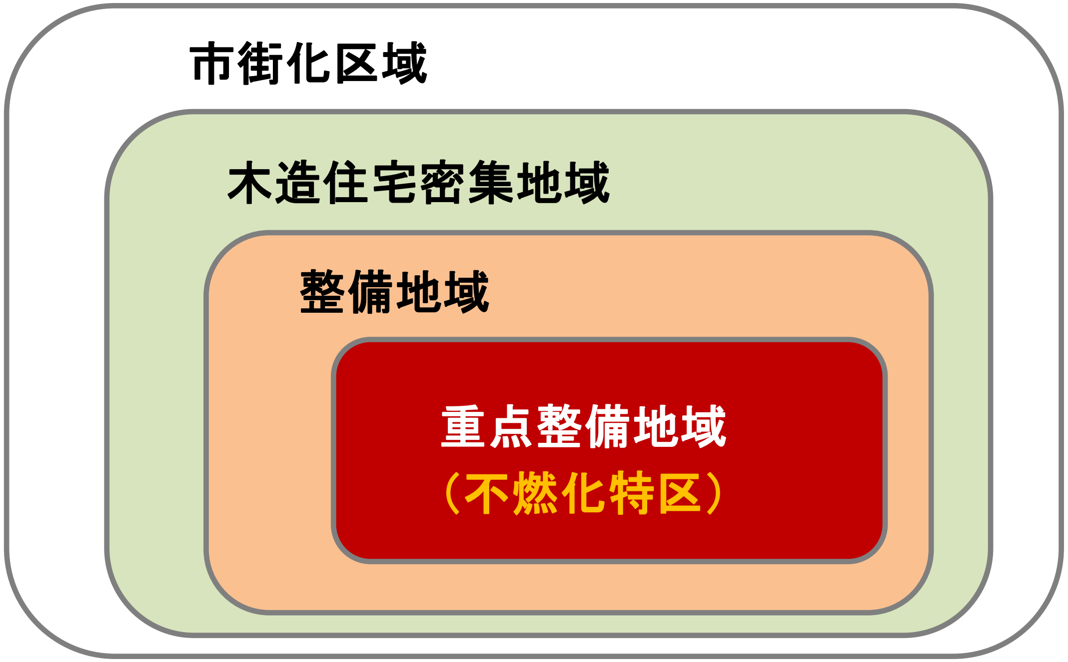

整備地域

震災時に特に甚大な被害が想定

重点整備地域

→不燃化特区

更に踏み込んだ取組を行う

※整備地域選定の基準

地域危険度のうち、建物倒壊危険度５及び火災危険度５に相当し、老朽木造建築棟数が45%以上の町丁目を含み、平均不燃領域率が60%未満である区域及び連担する区域

４． 整備地域の指定

○整備地域

木造住宅密集地域の中で、大きな被害が想定される地域（整備地域）は、山手線外周部を中心に広がっている。（総面積約6,900ha）

⇒区部全体の面積のうち約11%

※区部の面積：約62,700ha

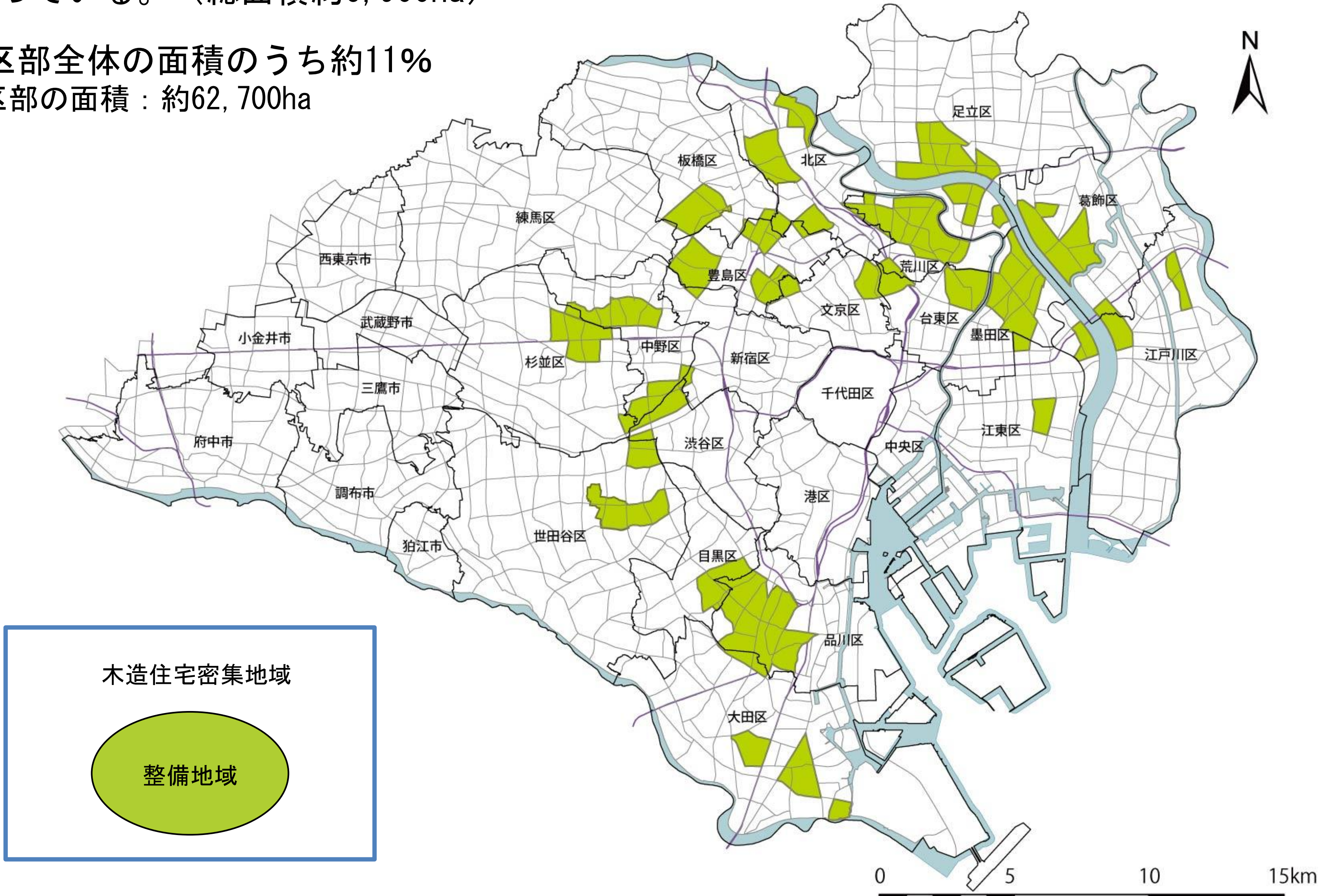

４．重点整備地域の指定

○重点整備地域（不燃化特区）

整備地域の中で、特に大きな被害が想定され、早急に改善が必要な地域（重点整備地域（不燃化特区））は、山手線外周部を中心に広がっており、整備地域よりエリアは狭い。（約3,200ha）

⇒区部全体の面積のうち約5%
※区部の面積：約62,700ha

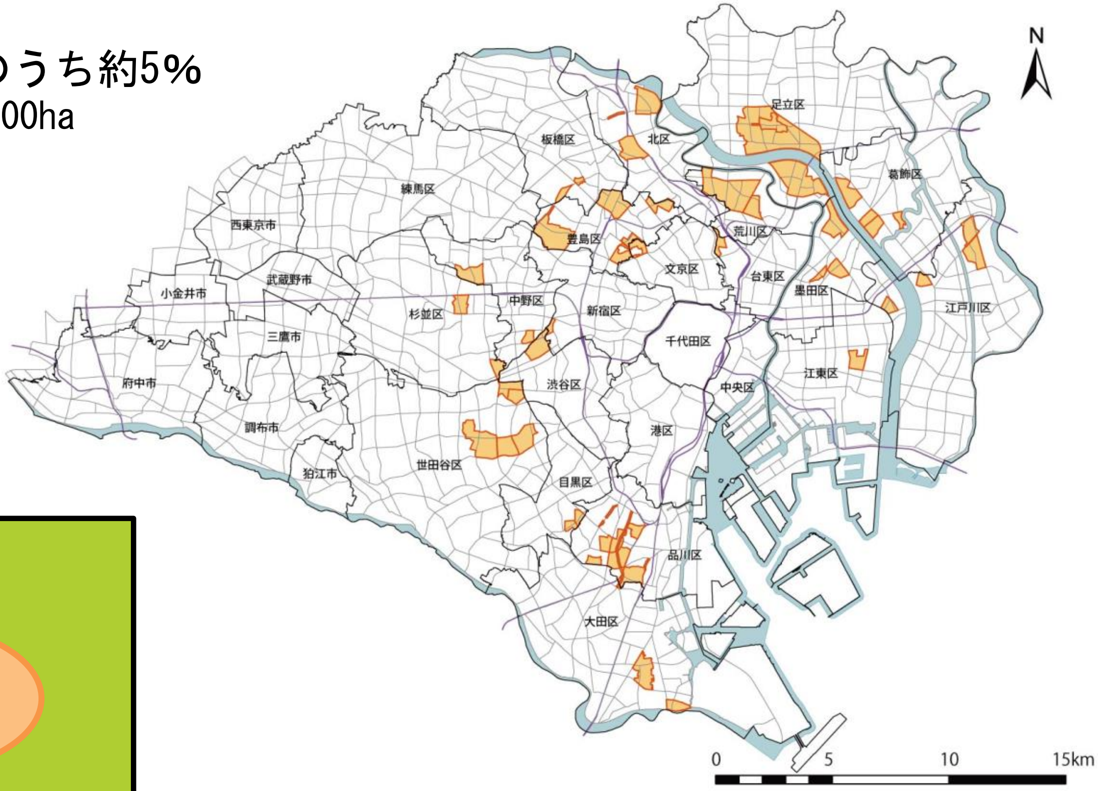

※重点整備地域　約3,100ha （平成28年度） → 中野区、北区等にて増加 → **約3,200ha** （平成29年度）

不燃化特区：区の申請に基づき、都が指定

４．市街地の整備の方針

市街地の整備の方針と取組

○整備目標

・**平成32年度までに全ての重点整備地域の不燃領域率を70%以上**
整備地域の不燃領域率を70%
・**平成37年度までにすべての整備地域の不燃領域率を70%以上**

○主な取組

・整備地域ごとに、防災生活道路の道路網計画を区と共に策定し、整備プログラムに位置付け
・防災生活道路の整備により、沿道建築物の建替え等を促進。不燃領域率の向上を図ると共に円滑な消火・救援活動や避難の空間の確保
・地域特性に応じた建蔽率や道路斜線の緩和、まちづくり手法の活用や共同化等の取組により、建替えを促進
・整備地域では新たな防火規制区域の指定、敷地面積の最低限度の設定や防災街区整備地区計画又は地区計画の策定
・特定整備路線について、生活再建支援等により道路の整備を促進

４．整備地域別の整備状況

〇不燃領域率の現状（整備地域別）

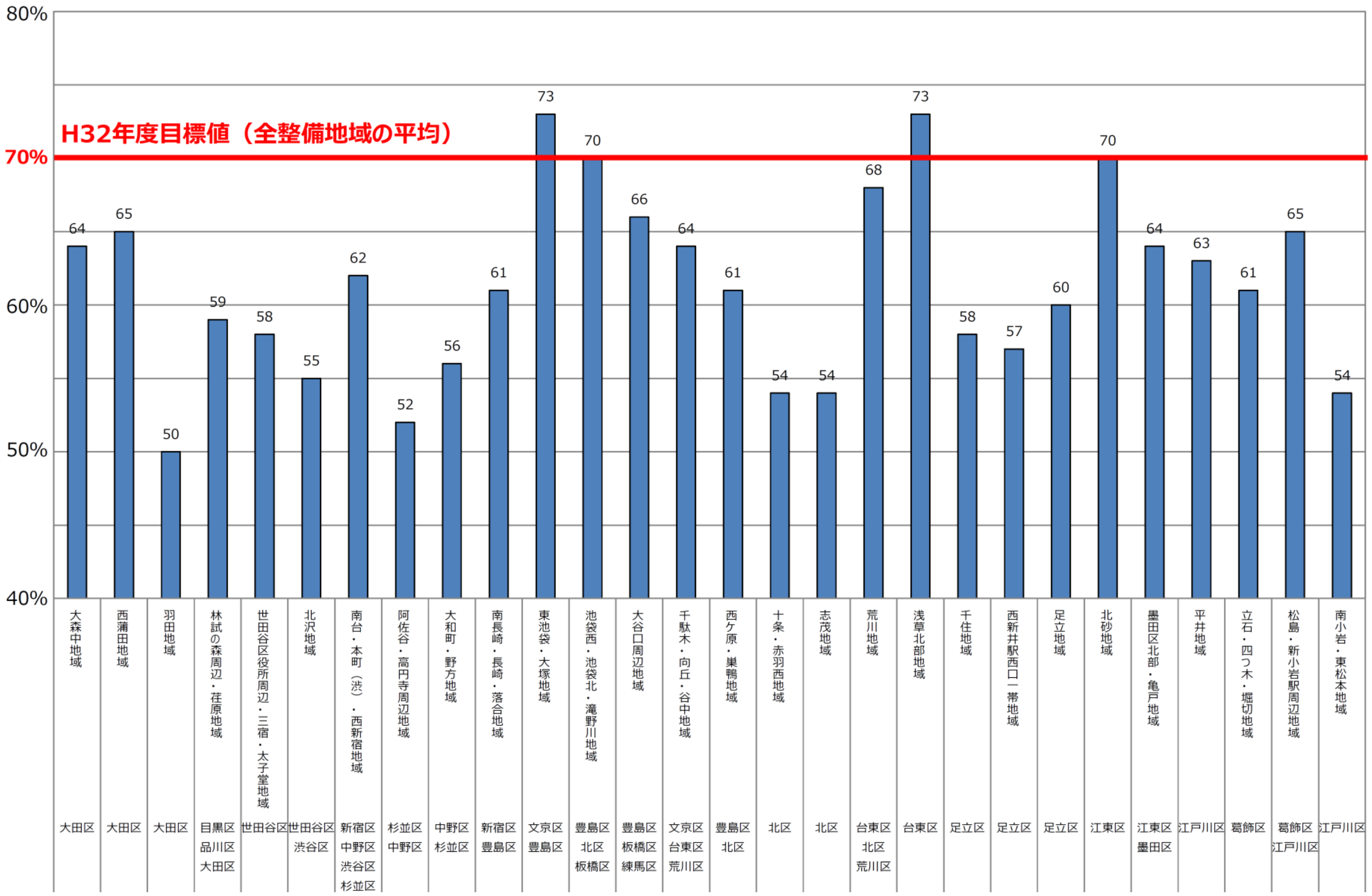

※整備地域内の不燃領域率 **58%**（平成23年） ➡ **62%**（平成28年）

５． 避難場所等の概要（23区）

○概要

　震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、区部の避難場所、地区内残留地区及び避難道路を、東京都震災対策条例第47条及び第48条に基づき、都が指定している。

○根拠法令（東京都震災対策条例）

第四十七条（平成12年12月22日条例第202号）

　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

第四十八条

　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

○沿革

昭和47年７月	条例に基づく指定
昭和54年４月	第１回指定
昭和60年４月	第２回指定
平成４年５月	第３回指定
平成10年３月	第４回指定
平成14年12月	第５回指定
平成20年２月	第６回指定
平成25年５月	第７回指定
平成30年６月	第８回指定

５． 避難場所等の概要（23区）

〇避難場所

東京都区部の避難場所は、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所として指定

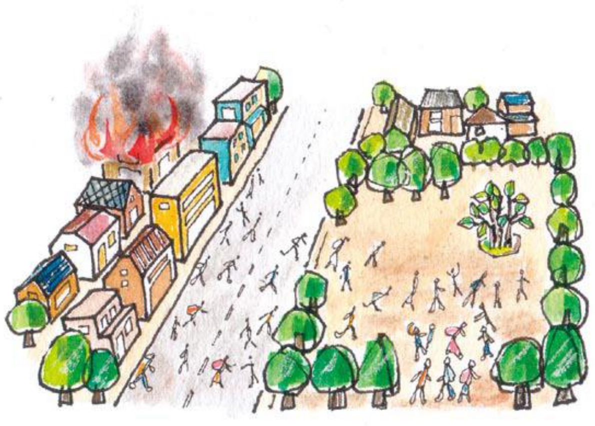

〇地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域

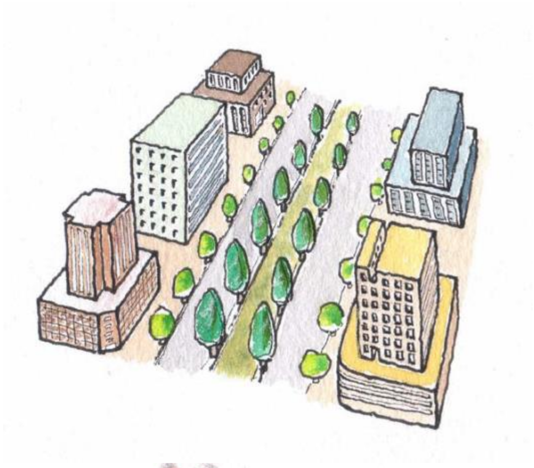

〇避難道路

震災時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域等にお住いの方が、指定された避難場所へ安全に避難するため、指定した道路

５． 避難場所等の確保及び指定の方針

避難場所等の確保及び指定の方針

○指定目標

・平成32年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消

・平成32年度までに避難距離が3km以上となる避難圏域を解消

・平成37年度までに、引き続き避難場所等の新規・拡大の指定を促進

・避難場所に存する都有施設等の公共建築物の耐震化を促進し、都立公園等の避難場所においては防災関連設備等の充実を図り、安全性や利便性の向上を図る。

○主な取組

・避難場所としての要件を満たした場所は、新規・拡大避難場所として確保

・不燃化の進展により、広域的な避難を要しない地区内残留地区の指定、民間建築物の耐震化の促進による地区内残留地区の安全性の向上

・避難場所及び地区内残留地区の新規又は拡大指定に伴い、避難道路を見直し、指定

５．避難場所等の最新の指定状況

○指定図

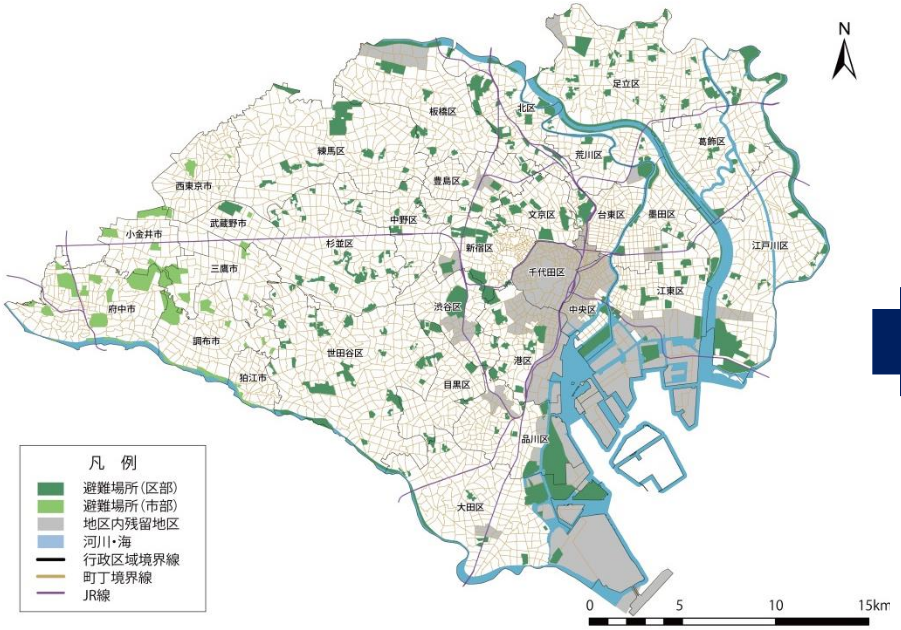

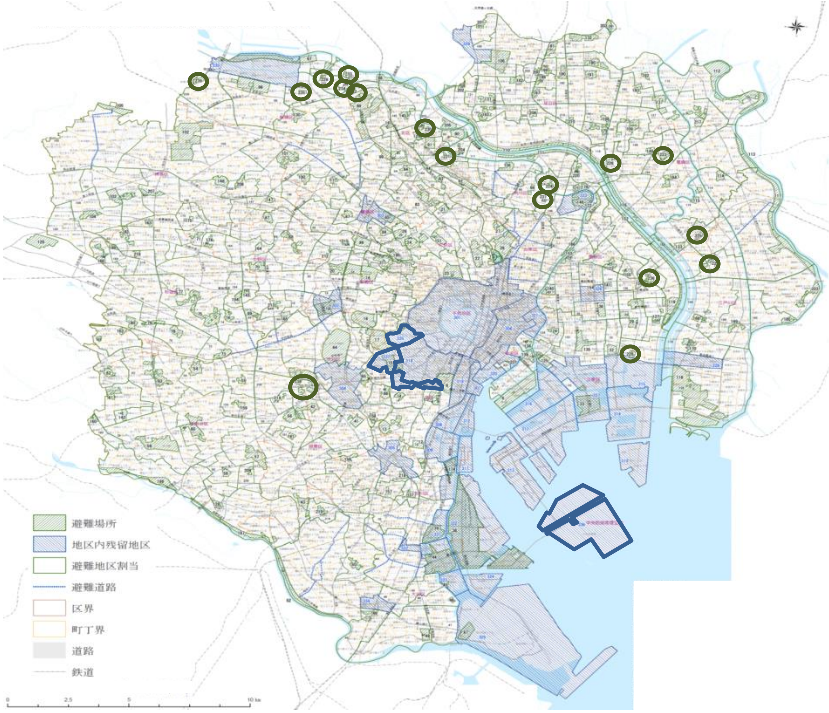

H28推進計画改定時
避難場所197か所
地区内残留地区34か所　約10,000ha

H30第８回見直し
避難場所213か所
地区内残留地区37か所　約11,000ha

※避難有効面積が不足していた避難場所を解消

資料４－３

東京都防災都市づくり推進計画
検討委員会
（平成30年度　第１回）

・地震に関する地域危険度測定調査（第８回）
（平成30年２月）
・避難場所等の指定（平成30年６月）

平成３０年６月２８日

東京都都市整備局

目次

1. 地震に関する地域危険度測定調査（第８回）　・・・・・・・1p

2. 避難場所等の指定（23区）　・・・・・・・・・・・・・・・7p

１．地震に関する地域危険度測定調査（第８回）

◆概要

地震に関する地域危険度測定調査は、東京都における防災都市づくりを推進し、各震災対策事業を実施する上での指標となり、都民の防災意識の高揚を図る目的で、東京都震災対策条例第12条に基づき、おおむね５年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に調査、研究し、都民に公表している。

◆根拠法令（東京都震災対策条例・施行規則）

第12条（平成12年12月22日条例第202号）

1　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について 、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

3　知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

施行規則　第五条

知事は、条例第十二条第一項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね五年ごとに実施しなければならない。

◆沿革

昭和50年11月	第１回	区部地域危険度測定調査
昭和55年 7月	第１回	多摩部地域危険度測定調査
昭和59年 5月	第２回	区部地域危険度測定調査
昭和62年 5月	第２回	多摩部地域危険度測定調査
平成 5年 1月	第３回	地域危険度測定調査*
平成10年 3月	第４回	地域危険度測定調査
平成14年12月	第５回	地域危険度測定調査
平成20年 2月	第６回	地域危険度測定調査
平成25年 9月	第７回	地域危険度測定調査
平成30年 2月	第８回	地域危険度測定調査

*第３回調査より、区部・多摩部を統合

１．地震に関する地域危険度測定調査（第８回）

地域危険度測定調査の測定方法と結果

（１）測定方法

・危険量　5,177町丁目（市街化区域内）ごとに測定
　①**建物倒壊危険量**
　②**火災危険量**
　また、これらをふまえた**総合危険量**

・危険度　危険量を５段階でランキング（**相対評価**）

・前回からの改善点（より実態を反映、震災対策事業の整備効果を評価）
　①旧耐震建物でも診断の結果、耐震性を有するものは新耐震として評価
　②シミュレーションの延焼時間を延長し、燃え広がりやすさをより反映
　③避難・救援可能な生活道路の整備状況を評価

（２）測定結果

・危険量は全体として減少
　⇒市街地の防災性は向上

・整備地域内の危険度は依然として高い
　（相対評価）

前回との危険量の比較（都全体の平均）

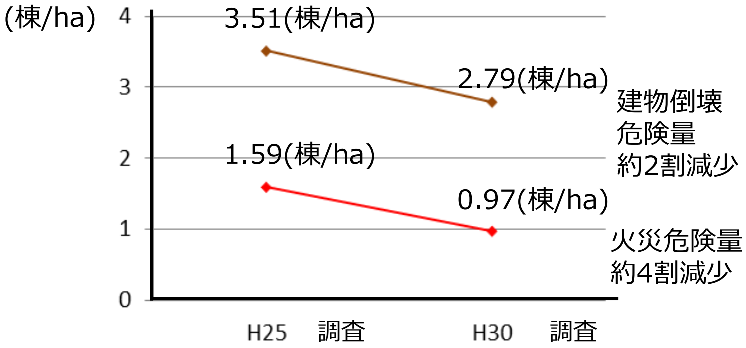

1. 地震に関する地域危険度測定調査（第8回）

〇建物倒壊危険度

危険度の高い地域は、沖積低地や谷底低地など揺れやすい地盤で、古い木造や軽量鉄骨造の建物が密集している地域である。荒川・隅田川沿いの下町地域一帯に分布している。

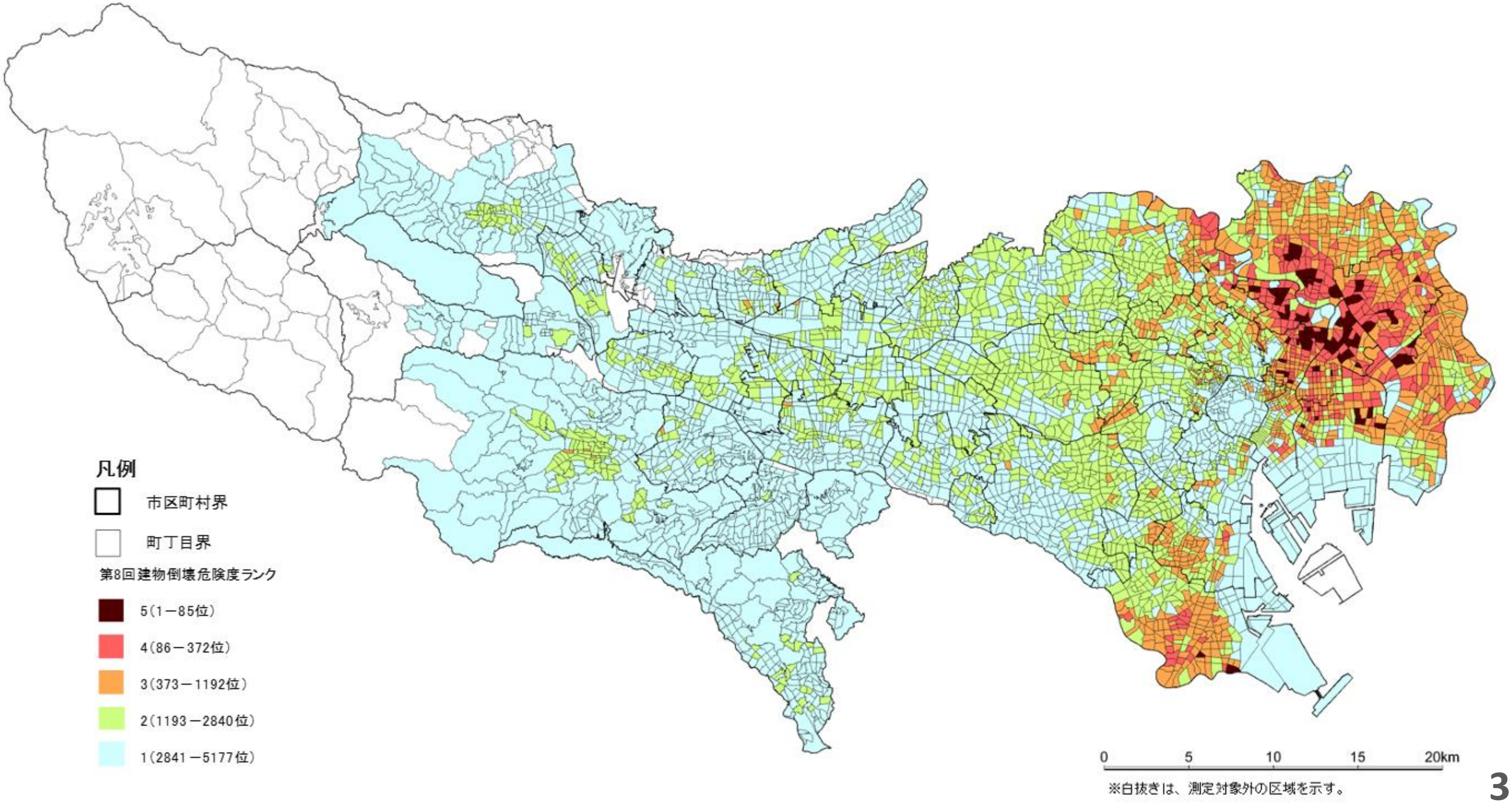

１． 地震に関する地域危険度測定調査（第８回）

〇火災危険度

　危険度の高い地域は、耐火性の低い木造建物が密集し、延焼遮断帯が未形成の地域である。建物倒壊危険度の分布傾向と異なり、区部の環状第７号線の内側を中心としてドーナツ状に分布するとともに、ＪＲ中央線沿線（区部）にも分布している。

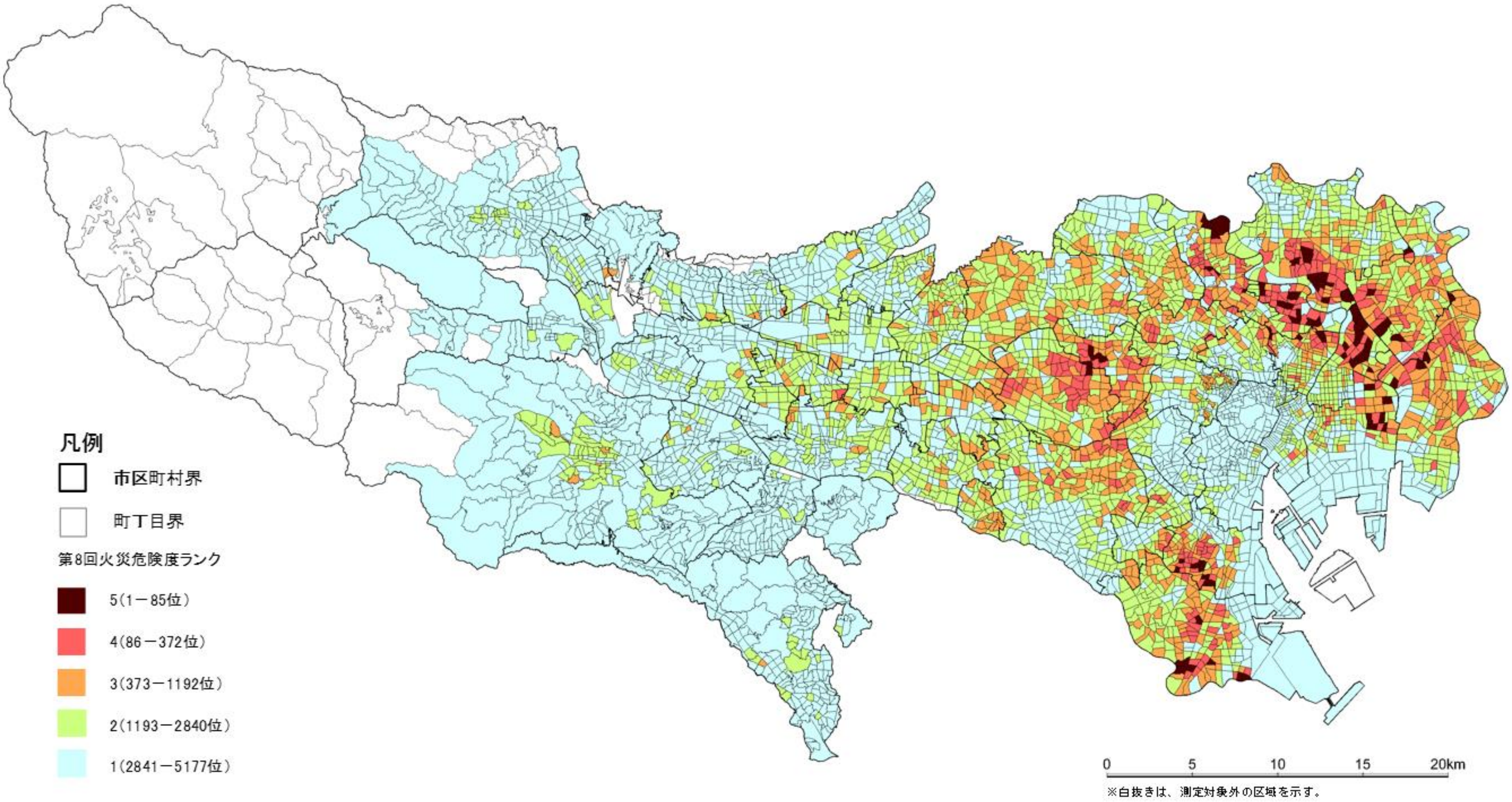

1．地震に関する地域危険度測定調査（第８回）

〇災害時活動困難度

　困難度が高い地域は、地域レベルの道路基盤などが少ない地域である。多摩地域や区部西部などに分布している。一方、地域レベルの道路基盤が多い都心部や区部東部は困難度が低い地域である。

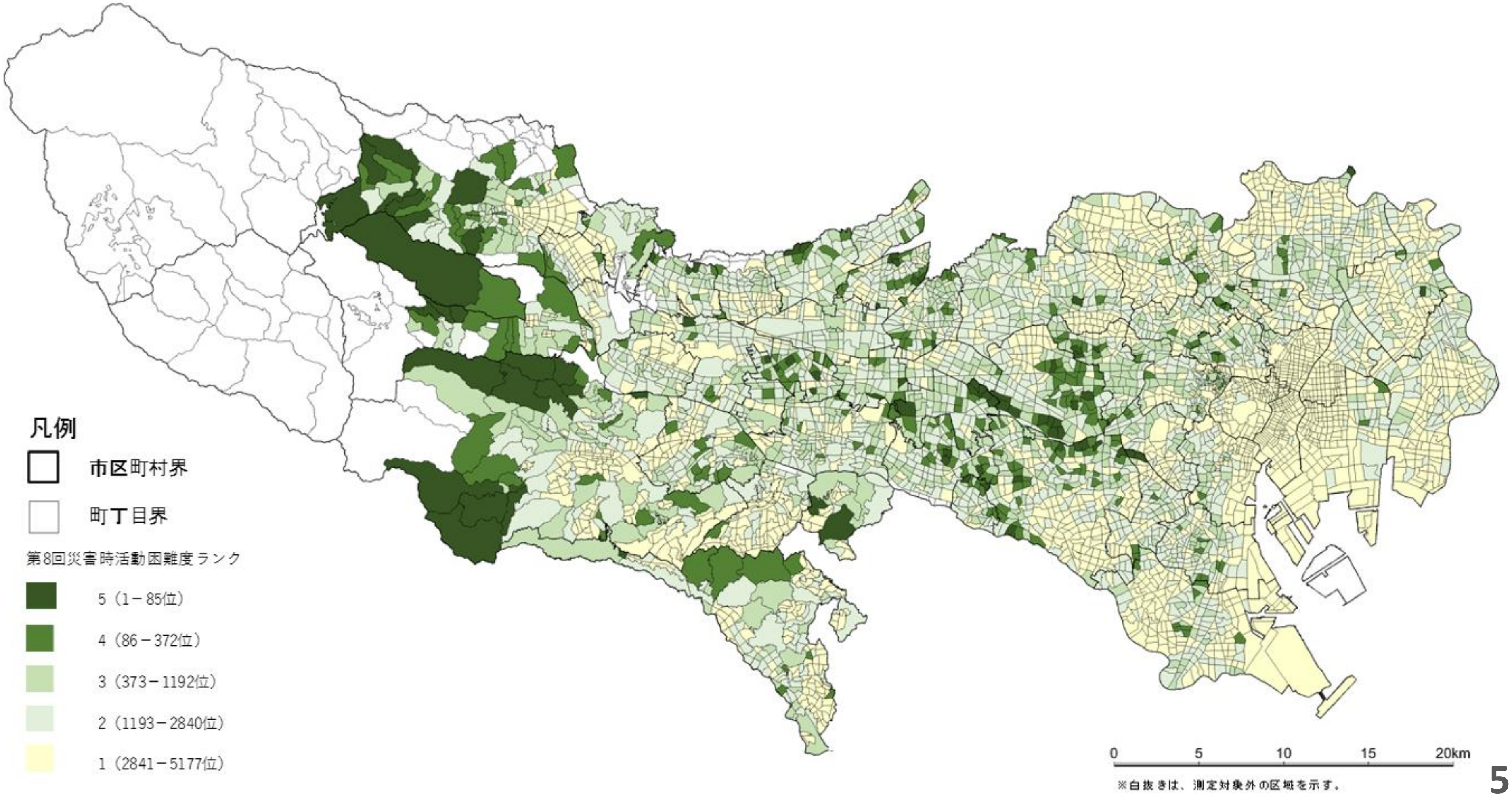

１．地震に関する地域危険度測定調査（第８回）

〇総合危険度

危険度の高い地域は、荒川・隅田川沿いのいわゆる下町地域一帯に加え、品川区南西部や大田区、中野区、杉並区東部に広がっている。

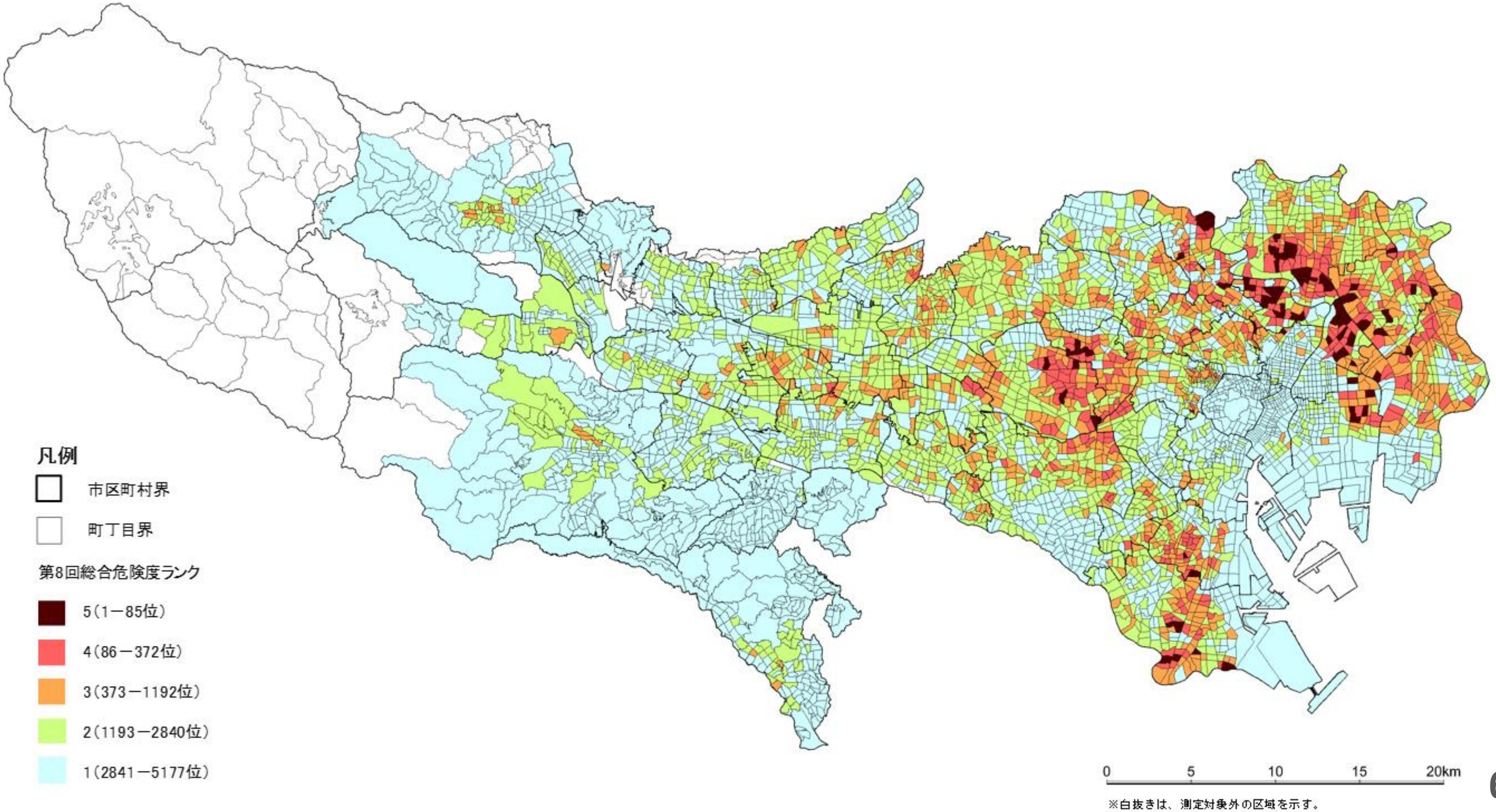

２．避難場所等の指定（23区）

○概要

　震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、区部の避難場所、地区内残留地区及び避難道路を、東京都震災対策条例第47条及び第48条に基づき、都が指定している。

○根拠法令（東京都震災対策条例）

第四十七条（平成12年12月22日条例第202号）

　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

第四十八条

　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

○沿革

昭和47年７月	条例に基づく指定
昭和54年４月	第１回指定
昭和60年４月	第２回指定
平成４年５月	第３回指定
平成10年３月	第４回指定
平成14年12月	第５回指定
平成20年２月	第６回指定
平成25年５月	第７回指定
平成30年６月	第８回指定

２． 避難場所等の指定（23区）

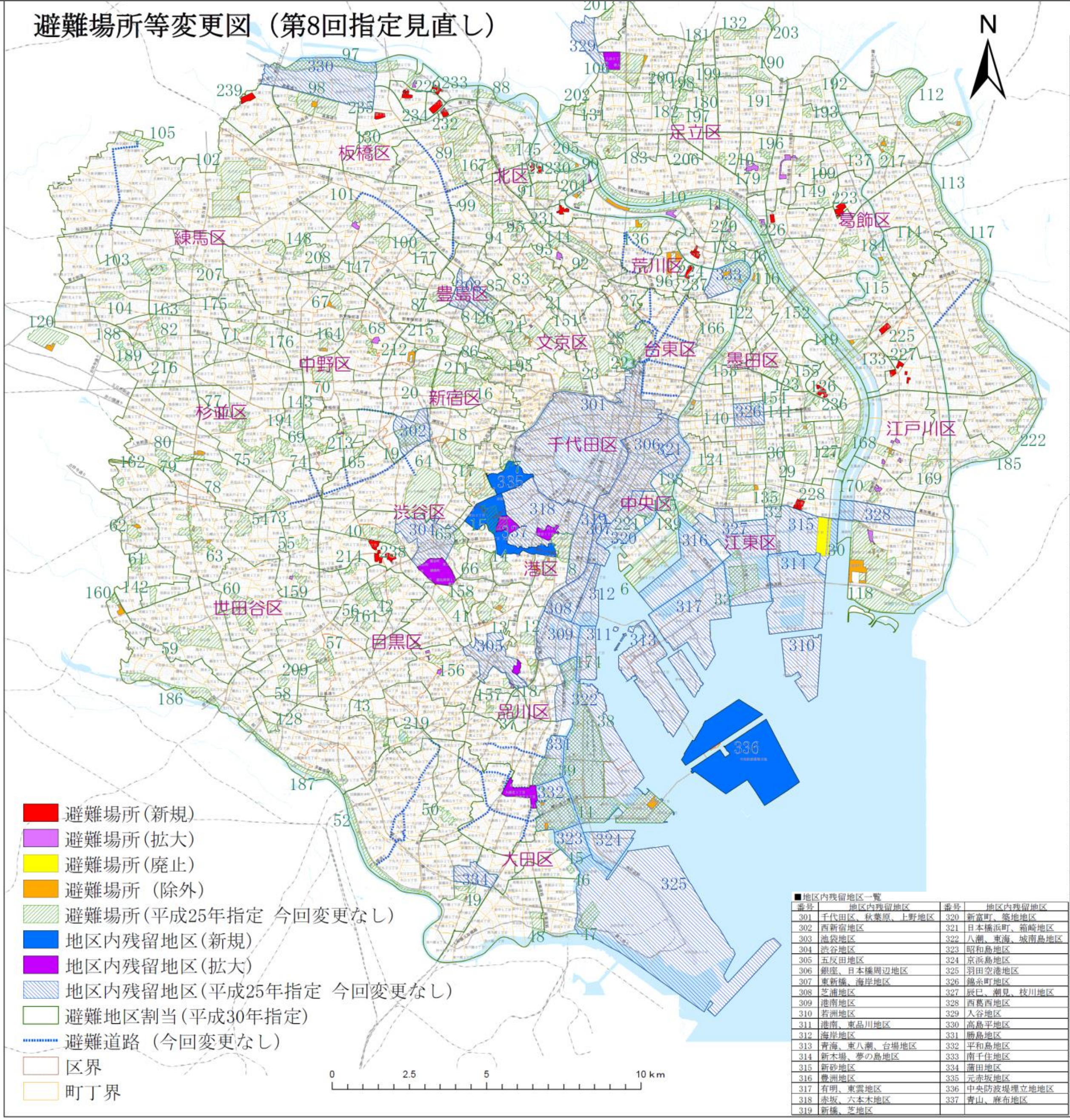

■地区内残留地区一覧

番号	地区内残留地区	番号	地区内残留地区
301	千代田区、秋葉原、上野地区	320	新富町、築地地区
302	西新宿地区	321	日本橋浜町、箱崎地区
303	池袋地区	322	八潮、東海、城南島地区
304	渋谷地区	323	昭和島地区
305	五反田地区	324	京浜島地区
306	銀座、日本橋周辺地区	325	羽田空港地区
307	東新橋、海岸地区	326	錦糸町地区
308	芝浦地区	327	辰巳、潮見、枝川地区
309	港南地区	328	西葛西地区
310	若洲地区	329	入谷地区
311	港南、東品川地区	330	高島平地区
312	海岸地区	331	勝島地区
313	青海、東八潮、台場地区	332	平和島地区
314	新木場、夢の島地区	333	南千住地区
315	新砂地区	334	蒲田地区
316	豊洲地区	335	元赤坂地区
317	有明、東雲地区	336	中央防波堤埋立地地区
318	赤坂、六本木地区	337	青山、麻布地区
319	新橋、芝地区		

■避難場所一覧

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名
6	晴海地区	90	豊島五丁目団地一帯	166	隅田公園一帯
7	迎賓館一帯	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	167	清水坂公園一帯
8	芝公園・慶応大学一帯	92	JR田端・尾久駅周辺一帯	168	船堀一丁目住宅一帯
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	94	都営滝野川三丁目団地一帯	170	行船公園・宇喜田住宅一帯
14	有栖川宮記念公園一帯	95	十条台・北区中央公園一帯	174	天王洲アイル周辺
15	青山墓地一帯	96	荒川自然公園一帯	175	都立武蔵丘高校一帯
16	戸山公園一帯	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	176	白鷺一丁目地区
17	明治神宮外苑地区	98	高島平二・三丁目地区	177	都営幸町アパート一帯
18	新宿御苑	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	178	千寿第八小学校一帯
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	100	公社向原住宅一帯	179	都立江北高校一帯
20	百人町三・四丁目地区	101	城北中央公園一帯	180	竹の塚第一団地一帯
21	六義園	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯
22	東京大学	103	石神井公園一帯	182	フレール西新井中央公園一帯
23	後楽園一帯	104	上石神井アパート一帯	183	江北平成公園一帯
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	105	大泉中央公園一帯	184	区役所・青戸団地一帯
26	護国寺一帯	106	舎人公園一帯	185	江戸川清掃工場一帯
27	谷中墓地	109	東綾瀬団地一帯	186	多摩川河川敷・二子橋一帯
28	上野公園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
29	大島・北砂団地一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯
32	公社南砂二丁目団地一帯	112	水元公園・江戸川緑地一帯	189	井草八幡宮一帯
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	190	都営保木間第５アパート一帯
36	猿江恩賜公園一帯	114	都営高砂団地一帯	191	総合スポーツセンター一帯
37	JRアパート・品川区役所一帯	115	奥戸運動場	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
38	大井ふ頭一帯	116	新四ツ木橋地区東岸	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
39	大井競馬場・しながわ区民公園	117	篠崎公園・江戸川緑地一帯	194	セシオン杉並・妙法寺一帯
40	駒場東大一帯	118	江戸川南部一帯	195	目白台運動公園付近一帯
41	中目黒公園一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
42	世田谷公園一帯	120	グリーンパーク	197	栗原団地一帯
43	東京工業大学	122	白鬚東地区	198	竹の塚小学校一帯
44	平和島地区	123	都営文花一丁目住宅一帯	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯
45	昭和島野球場一帯	124	清澄庭園	200	区立第十四中学校一帯
46	森ヶ崎公園	125	東京海洋大学一帯	201	区立舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯
47	東京国際空港天空橋周辺	126	亀戸中央公園	202	区立北鹿浜小学校一帯
48	萩中公園	127	都営東砂二丁目住宅一帯	203	都営花畑第４アパート一帯
49	旧蒲田電車区周辺一帯	128	玉川野毛町公園一帯	204	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
50	池上本門寺一帯	129	王子五丁目団地一帯	205	ハートアイランド新田一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	130	中台三丁目地区	206	西新井駅西口地区一帯
54	日本大学文理学部一帯	131	江北六丁目団地一帯	207	都営南田中アパート
55	羽根木公園一帯	132	花畑団地一帯	208	練馬総合運動場一帯
56	昭和女子大学一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	209	東京学芸大学附属世田谷小･中学校一帯
57	駒沢オリンピック公園一帯	135	木場公園一帯	210	都立足立高校一帯
58	都立園芸高校	136	都立尾久の原公園一帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス一帯
59	砧公園・大蔵運動公園一帯	137	中川公園一帯・大谷田団地一帯	212	落合中央公園一帯
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	138	新川ツインビル地区	213	本五ふれあい公園一帯
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	139	佃リバーシティ地区	214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
62	第一生命グランド一帯	140	両国地区	215	おとめ山公園地区一帯
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	216	桃井原っぱ公園一帯
64	明治神宮・代々木公園一帯	142	成城学園一帯	217	東京理科大学一帯
65	青山学院・実践女子学園一帯	143	蚕糸の森公園一帯	218	大崎駅西口地区一帯
66	聖心女子大学一帯	144	飛鳥山公園	219	洗足池公園一帯
67	江古田の森公園一帯	145	北運動公園一帯	220	東京電機大学一帯
68	哲学堂公園一帯	146	都立汐入公園一帯	221	あかつき公園一帯
69	コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	147	武蔵大学	222	江戸川スポーツランド周辺一帯
70	中野区役所一帯	148	豊島園	223	亀有一丁目一帯
71	公社鷺宮西住宅一帯	149	上千葉砂原公園一帯	224	千住大橋駅地区一帯
73	明大和泉校舎一帯	151	小石川植物園	225	私学事業団総合運動場
74	和田堀公園（東地区）一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地	226	小菅東スポーツ公園
75	善福寺川緑地･和田堀公園（西地区）一帯	153	墨田区役所・隅田公園自由広場一帯	227	都立江戸川高校一帯
77	シャレール荻窪一帯	154	錦糸公園	228	南砂三丁目公園一帯
78	柏の宮公園一帯	155	立花一丁目団地一帯	229	新河岸東公園一帯
79	高井戸駅一帯	156	林試の森公園	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯
80	久我山二丁目地区グランド一帯	157	戸越公園一帯	231	堀船地区一帯
82	上井草スポーツセンター一帯	158	恵比寿ガーデンプレイス	232	赤羽北地区一帯
83	染井墓地・駒込中学校一帯	159	国士舘大学一帯	233	浮間一丁目地区
84	雑司ヶ谷墓地	160	きたみふれあい広場一帯	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区
85	豊島区立総合体育場一帯	161	学芸大学附属高校一帯	235	城北公園一帯
86	学習院大学	162	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯	236	都営平井アパート一帯
87	立教大学	163	井草森公園一帯	237	荒川工業高校一帯
88	荒川河川敷一帯	164	平和の森公園一帯	238	駒場地区
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	165	東京大学附属中等教育学校一帯	239	都営成増五丁目第２アパート一帯

２．避難場所等の指定（23区）

避難道路指定図（第8回指定見直し）

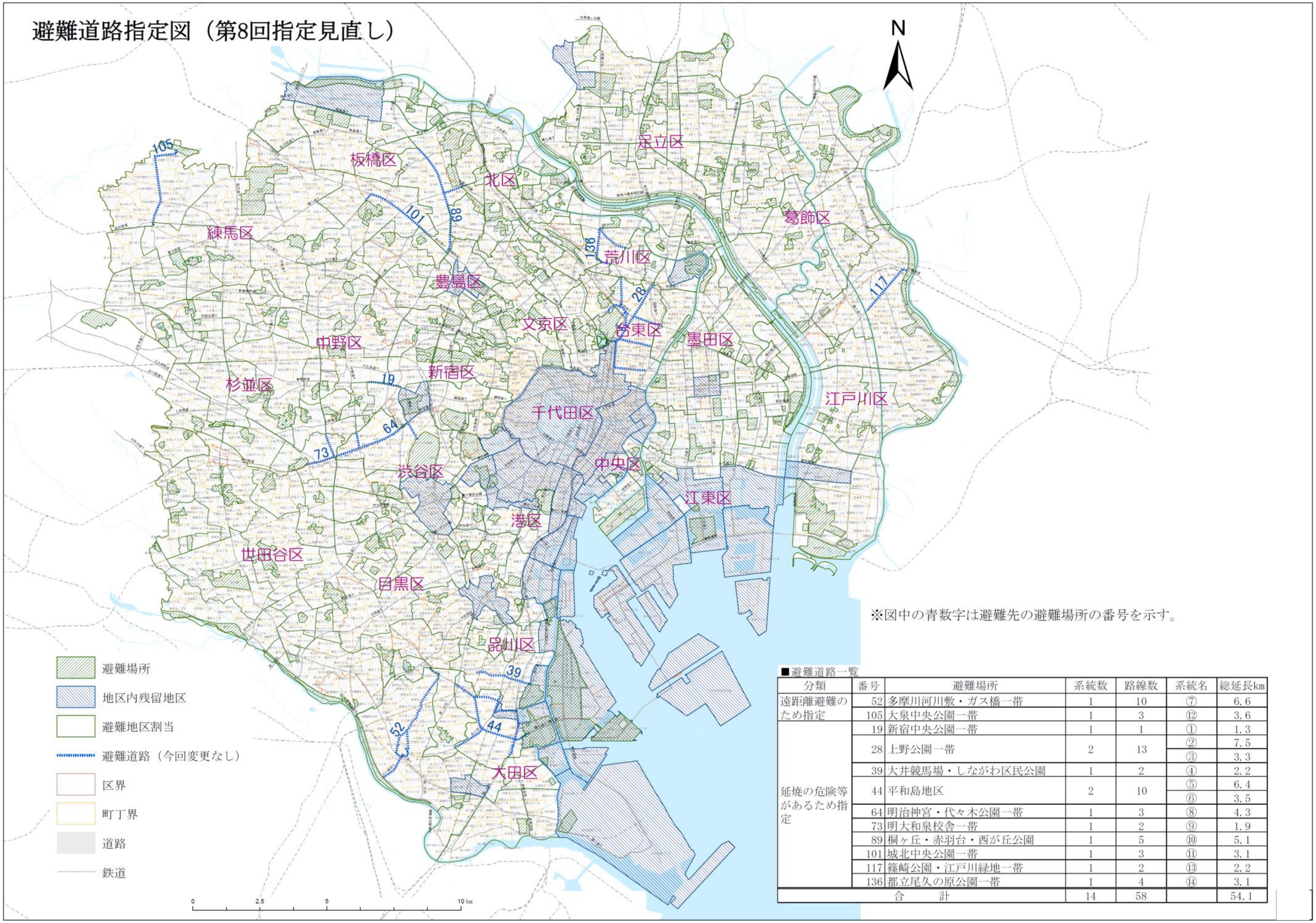

※図中の青数字は避難先の避難場所の番号を示す。

■避難道路一覧

分類	番号	避難場所	系統数	路線数	系統名	総延長km
遠距離避難のため指定	52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	1	10	⑦	6.6
	105	大泉中央公園一帯	1	3	⑫	3.6
延焼の危険等があるため指定	19	新宿中央公園一帯	1	1	①	1.3
	28	上野公園一帯	2	13	②	7.5
					③	3.3
	39	大井競馬場・しながわ区民公園	1	2	④	2.2
	44	平和島地区	2	10	⑤	6.4
					⑥	3.5
	64	明治神宮・代々木公園一帯	1	3	⑧	4.3
	73	明大和泉校舎一帯	1	2	⑨	1.9
	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘公園	1	5	⑩	5.1
	101	城北中央公園一帯	1	3	⑪	3.1
	117	篠崎公園・江戸川緑地一帯	1	2	⑬	2.2
	136	都立尾久の原公園一帯	1	4	⑭	3.1
合計			14	58		54.1

資料４－４

東京都防災都市づくり推進計画
検討委員会
（平成30年度　第１回）

・都市づくりのグランドデザイン（抜粋）
・土地利用調査特別委員会（抜粋）

平成３０年６月２８日

東京都都市整備局

目次

1. 都市づくりのグランドデザイン（木造住宅密集地域関連）・・・1p
2. 土地利用調査特別委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・4p
中枢広域拠点域と国際ビジネス交流ゾーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・4p
拠点、木密地域、低層住居専用地域の配置など・・・・・・・・・・・・・・5p
環状７号線内側の拠点の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6p
環状７号線内側の低層住居専用地域の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・8p
環状７号線内側の木造住宅密集地域の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・9p
木造住宅密集地域の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10p
木造住宅密集地域の改善の取組と土地利用施策・・・・・・・・・・・・・・11p
木造住宅密集地域の改善状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12p
木造住宅密集地域における新たな防火規制について・・・・・・・・・・・13p
環状７号線内側の土地利用のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14p

1. 都市づくりのグランドデザイン（木造住宅密集地域関連）

◆グランドデザインの位置付け

「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画

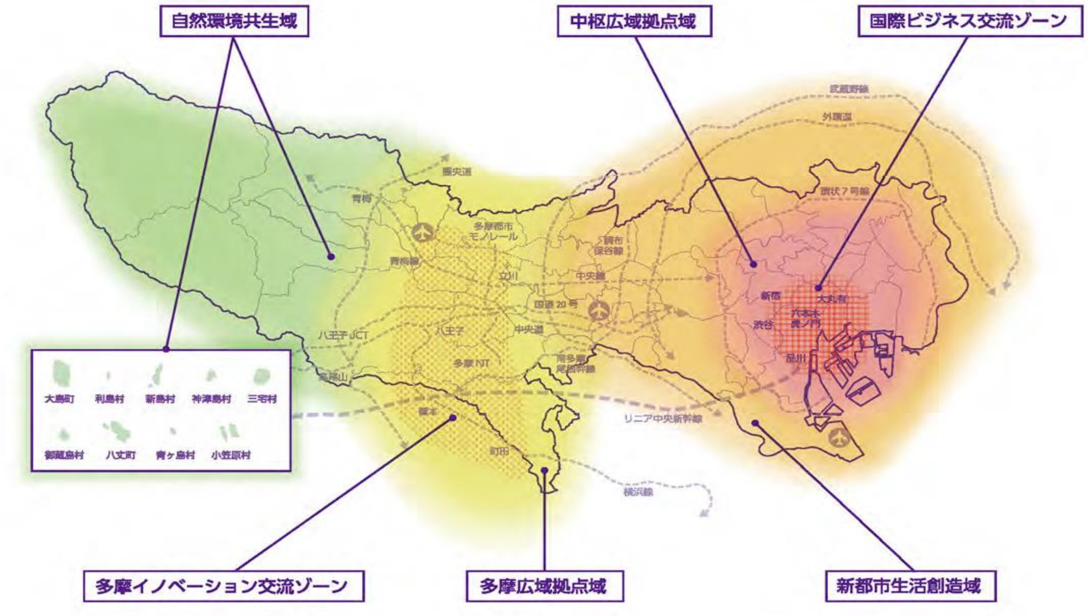

※ 隣り合う地域区分の境界域は、相互の地域特性が緩やかに変化・融合しながら連続性を持っています。
※ ゾーンの範囲は、高度な都市機能の集積や競争力のある研究開発機能の集積など、既存のストックを効果的に活用するとともに、社会経済情勢の変化等に対応しながら変容し得るものです。

目指すべき新しい都市像
４つの地域区分と２つのゾーンの考え方

東京の特色
- 大規模な拠点
- 緑の豊かな住宅地
- 魅力あのある商店街
- 風情のある下町
- 町工場

地域特性等を踏まえた新たな地域区分

１．都市づくりのグランドデザイン（木造住宅密集地域関連）

◆目指すべき新しい都市像
新たな地域区分

中枢広域拠点域

　おおむね環状７号線内側の区域で、高密な道路・交通ネットワークを生かし、国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成

老朽建築物の更新や木造住宅密集地域の解消、緑や水辺空間の保全・創出が進み、中心部では高密度の、縁辺部では中密度の緑豊かで潤いのある複合市街地

1．都市づくりのグランドデザイン（木造住宅密集地域関連）

目指すべき都市像（都市づくりグランドデザイン）

木造住宅密集地域が解消された魅力的な住宅市街地

～木造住宅密集地域を、安全安心で東京ならではの街並みに変える～

・地域全体が燃えない・倒れないまちになっている

・木造住宅密集地域が東京ならではの街並みに再生されている

・居住者の生活に配慮した魅力的な移転先を確保し、コミュニティが持続している

都市の将来イメージ
（木造密集地域が解消された
魅力的な住宅市街地）

耐震化・不燃化
延焼遮断帯の形成

↓

木造住宅の良さや、路地の雰囲気
を活かしたまちとして再生

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

■中枢広域拠点域－おおむね環状７号線まで－【東京の中枢機能を支える範囲】

- **国際的なビジネス・交流機能**や業務・商業などの複合機能
- 芸術・文化、スポーツなどの多様な**特色を有する拠点**が数多く形成
- 緑豊かで潤いのある複合市街地、充実した鉄道ネットワークで**魅力的な居住生活**が実現

■国際ビジネス交流ゾーン

- 国際的な**中枢業務機能が高度に集積**した中核的な拠点が複数形成
- 国際的な**ビジネス・交流機能の強化**と、その**持続的な更新**
- 国際的に**高い水準を持つ都市環境**が整備

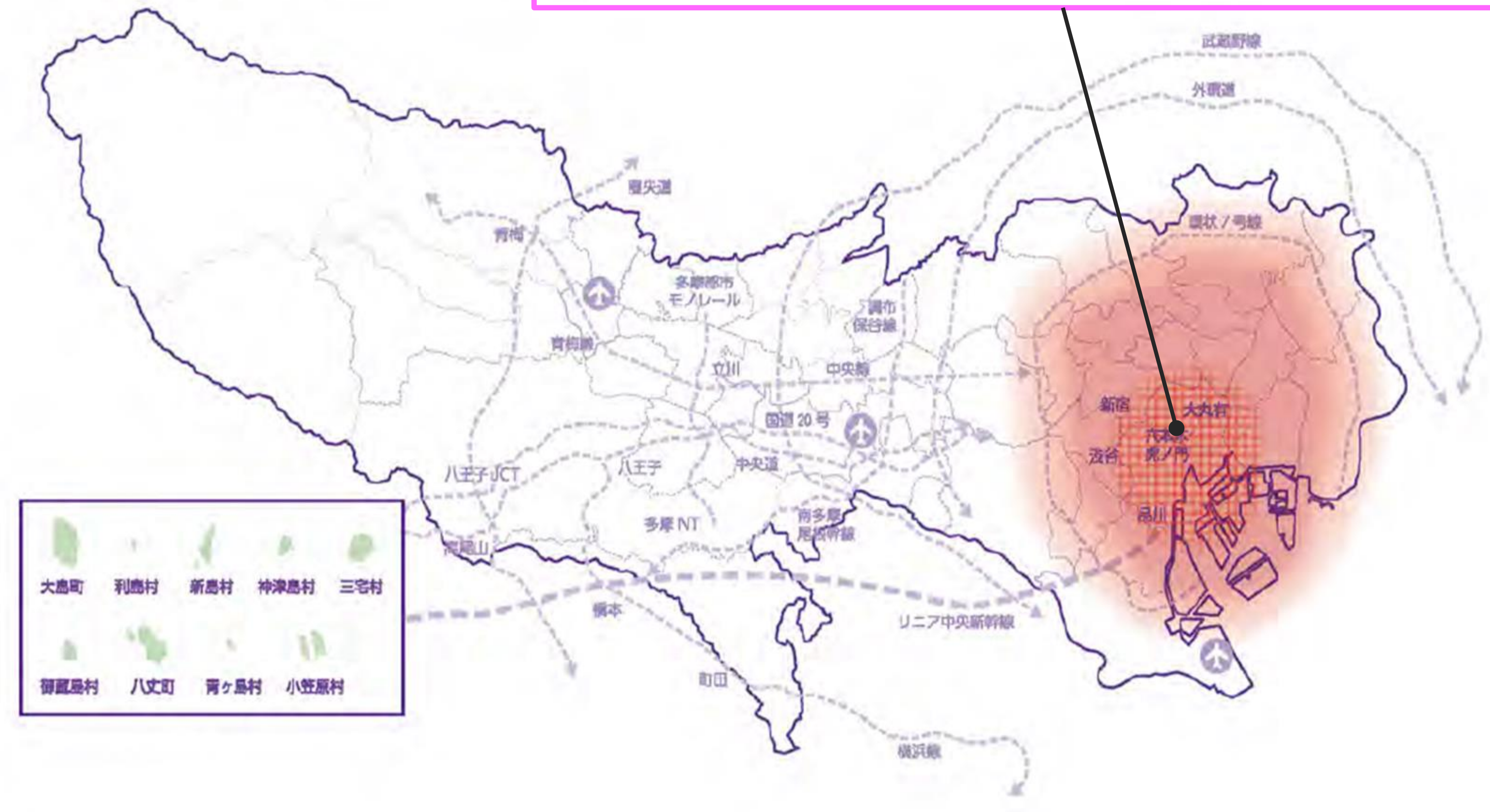

（出典：東京都「都市づくりのグランドデザイン－東京の未来を創ろう－（平成29年９月）」）

２．土地利用調査特別委員会（拠点、木密地域、低層住居専用地域の配置など）

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

- 中枢広域拠点域の西側・北側には、木密地域（整備地域）が分布し、西側には、生活拠点や低層住居専用地域が比較的多く分布している。

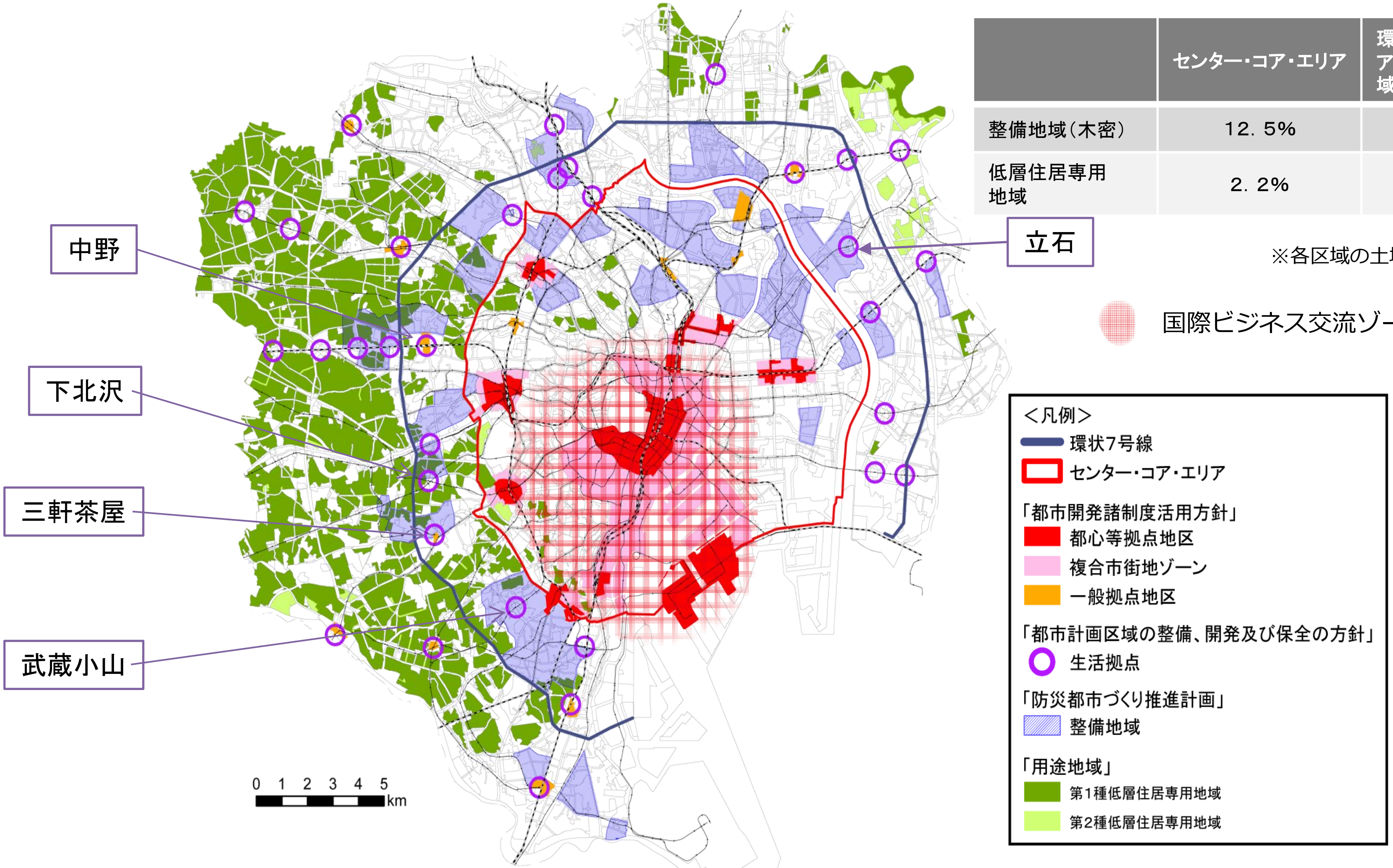

	センター・コア・エリア	環7とセンター・コア・エリアの間の区域
整備地域（木密）	12．5%	25．7%
低層住居専用地域	2．2%	11．1%

※各区域の土地面積に対する比

（出典：東京都「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（平成30年）、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成26年）、防災都市づくり推進計画（平成28年）、「都市づくりのグランドデザインー東京の未来を創ろうー（平成29年９月）
国土交通省「国土数値情報　道路密度・道路延長メッシュデータ（平成22年）」より作成）

２．土地利用調査特別委員会（環状７号線内側の拠点の例）

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

・グランドデザインでは、武蔵小山は拠点として将来像が描かれているが、駅周辺は木密整備地域に指定されている。
・一方で、駅の近接地区は武蔵小山駅東地区として街並み再生地区に指定され、街区の再編と高度利用を促進している。

環状７号線内側の拠点の例

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

・立石もグランドデザインで拠点として位置付けられているが、周辺は木密整備地域であり重点整備地域に指定されている区域もある。
・一方で、駅の近接地区では再開発の機運が高まっており、土地の高度利用による拠点の形成を進めている。

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

環状７号線内側の低層住居専用地域の例

・域内の西部にある拠点の下北沢の周辺において、幹線道路沿道を除き第１種低層住居専用地域が指定されている。

世田谷区代田５丁目
第１種低層専用住居地域（環７沿道：近隣商業地域）

50　100　150　200m

環状７号線内側の木造住宅密集地域の例

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

- 世田谷区代田の例と同様に、環状７号線沿道を除き第１種低層住居専用地域であり、狭あい道路や行き止まり道路が多く、老朽木造建築物が多い地域として、整備地域に指定されている。

中野区野方二丁目周辺
第１種低層住居専用地域（環７沿道：近隣商業地域）

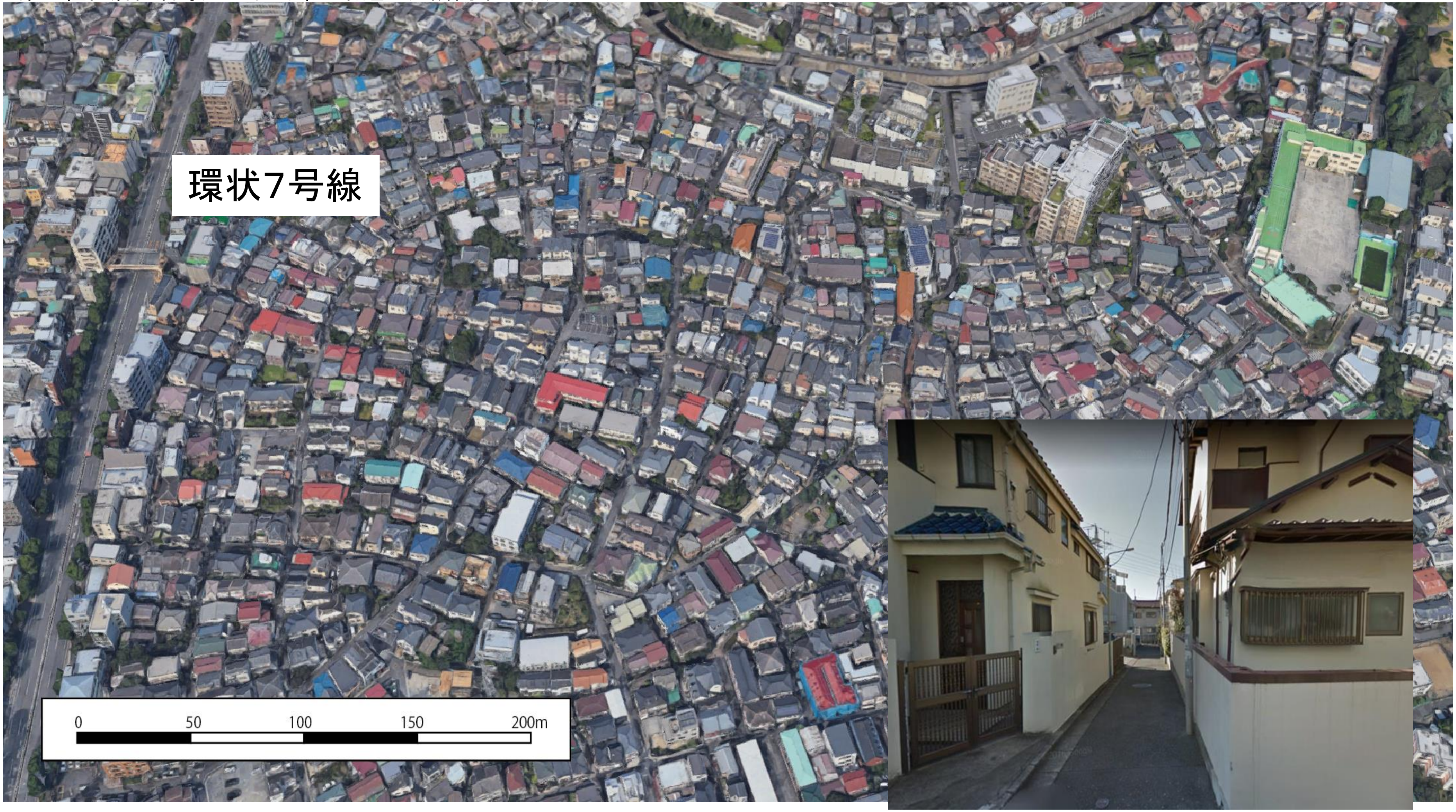

木造住宅密集地域の状況について

- 戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街化・高密化が進行し、木密地域が形成された。
- 道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどにより地域危険度が高く、地震火災などによる大きな被害が想定される。

図：ゾーニングの概念図

整備地域・重点整備地域の指定の状況

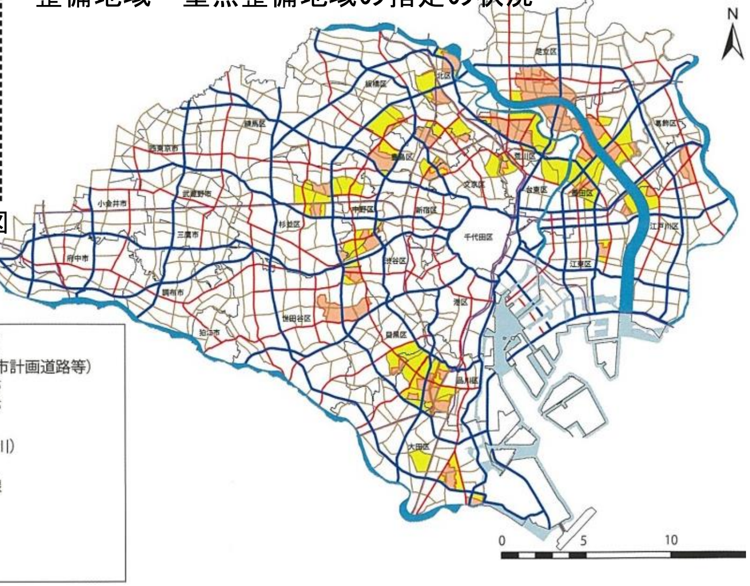

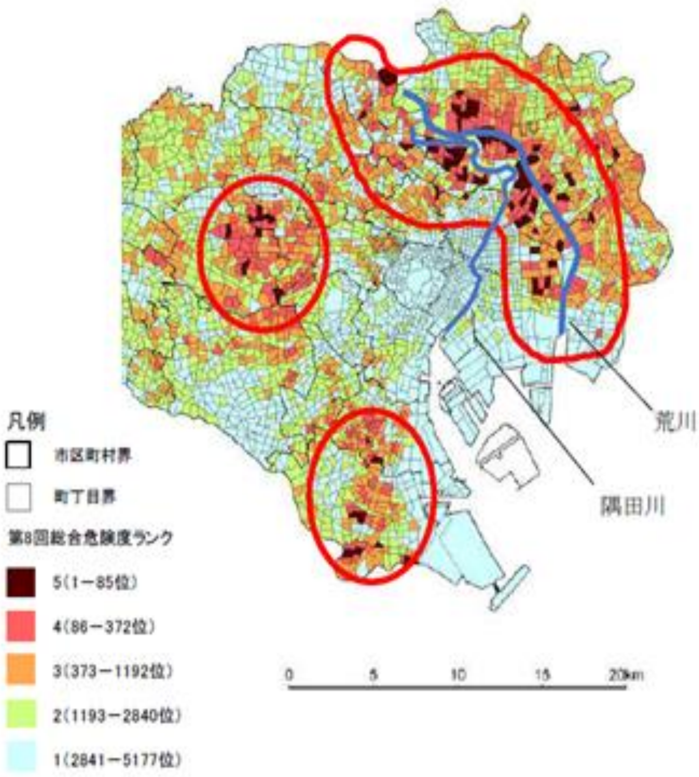

図：総合危険度ランク図

・狭小敷地や道路に接していない敷地が多いことや、狭あい道路や行き止まり道路が多いこと、高齢化の急速な進展等によって、建替えが進みにくい状況
・街路事業や開発の際には、地域コミュニティの継続等により現地残留の希望が高い

図：木造住宅密集地域内の状況

（出典：東京都「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」
「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回）（平成30年2月）」
「東京都の防災都市づくり（平成29年４月）」）

木造住宅密集地域の改善の取組と土地利用施策

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

- 都は区と連携して「防災都市づくり推進計画」を策定し、様々な整備事業等を実施するとともに、土地利用施策により延焼遮断帯の形成や建物の不燃化・耐震化を促進している。
- 平成24年には、東日本大震災の発生を踏まえ、木密地域の改善を一段と加速させるため「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化を強力に推進している。

主な整備目標　【延焼遮断帯】　骨格防災軸の形成率※　98%（平成37年度）　整備地域内の延焼遮断帯形成率　75%（平成37年度）

【市街地整備】　整備地域の不燃領域率　70%（平成32年度）　※河川を除く都市計画道路を軸とした骨格防災軸

木密地域改善の目標・整備手法と土地利用施策について

整備目標	延焼遮断帯の形成 緊急輸送道路の機能確保	安全で良質な市街地の形成	避難場所の確保
目標値	延焼遮断帯形成率　７５%（整備地域内） 骨格防災軸形成率　９８%	不燃領域率　７０%（整備地域内） ７０%以上（重点整備地域内）	区部における、避難有効面積が不足する避難場所、避難距離が３ｋｍ以上となる避難圏域の解消
整備手法	都市計画道路の整備 沿道建築物の不燃化・耐震化 道路閉塞のおそれのある建築物の耐震化	生活道路の整備と沿道建築物の不燃化 防災上有効な公園等のオープンスペースの確保 避難経路となる沿道建築物の耐震化	避難経路となる沿道建築物の不燃化 避難場所周辺の建築物の不燃化 避難場所へのアクセスの確保
整備事業等	都市防災不燃化促進事業 道路事業 沿道一体整備事業 耐震診断・耐震改修への助成 耐震改修への融資	木造住宅密集地域整備事業 防災街区整備事業	都市防災不燃化促進事業
土地利用施策（現行）	延焼遮断帯の形成に寄与する都市計画変更	新たな防火規制と合わせた取組	
		地区計画策定による誘導 ・敷地の細分化防止	・公園等のオープンスペース確保の誘導 ・避難経路の地区施設化
	都市開発諸制度の活用 ・共同化による道路事業の促進	・小規模街区の再編（共同化）	・広場等のオープンスペースの確保 ・避難経路の確保

土地利用施策の適用イメージ

【木密地域不燃化10年プロジェクト】

・整備地域の中でも特に重点的、集中的に改善を図るべき地区について、区からの提案を受け「不燃化特区」に指定

⇒都が期間を限定して、建替え助成や固定資産税等の減免措置など特別の支援を実施（53地区、約3,200ha　指定）

・整備地域を対象に地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」に指定（28区間、延長約25km）

（出典：東京都「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」
「東京都の防災都市づくり（平成29年４月）」より作成

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

木造住宅密集地域の改善状況

- 平成28年度時点において、整備地域内の延焼遮断帯の形成率は64%、不燃領域率は62%まで上昇しているが、目標値に到達するためには、更に取組を加速させる必要がある。

■骨格防災軸の形成率※　94%（平成26年度）　　※河川を除く都市計画道路を軸とした骨格防災軸

■整備地域内の延焼遮断帯の形成状況

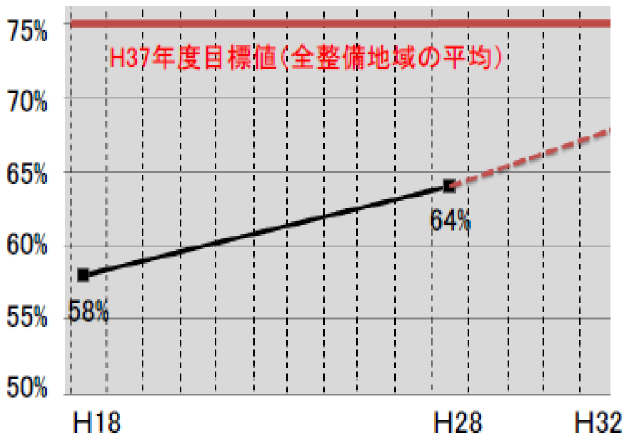

■整備地域の不燃領域率の状況

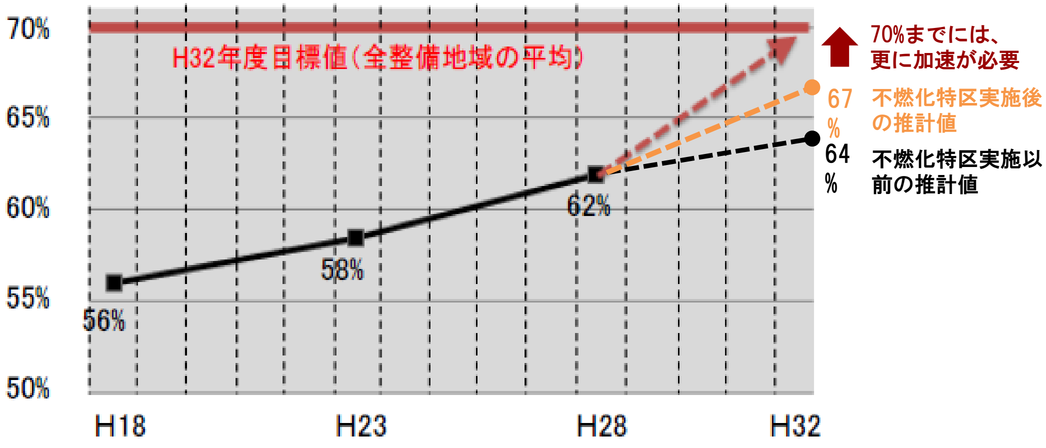

＜延焼遮断帯の整備＞
・特定整備路線が平成26年度までに全線事業着手し、平成32年度までに道路を整備することを目指し、事業を進めている。
・道路整備にあわせて沿道の用途地域の見直しなどを行い、沿道の建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を推進
＜延焼遮断帯内側の市街地の整備＞
・不燃化特区の取組みにより、不燃領域率は上昇傾向にあるが、現地残留を望む権利者が多く、建替えが進まないなどの課題があり、平成32年度の目標値である不燃領域率７０%の達成には更なる加速が必要

（出典：東京都「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」
「不燃領域率と延焼遮断帯形成率推移（整備地域全体）」より作成）

木造住宅密集地域における新たな防火規制について

- 平成16年から都独自条例により新たな防火規制（新防火区域）により、準耐火建築物等以上の性能を求める区域を指定している。
- 重点整備地域（不燃化特区）の全域、整備地域6,900haのうち約8割において**新防火区域**を指定されている。

※重点整備地域、整備地域における新防火区域の指定状況及び新防火の区域拡大を検討する区域

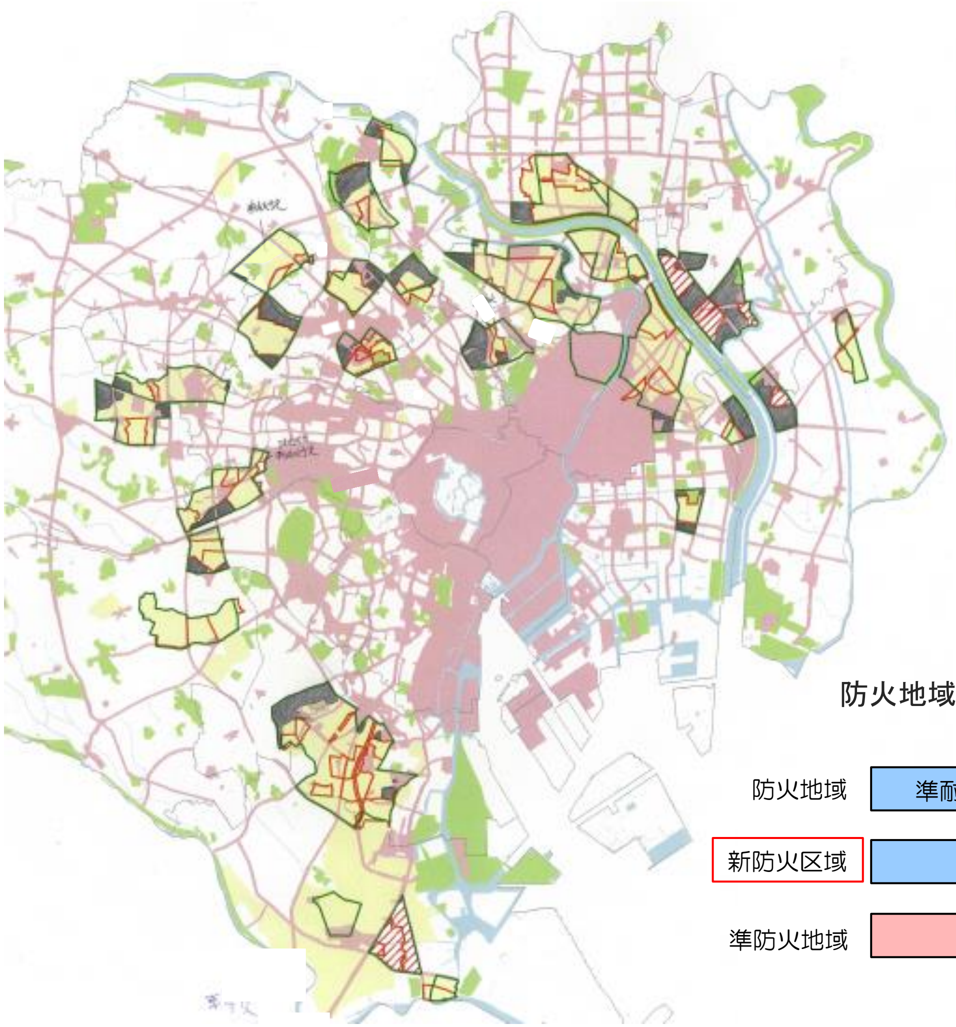

防火地域、新防火区域、準防火地域の指定により要求される耐火性能

区域	区分		
防火地域	準耐火建築物等	100㎡超又は３階建以上 耐火建築物	
新防火区域	準耐火建築物等	500㎡超又は４階建以上 耐火建築物	
準防火地域	木造・防火構造	500㎡超又は３階建以上 準耐火建築物等	1500㎡超又は４階建以上 耐火建築物

（出典：東京都資料）

環状７号線内側の土地利用のあり方

平成30年6月13日
第2回土地利用調査
特別委員会　資料

論点１
　センター・コア・エリアの概念を環状７号線まで広げた中枢広域拠点域では、道路・交通ネットワークや市街地の形成状況など、地域特性を踏まえた土地利用を誘導するべきではないか。
　特に、国際ビジネス交流ゾーンでは、ビジネス、観光・交流など、国際競争力強化に向けた機能の一層の導入を促進するため、交通結節機能の更なる強化などと合わせた、土地の高度利用を図るべきではないか。
　また、センター・コア・エリアと環状７号線の間では、交通結節点となる地域の拠点の形成を図るとともに、木密地域における都市基盤の強化と個別建替えによる不燃化の促進、一部では状況に応じた受け皿住宅の整備などにより、地域の再生を図るべきではないか。
　加えて、都心居住については、上述の考え方と整合を図りながら、長期的な人口減少を見据えこれまでの量的拡大から質の向上へ転換するため、国際競争力強化に資する居住環境の整備や高経年マンションの更新、木密地域の改善などに向けた取組を推進するべきではないか。

＜方向性の案＞

〇国際ビジネス交流ゾーン
・国際ビジネス拠点や文化・芸術、観光・交流など個性ある多様な拠点の形成を促進するため、駅の顔づくりなど交通結節機能の強化と合わせ、更なる高度利用を図る。
・外国企業の誘致を図るため、外国人向けの医療・教育施設や、サービスアパートメントの整備を促進する。
・都市再生緊急整備地域では、地域の公益性を踏まえ更なる都市再生を推進するため、良好な住環境を除き日影規制を合理化する。

〇環状７号線とセンター・コア・エリアの間
・三軒茶屋や中野などの駅周辺では、交通結節機能の強化とあわせた複合的な地域の拠点を形成するため、高度利用を図る。
・木密地域の改善に向けた基盤整備や受け皿住宅の整備を促進するとともに、建蔽率の緩和に合わせて新防火地域の指定を拡大することで、個別建て替えを促進する 。

〇その他、センター・コア・エリア
・交通結節性の高い駅周辺では、複合的な個性ある多様な拠点の形成を促進するため、高度利用を図る。
・商業集積が高い一方で機能更新が進まない駅周辺では、魅力的な拠点としてにぎわいの維持・増進や防災性の向上を図るため、共同化や個別建替えを促進する。

〇都心居住
・国際ビジネス交流ゾーンにおいて、外国語対応の生活支援施設の整備など、外国人のニーズを踏まえた住宅を供給する。
・交通利便性の高い主要な駅周辺等で生活支援施設等の状況も踏まえながら、高齢者向けなど多様な住宅を供給する。
・木造住宅密集地域の解消に向けた受け皿住宅の整備や高経年マンションの機能更新を図る。
・無電柱化など防災に資するインフラ整備や厚みのあるみどり空間等を備えた住宅を供給する。

資料５

東京都防災都市づくり推進計画
検討委員会
（平成30年度　第1回）

・密集市街地の改善整備について
・密集市街地対策について

平成３０年６月２８日

東京都都市整備局

目次

１． 密集市街地の改善整備について ・・・・・・・・・・1p

２． 密集市街地対策について ・・・・・・・・・・・・・2p

密集市街地の改善整備について

平成30年6月6日公表

国土交通省

○地震時等に著しく危険な密集市街地約6,000ha（※）について、平成32年度までに最低限の安全性を確保しおおむね解消することを目標に（住生活基本計画（全国計画）、平成23年3月閣議決定）、密集市街地の計画的改善を推進。

※密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的改善が必要な密集市街地。全国で5,745ha（H24年10月公表）

○平成28年3月に改訂された住生活基本計画（全国計画）においても、平成32年度までにおおむね解消する目標を継続。

○平成29年度末までに2,323haについて最低限の安全性が確保され、地震時等に著しく危険な密集市街地は3,422ha。

【地震時等に著しく危険な密集市街地（H24年10月公表）】

都府県	市区町村	面積	面積（H28年度末）	面積（H29年度末）
埼玉県	川口市	54ha	54ha	54ha
千葉県	浦安市	9ha	8ha	8ha
東京都	文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区	1，683ha	824ha	482ha
神奈川県	横浜市、川崎市	690ha	57ha	57ha
愛知県	名古屋市、安城市	104ha	104ha	103ha
滋賀県	大津市	10ha	10ha	10ha
京都府	京都市、向日市	362ha	362ha	357ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2，248ha	2，248ha	1，980ha
兵庫県	神戸市	225ha	199ha	199ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha	1ha	0ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha	26ha	26ha
香川県	丸亀市	3ha	3ha	3ha
愛媛県	宇和島市	4ha	0ha	0ha
高知県	高知市	22ha	22ha	22ha
長崎県	長崎市	262ha	120ha	120ha
大分県	大分市	26ha	0ha	0ha
沖縄県	嘉手納町	2ha	2ha	2ha
合計	41市区町	5，745ha	4，039ha	3，422ha

【計画的改善に向けた取り組み】

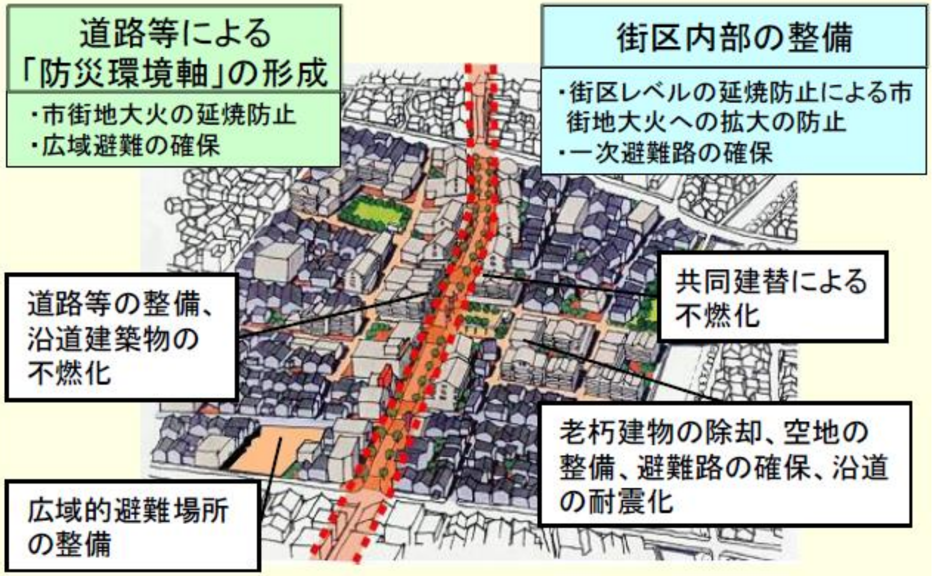

「防災・安全交付金」「社会資本整備総合交付金」及び「密集市街地総合防災事業（H27創設 補助金）」等により地方公共団体の取り組みを支援

平成29年12月20日
社会資本整備審議会建築分科会
建築基準制度部会
住宅局資料

資料4

密集市街地対策について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

今後の密集市街地の整備改善・評価基準の検討に向けた基本的方向性について

【第1回　今後の密集市街地の整備改善・評価基準に関する検討会（H29.12.4 座長：糸井川教授（筑波大学））】において以下をとりまとめ。

1. 現状認識

- これまでの取組により密集市街地は着実に減少。
- 地震時等に著しく危険な密集市街地は平成28年度末時点で約4,039ha残っており、引き続き安全確保に係る取組を進めることが必要。
- 密集市街地においても、高齢化・空家の増加が見られ、こうした環境変化を十分に認識することが必要

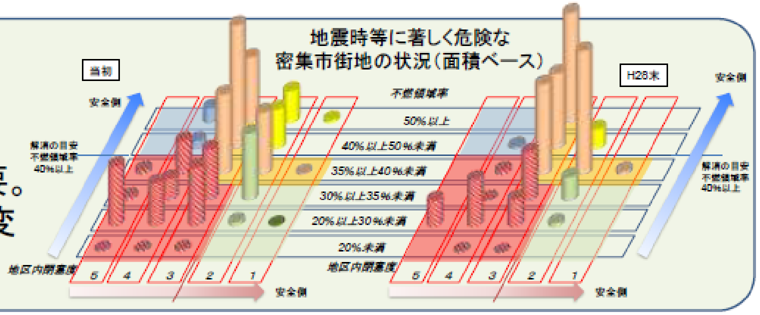

2. 今後の安全確保に係る進め方

従来型アプローチの転換
これまでの公共施設整備や共同建替等の面的アプローチに加え、きめ細かなアプローチにより安全性確保に係る取組を推進

きめ細かなアプローチ
- 空家の除却・有効利用
- 不燃建築物への建替促進
- 耐震・防火改修の促進

長期のタイムスパンの視点
今後見込まれる世代交代も見据えた、より中長期の視点からの施策も充実していくことが必要

推進体制の多様化
従来型アプローチからの転換を図るため、地域のNPO、民間事業者等と行政との連携により推進していくことが必要

コンセプトの転換
地域の価値を創造する取組の結果として安全性確保につなげる、総合的なアプローチが必要

地域の特性に応じたアプローチ
大都市だけを念頭に置いた施策だけでなく、地方部等においては地域の特性に応じたアプローチが必要

3. 今後の評価・目標指標の検討の考え方

① 安全確保の考え方は継続
現行の安全確保に係る考え方としての「延焼危険性」「避難困難性」は継続する

② 指標の精緻化・わかりやすさの確保
- 密集市街地の抽出と取組の進捗評価を分離。進捗評価指標についてはわかりやすいものとする
- 準耐火建築物を不燃建物として評価するなど、技術進歩を反映することにより指標を精緻化する

③ 地域強靱力を視点として追加
事前防災だけでなく地域の特性を踏まえた災害時の対応等も含めた総合的な地域の強靭性を視点として追加する

密集市街地の安全性確保に向けたこれまでの取り組みの考え方

国土交通省

○ 地震時等に大火の恐れのある密集市街地の安全性を確保するためには、
・各住宅から安全な避難地への避難を確保するための**道路の整備**及び**沿道建築物の耐震化**
・延焼を食い止める**延焼遮断帯**や公園等のまとまった**空地の整備**
・共同建替や個々の住宅の建替え等による**不燃化**
を進めることが必要。

○ これまで、防災・安全交付金等を通じて**地方公共団体の取組を支援**

≪密集市街地の整備イメージ≫

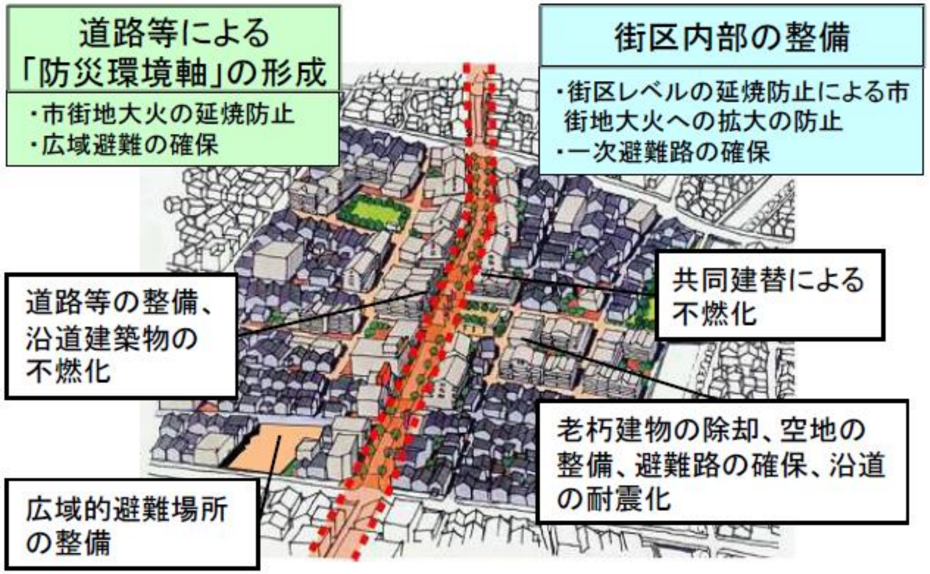

避難路の整備例（大阪府門真市門真本町地区）

共同建替えによる不燃化の例（東京都墨田区京島地区）

従来型アプローチの転換：「よりきめ細かなアプローチ」の考え方

○ 地震時等に著しく危険な密集市街地等の密集市街地においては、**現在の密集市街地対策を着実に推進**。
○ 併せて、延焼の危険性の高い市街地においても、**防火関係規制の合理化を図る**ことで、延焼防止性能を有する建築物への建替え及び既存家屋の防火性能の向上に係る改修を促進するとともに、空き家の除却を推進。

現在の密集市街地対策

道路整備 ｜ 公園等の空地整備 ｜ 建築物の耐震化 ｜ 延焼遮断帯の形成 ｜ 共同化等による不燃化 など

＋

よりきめ細かなアプローチ（今後展開する安全確保方策）

① 空家の除却促進と跡地の有効利用

［現状の促進方策］
空家の除却・利活用に対する支援（住宅市街地総合整備事業、空家対策総合支援事業など）

② 不燃建築物への建替促進

［現状の促進方策］
共同建替え、延焼遮断帯形成事業等により建替を支援（住宅市街地総合整備事業）

③ 耐震・防火改修の促進

［現状の促進方策］
耐震改修と併せて行う防火改修に対する支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）

▲

法律・予算・税制による規制・誘導により促進

危険密集市街地における防火地域等の指定状況と建築物の状況

○ 危険密集市街地のうち約1割が防火地域、約8割が準防火地域に指定されている。
○ 危険密集市街地におけるブロック単位で建築物の状況についてみると、都市計画で指定された建蔽率を超える状況となっている。

●危険密集市街地に占める防火地域等の指定割合

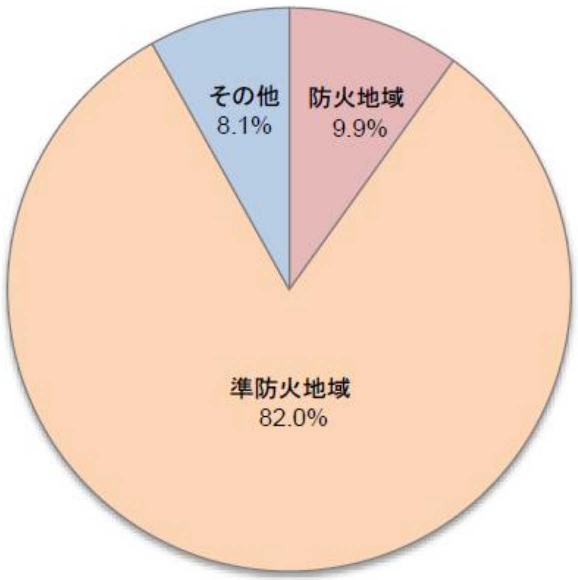

	危険密集市街地			
		防火地域	準防火地域	その他
指定面積	5,658.6ha	560.1ha	4,639.3ha	459.1ha
割合	100.0%	9.9%	82.0%	8.1%

<品川区内の例>

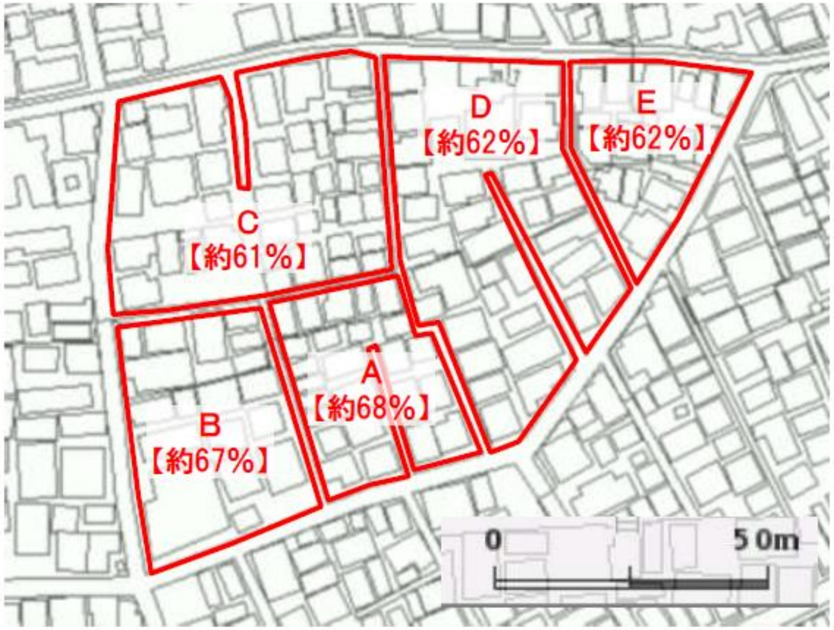

【　】内は、ブロックの総面積に対する建築物のある部分の面積の総和の比率

用途地域	第一種住居地域
建蔽率	60%
容積率	200%
地域地区	準防火地域

出典：品川区「品川区総合型地区情報提供サービス」を用いた計測による

密集市街地における建替えの促進手法について

○ 国総研において、密集市街地における建替え促進に関して行った地方公共団体アンケート※1によると、
- 建替えが困難となる要因として、建築敷地と道路との関係のほか、建蔽率が挙げられている。
- 建替え促進効果が期待できる規制誘導手法として、活用実績を有する地方公共団体からは、建蔽率の特例許可は、効果があると認識されている。

建替えが困難となる要因（2つまで回答）

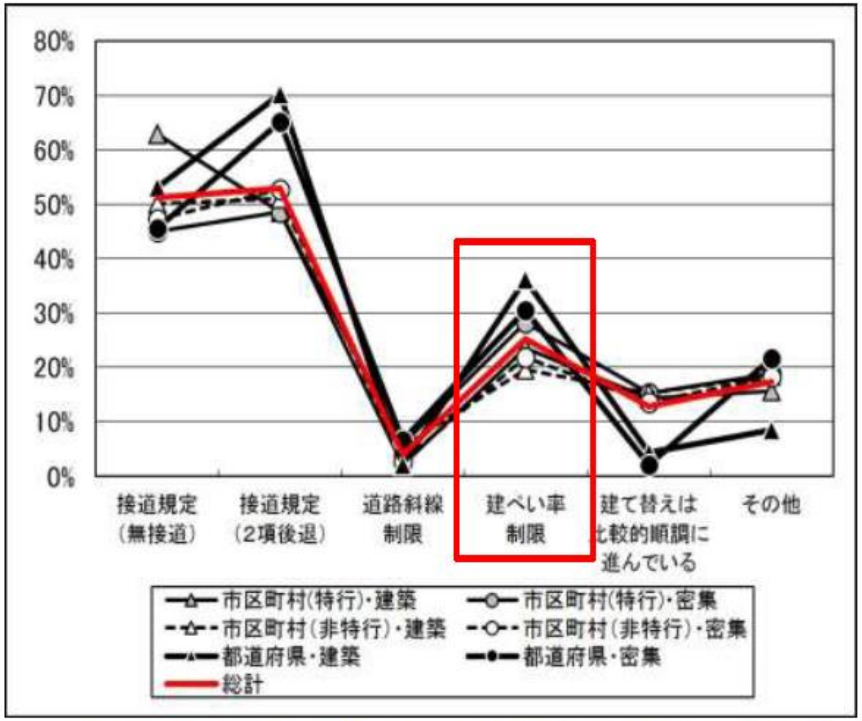

建替え促進効果が期待できる規制誘導手法（複数回答）

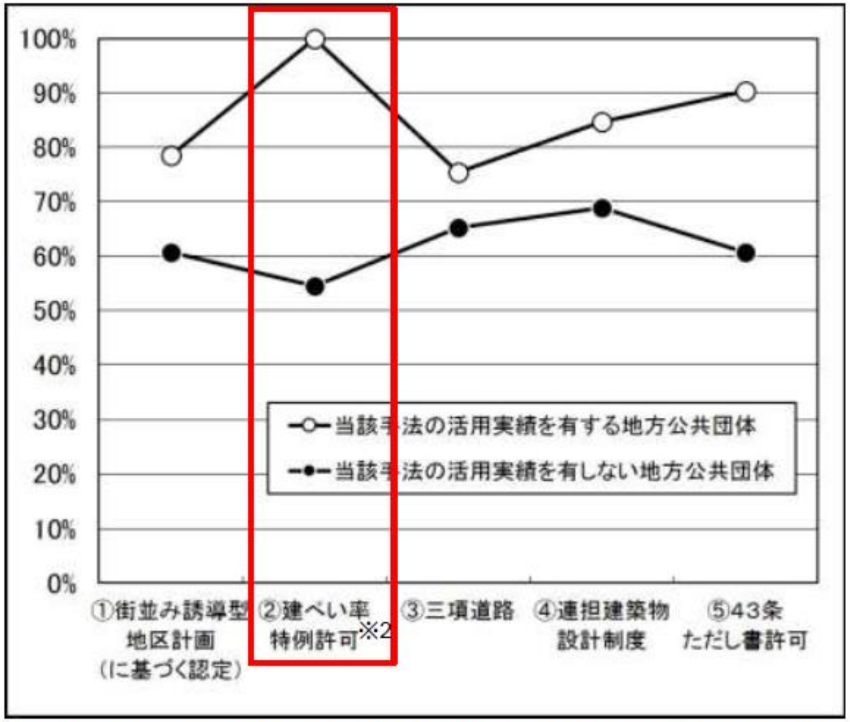

※1 調査対象：都道府県（47）、 密集市街地を抱える市区町村（275）のうち、建築指導部局及び密集市街地整備部局（322団体644部局）
2009年、国土技術政策総合研究所

※2 法第53条第4項の特例許可を想定。

密集市街地の整備例（品川区豊町4、5、6丁目地区）

国土交通省

地区の状況

○ 本地区は、広範囲にわたって木造住宅が密集する典型的な密集市街地。

○ 地区の防災性を高めるため、基盤となる道路の整備、空地の整備を全域において実施。

○ さらに、東京都の不燃化特区指定を受け、全域において新たな防火規制を適用し、建替える場合は準耐火建築物以上とすることとしている。

地区面積	29.4ha（全域が危険密集）
住宅戸数	4,231戸
戸数密度	143.9戸/ha
用途	第一種住居地域（一部、近隣商業地域、商業地域）
防火	準防火地域（一部、防火地域）

主な取組

1. 道路・街路の整備

都市計画道路である補助29号線の整備を図ると共に、地区内の防災生活道路の整備を推進

2. 空地等の整備

地区内全域において小公園を整備し空地を確保

3. 建替促進（全域）

地区内全域において建替を支援。
さらに重点建替支援エリアを設定。
（規制）準耐火以上の建築物への建替
（誘導）建替への助成

道路や公園等の空地整備とあわせて建替を促進することで、密集市街地の安全性を確保。

今般の建蔽率規制の合理化でさらなる促進を見込む。

建替えが進んだ場合の「建蔽率」「街区内の空地」の変化について

国土交通省

○ 個々の敷地における建替え時に今般の建蔽率の合理化を適用した場合、現行規制下よりも自律的な更新が期待できるとともに、建替わる前の現状市街地と同等の空地が確保可能注。

注：道路提供部分、従前の建蔽率（既存不適格の度合い）、従後の建蔽率により異なるため一定の仮定をおいたシミュレーションによる考察

○ さらに、建替えによる耐震化・不燃化及びまとまった道路空間の確保が進むことで、市街地全体の防災性の向上に寄与。

モデル街区における空地変化シミュレーション

建替前（敷地内建蔽率63%の場合）

建替後（準耐火建築物10%緩和の場合）

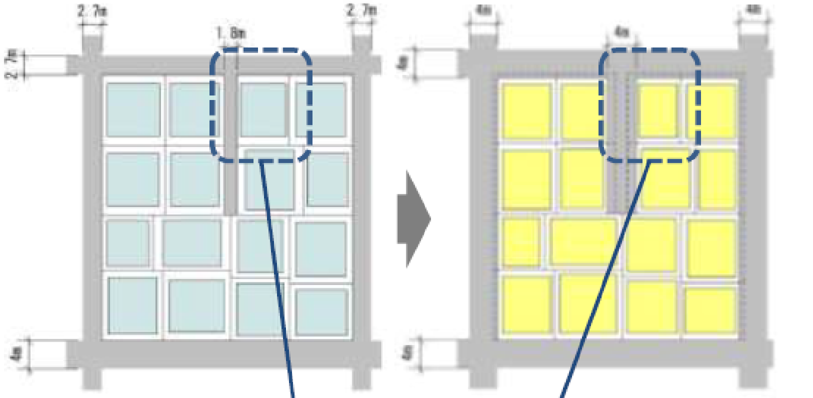

■ 敷地レベルでのスタディ

	現状	建替後			
		建蔽率70%		建蔽率60%	
敷地面積	74.5㎡	59.4㎡		59.4㎡	
建築面積	48.6㎡	41.6㎡		35.6㎡	
敷地内空地面積	25.9㎡	17.8㎡	32.9㎡	23.7㎡	38.8㎡
道路空間面積	0	15.1㎡		15.1㎡	
建蔽率	65.2%	70%		60%	

・建替後の道路空間創出を勘案すると建替え条件は厳しいが、緩和後の建蔽率の下での建替が優位

・現状と建替後の比較では、緩和後の建蔽率を適用しても空地面積は拡大

■街区レベルでの空地変化スタディ

建替前（現状）	
敷地内建蔽率	上段：空地面積率※1 下段：空地面積
60%	40%
63%	37% 490㎡
64%	36% 475.8㎡
67%	33% 436.7㎡

建替後	
上段：従前敷地比較空地面積率※2 下段：空地面積	
緩和なし ［建蔽率：60%］	45% 596.1㎡
準耐火建築物10%緩和 ［建蔽率：70%］	36% 475.4㎡

※1 敷地内空地／敷地面積

※2 敷地内空地＋道路増加分／建替前の敷地面積

・街区全体で見た場合、緩和後の建蔽率を適用した場合の街区内空地は、建蔽率が64%程度の建替前市街地と同等の空地を確保可能

・建替えにより、建築物の耐震化・不燃化が図られるとともに、幅員4mの道路が確保されることで、避難路が確保され、消防活動も容易となることが想定される。

防火地域における建蔽率の緩和（法第53条第3項）

国土交通省

○ 防火地域又は準防火地域においては、建築物の耐火性能について、階数・規模に応じて必要な性能を求めている。
○ 防火地域内にある耐火建築物は建蔽率の限度を10%引き上げ可。
※ 建蔽率の限度が80%の地域は建蔽率の限度を撤廃することとしている。
※ 準防火地域においてはこの規定は適用されない。

○ 防火地域内、準防火地域内の建築物への要求性能と建蔽率（※）の緩和

（※ 防火地域内においては、地域内の建築物を耐火建築物とした場合、建蔽率の限度を引き上げている。）

<table>
<tr><th rowspan="2">階 数</th><th colspan="3">防火地域（法第61条）</th><th colspan="3">準防火地域（法第62条）</th></tr>
<tr><th>50㎡以下</th><th>100㎡以下</th><th>100㎡超</th><th>500㎡以下</th><th>500㎡超
1,500㎡以下</th><th>1,500㎡超</th></tr>
<tr><td>4階以上</td><td colspan="3" rowspan="2">耐火建築物</td><td colspan="3">耐火建築物</td></tr>
<tr><td>3階建</td><td>一定の
防火措置※2</td><td rowspan="3">準耐火建築物</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>2階建</td><td colspan="2">準耐火建築物注）</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">防火構造※3
（外壁・軒裏）</td></tr>
<tr><td>平屋建</td><td>防火構造※1 注）
（外壁・軒裏）</td><td></td></tr>
</table>

※1：附属建築物の場合。　※2：火災時に倒壊しない寸法の柱・はり、防火構造（外壁・軒裏）などの防火措置が必要。　※3：木造建築物の場合。

注）建築基準法上の要求性能に上乗せして耐火建築物とすれば建蔽率の限度を10%引き上げ可能。

●建築基準法の一部を改正する法律案

資料６

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

○ 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題。

② 既存建築ストックの活用

○ 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要。

○ 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題。

「未来投資戦略」(平成29年6月9日閣議決定)
第2 Ⅰ. 8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化
・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった新たなニーズに対応するべく、既存建築物を他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化を行う。

【既存建築ストックの活用イメージ】

改修前
(空き家)

改修後
(グループホーム、飲食店、宿泊施設等)

③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

○ 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要。

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)
第2 Ⅰ. 3. (2) iv) ②林業の成長産業化
・これまで木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討する。

【木材活用ニーズへの対応】

法案の概要

安全性の確保

建築物・市街地の安全性の確保

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

○ 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
○ 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
○ 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

既存建築ストックの活用

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

○ 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
○ 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。

大規模な建築物等に係る制限の合理化

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

○ 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
○ 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

木造建築の推進

木造建築物等に係る制限の合理化

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

○ 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)。
○ 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
○ 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

＜その他＞
○ 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
○ 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等　○ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化　等

【目標・効果】
①既存建築物の適切な維持保全・改修等を通じた、建築物の安全性の確保及び密集市街地の解消の実現。
②古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった既存建築物の活用等による経済活性化。
（ＫＰＩ）①地震時等に著しく危険な密集市街地の面積　4,039ha（H28）→ おおむね解消（H32）
②賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数　318万戸（H25）→ 400万戸程度におさえる（H37）

参考資料１

整備プログラム総括表

第７章　整備地域・重点整備地域の整備

整備計画

本計画では、整備地域として 28 地域約 6,900ha を指定し、そのうち 53 地区約 3,200ha を重点整備地域として指定しています（図 7-1）。

また、整備地域及び重点整備地域では、区と連携し、本計画の整備方針による取組を積極的に実施するとともに、木造住宅密集地域整備事業等の修復型事業を実施することで、効果的に整備を進めていきます。

整備地域及び重点整備地域の現況等の一覧は表 7-1 を御参照ください。

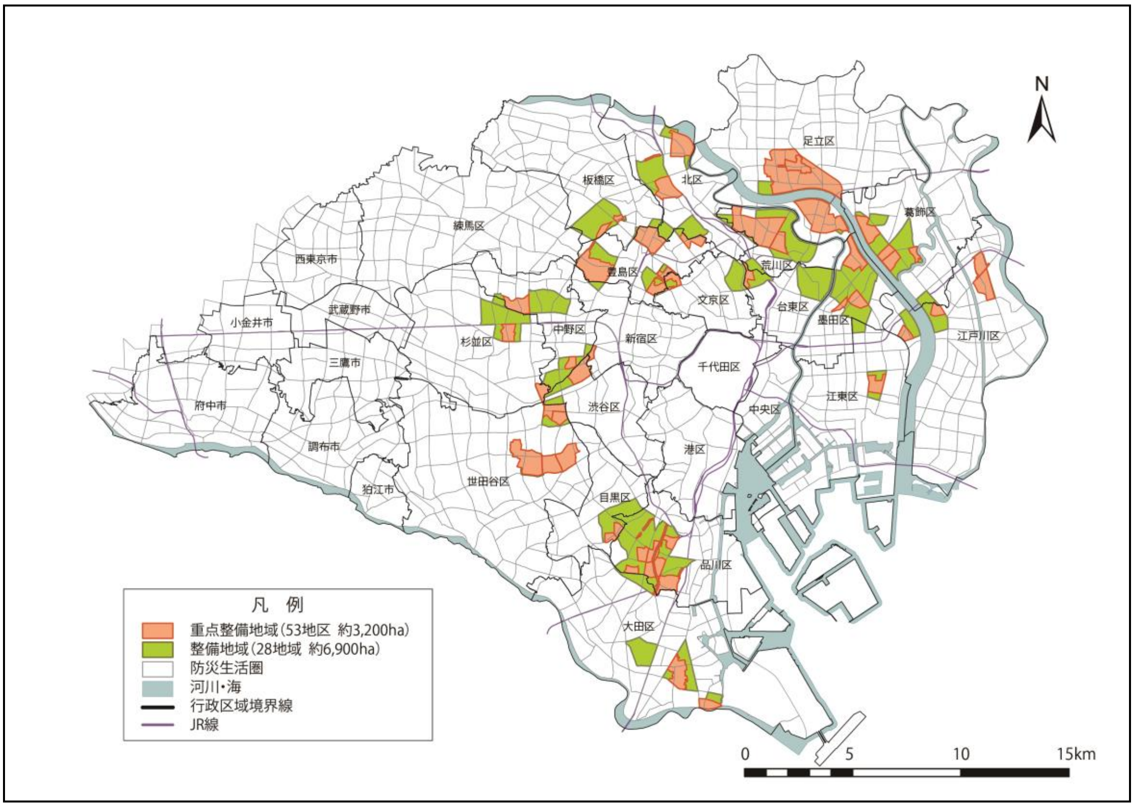

図 7-1　整備地域・重点整備地域

表 7-1　整備地域及び重点整備地域総括表

整備地域				重点整備地域	
名称		現況	関係区	名称	現況
1	大森中地域	面積　約 195 ha 人口　約 68,500 人 不燃領域率　64% (H23　62%) 延焼遮断帯形成率　75% (H26　75%※1)	大田区	19 大森中地区	面積　90.3 ha 不燃領域率　59% (H23　56%)
2	西蒲田地域	面積　約 121 ha 人口　約 39,400 人 不燃領域率　65% (H23　63%) 延焼遮断帯形成率　22% (H26　17%)	大田区	該当なし	
3	羽田地域	面積　約 50 ha 人口　約 10,900 人 不燃領域率　50% (H23　48%) 延焼遮断帯形成率　100% (H26　100%)	大田区	20 羽田二・三・六丁目地区	面積　34.8 ha 不燃領域率　41% (H23　40%)
4	林試の森周辺・荏原地域	面積　約 1,027 ha 人口　約 268,200 人 不燃領域率　59% (H23　56%) 延焼遮断帯形成率　50% (H26　48%)	目黒区	18 目黒本町五丁目地区	面積　18.8 ha 不燃領域率　57% (H23　50%)
				17 原町一丁目・洗足一丁目地区	面積　18.6 ha 不燃領域率　55% (H23　52%)
			品川区	15 放射２号線沿道地区	面積　7.9 ha 不燃領域率　59% (H23　56%)
				9 補助 29 号線沿道地区	面積　26.5 ha 不燃領域率　43% (H23　40%)
				13 西品川二・三丁目地区	面積　27.7 ha 不燃領域率　46% (H23　44%)
				12 戸越二・四・五・六丁目地区	面積　39.2 ha 不燃領域率　51% (H23　49%)
				8 東中延一･二丁目、中延二･三丁目地区	面積　29.4 ha 不燃領域率　48% (H23　45%)
				11 旗の台四丁目・中延五丁目地区	面積　19.3 ha 不燃領域率　50% (H23　46%)

整備地域				重点整備地域	
名称		現況	関係区	名称	現況
			品川区	10 豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区	面積　63.6 ha 不燃領域率　43% (H23　40%)
				14 大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区	面積　68.1 ha 不燃領域率　39% (H23　37%)
				16 補助 28 号線沿道地区	面積　3.8 ha 不燃領域率　66% (H23　64%)
			大田区	21 補助 29 号線沿道地区	面積　1.4 ha 不燃領域率　39% (H23　37%)
5	世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域	面積　約 288 ha 人口　約 79,600 人 不燃領域率　58% (H23　55%) 延焼遮断帯形成率　43% (H26　42%)	世田谷区	22 太子堂・三宿地区	面積　80.7 ha 不燃領域率　62% (H23　58%)
				25 太子堂・若林地区	面積　64.5 ha 不燃領域率　53% (H23　50%)
				23 区役所周辺地区	面積　145.0 ha 不燃領域率　58% (H23　55%)
6	北沢地域	面積　約 134 ha 人口　約 33,700 人 不燃領域率　55% (H23　51%) 延焼遮断帯形成率　56% (H26　43%)	世田谷区	26 北沢五丁目・大原一丁目地区	面積　44.2 ha 不燃領域率　49% (H23　44%)
				24 北沢三・四丁目地区	面積　33.6 ha 不燃領域率　43% (H23　40%)
			渋谷区	該当なし	
7	南台・本町(渋)・西新宿地域	面積　約 300 ha 人口　約 80,900 人 不燃領域率　62% (H23　57%) 延焼遮断帯形成率　57% (H26　64%※1)	新宿区	1 西新宿五丁目地区	面積　12.3 ha 不燃領域率　74% (H23　69%)
			中野区	28 弥生町三丁目周辺地区	面積　21.3 ha 不燃領域率　57% (H23　51%)
			渋谷区	27 本町二～六丁目地区	面積　74.1ha 不燃領域率　63% (H23　57%)
			杉並区	31 方南一丁目地区	面積　33.6 ha 不燃領域率　48% (H23　42%)

第7章 整備地域・重点整備地域の整備

整備地域				重点整備地域	
名称		現況	関係区	名称	現況
8	阿佐谷・高円寺周辺地域	面積　約 273 ha 人口　約 77,100 人 不燃領域率　52% (H23　47%) 延焼遮断帯形成率　47% (H26　45%)	杉並区	30 杉並第六小学校周辺地区	面積　46.7 ha 不燃領域率　48% (H23　40%)
			中野区	該当なし	
9	大和町・野方地域	面積　約 270　ha 人口　約 70,700 人 不燃領域率　56% (H23　50%) 延焼遮断帯形成率　38% (H26　37%)	中野区	29 大和町地区※2	面積　67.5 ha※2 不燃領域率　41%※3 (H23　34%)
			杉並区	該当なし	
10	南長崎・長崎・落合地域	面積　約 233 ha 人口　約 66,600 人 不燃領域率　61% (H23　57%) 延焼遮断帯形成率　71% (H26　71%)	新宿区	該当なし	
			豊島区	34 補助 26・172 号線沿道地区	面積　153.8 ha 不燃領域率　59% (H23　55%)
11	東池袋・大塚地域	面積　約 172 ha 人口　約 34,200 人 不燃領域率　73 % (H23　69%) 延焼遮断帯形成率　88% (H26　88%)	文京区	2 大塚五・六丁目地区	面積　27.9 ha 不燃領域率　58% (H23　54%)
			豊島区	32 東池袋四・五丁目地区	面積　19.2 ha 不燃領域率　56% (H23　49%)
				35 雑司が谷・南池袋地区	面積　38.2 ha 不燃領域率　63% (H23　58%)
12	池袋西・池袋北・滝野川地域	面積　約 172 ha 人口　約 75,000 人 不燃領域率　70% (H23　67%) 延焼遮断帯形成率　66% (H26　77%※1)	豊島区	33 池袋本町・上池袋地区	面積　108.8ha 不燃領域率　65% (H23　62%)
			北区	該当なし	
			板橋区	該当なし	
13	大谷口周辺地域	面積　約 249　ha 人口　約 65,600 人 不燃領域率　66% (H23　62%) 延焼遮断帯形成率　76% (H26　63%)	豊島区	該当なし	
			板橋区	43 大山駅周辺西地区	面積　9.6 ha 不燃領域率　69% (H23　66%)
				42 大谷口一丁目周辺地区	面積　19.1 ha 不燃領域率　55% (H23　50%)
			練馬区	該当なし	

整備地域				重点整備地域	
名称		現況	関係区	名称	現況
14	千駄木・向丘・谷中地域	面積　約 212　ha 人口　約 62,100 人 不燃領域率　64% (H23　62%) 延焼遮断帯形成率　66% (H26　66%)	文京区	該当なし	
			台東区	3 谷中二・三・五丁目地区	面積　28.7 ha 不燃領域率　46% (H23　43%)
			荒川区	該当なし	
15	西ケ原・巣鴨地域	面積　約 103　ha 人口　約 32,700 人 不燃領域率　61% (H23　58%) 延焼遮断帯形成率　69% (H26　64%)	豊島区・北区	36 補助 81 号線沿道地区	面積　40.7 ha 不燃領域率　60% (H23　60%)
16	十条・赤羽西地域	面積　約 227　ha 人口　約 52,200 人 不燃領域率　54% (H23　52%) 延焼遮断帯形成率　74% (H26　70%)	北区	39 赤羽西補助 86 号線沿道地区	面積　6.0 ha 不燃領域率　48% (H23　52%)
				37 十条駅周辺地区[※2]	面積　81.2 ha[※2] 不燃領域率　50%[※3] (H23　47%)
17	志茂地域	面積　約 123　ha 人口　約 29,100 人 不燃領域率　54% (H23　51%) 延焼遮断帯形成率　82% (H26　82%)	北区	38 志茂地区	面積　99.4 ha 不燃領域率　52% (H23　48%)
18	荒川地域	面積　約 591　ha 人口　約 146,400 人 不燃領域率　68% (H23　64%) 延焼遮断帯形成率　67% (H26　67%)	台東区	該当なし	
			北区	該当なし	
			荒川区	41 町屋・尾久地区	面積　242.6 ha 不燃領域率　60% (H23　56%)
				40 荒川二・四・七丁目地区	面積　48.5 ha 不燃領域率　64% (H23　59%)
19	浅草北部地域	面積　約 208　ha 人口　約 48,500 人 不燃領域率　73% (H23　70%) 延焼遮断帯形成率　86% (H26　84%)	台東区	該当なし	
20	千住地域	面積　約 168　ha 人口　約 50,200 人 不燃領域率　58% (H23　55%) 延焼遮断帯形成率　75% (H26　73%)	足立区	45 足立区中南部一帯地区[※4]	面積　645.4 ha 不燃領域率　58% (H23　54%)

整備地域				重点整備地域	
名称		現況	関係区	名称	現況
21	西新井駅西口一帯地域	面積　約 373　ha 人口　約 78,800 人 不燃領域率　57% (H23　54%) 延焼遮断帯形成率　49% (H26　45%)	足立区	44 西新井駅西口周辺地区	面積　54.8 ha 不燃領域率　55% (H23　51%)
				45 足立区中南部一帯地区 [※5]	面積　645.4 ha 不燃領域率　58% (H23　54%)
22	足立地域	面積　約 63　ha 人口　約 13,900 人 不燃領域率　60% (H23　57%) 延焼遮断帯形成率　75% (H26　74%)	足立区	45 足立区中南部一帯地区 [※6]	面積　645.4 ha 不燃領域率　58% (H23　54%)
23	北砂地域	面積　約 87　ha 人口　約 31,600 人 不燃領域率　70% (H23　68%) 延焼遮断帯形成率　100% (H26　100%)	江東区	7 北砂三・四・五丁目地区	面積　48.6 ha 不燃領域率　56% (H23　53%)
24	墨田区北部・亀戸地域	面積　約 514　ha 人口　約 110,800 人 不燃領域率　64% (H23　60%) 延焼遮断帯形成率　75% (H26　63%)	江東区	該当なし	
			墨田区	4 京島周辺地区	面積　40.0 ha 不燃領域率　58% (H23　50%)
				5 鐘ヶ淵周辺地区	面積　80.6 ha 不燃領域率　55% (H23　48%)
				6 押上二丁目地区	面積　15.1 ha 不燃領域率　71% (H23　66%)
25	平井地域	面積　約 78 ha 人口　約 24,000 人 不燃領域率　63% (H23　61%) 延焼遮断帯形成率　89% (H26　88%)	江戸川区	52 平井二丁目付近地区	面積　28.6 ha 不燃領域率　58% (H23　56%)
26	立石・四つ木・堀切地域	面積　約 433 ha 人口　約 91,000 人 不燃領域率　61% (H23　59%) 延焼遮断帯形成率　72% (H26　72%)	葛飾区	46 四つ木一・二丁目地区	面積　28.1 ha 不燃領域率　56% (H23　52%)
				47 東四つ木地区	面積　40.0 ha 不燃領域率　46% (H23　44%)
			葛飾区	48 東立石四丁目地区	面積　19.5 ha 不燃領域率　56% (H23　55%)

整備地域				重点整備地域	
名称		現況	関係区	名称	現況
				49 堀切二丁目周辺及び四丁目地区	面積 68.5 ha 不燃領域率 54% (H23 51%)
27	松島・新小岩駅周辺地域	面積 約 135 ha 人口 約 24,700 人 不燃領域率 65% (H23 63%) 延焼遮断帯形成率 100% (H26 99%)	葛飾区	該当なし	
			江戸川区	51 松島三丁目地区	面積 25.6 ha 不燃領域率 51% (H23 46%)
28	南小岩・東松本地域	面積 約 88 ha 人口 約 27,200 人 不燃領域率 54% (H23 51%) 延焼遮断帯形成率 30% (H26 13%)	江戸川区	50 南小岩七・八丁目周辺地区	面積 47.2 ha※2 不燃領域率 58%※3 (H23 54%)
				53 南小岩南部・東松本付近地区	面積 73.8 ha 不燃領域率 50% (H23 48%)

注１　人口は平成 22 年国勢調査による。
注２　不燃領域率の値は、土地利用現況調査（平成 28 年）に基づく都の算定結果による。
　　　()内は平成 23 年の不燃領域率であり、土地利用現況調査（平成 23 年）による。
注３　延焼遮断帯形成率は、土地利用現況調査（平成 28 年）による沿道の不燃化率及び都市計画道路の整備状況（平成 27 年３月時点）から算出（延焼遮断帯の形成・未形成については、今回より、延焼遮断帯の交差点間及び道路幅員ごとに判定）
　　　()内は平成 23 年の延焼遮断帯形成率であり、土地利用現況調査（平成 23 年）及び都市計画道路の整備状況（平成 27 年３月時点）から算出

※１　区域除外前の整備地域（約 7,000ha）の区域の延焼遮断帯形成率を示す。
※２　区域拡大後の名称及び面積を示す。
※３　区域拡大前の不燃領域率を示す。
※４　西新井駅西口一帯地域及び足立地域にも、含まれている。
※５　千住地域及び足立地域にも、含まれている。
※６　千住地域及び西新井駅西口一帯地域にも、含まれている。

整備地域順にそれぞれ、①地域の現況、②地域の概要、③整備方針の順に記載しています。③の中には、重点整備地域の整備方針やその他主要事業なども記載しています。整備計画は道路網、市街地の不燃化、重点整備地域の取組等の順に記載しています。

なお、4 林試の森周辺・荏原地域については、地域の面積が大きいため、４つに区分しており、それぞれ①から③を記載し、整備計画はその後にまとめて記載しています。

地域別の改善状況等について

東京都では、今後30年以内にマグニチュード７クラスの大地震が70%の確率で発生すると予測されており、首都直下地震による東京の被害想定によると、区部の木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や地震火災の被害が発生するとされています。

■ 木造住宅密集地域の現状

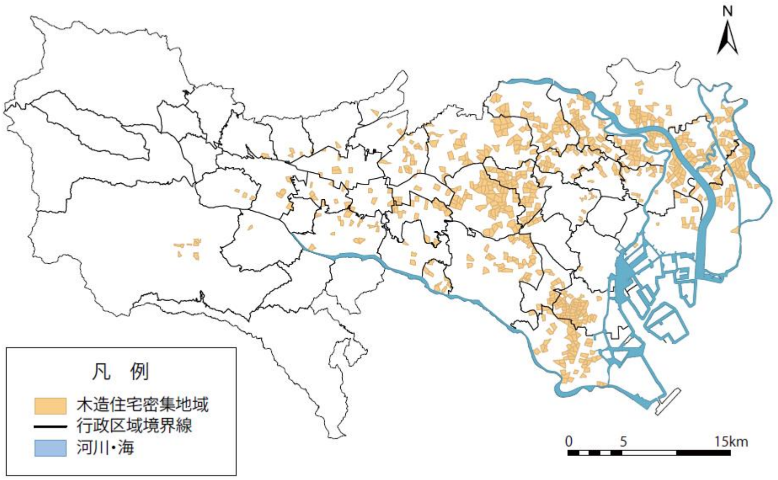

木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）は、山手線外周部を中心に広範に分布しています。これらの地域は、戦後の急速な市街地などにより形成されましたが、今日に至っても、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が集積するなど防災上・住環境上の課題を抱えています。

■ 地域危険度について

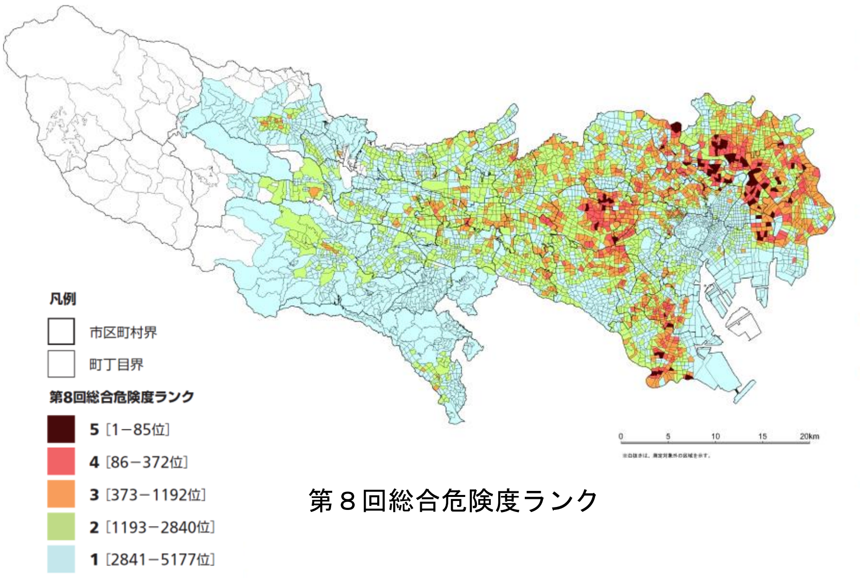

第８回総合危険度ランク

東京都では、東京都震災対策条例に基づき、以下の目的でおおむね５年ごとに、都内の市街化区域について、各地域における地震に関する危険性（地域危険度）を調査しています。

① 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

木密地域を中心に地域危険度が高い地域では、このような市街地の実態を踏まえ、建築物の不燃化及び耐震化の事業を連携させながら、震災に強い都市づくりの推進を図っていくことが重要です。

＜防災都市づくり推進計画＞

東京都は、災害に強い都市の実現に向け、防災都市づくり推進計画（平成28年３月改定、平成29年３月整備プログラム更新）に示す以下の基本的な考え方に基づき、市街地の防災性の向上を図っていきます。

1 延焼遮断帯の形成 緊急輸送道路の機能確保

震災時の大規模な市街地火災を防止するとともに、円滑な救援・救助活動、避難などを可能とする広域的な観点から都市の防災上のネットワークを形成

2 安全で良質な市街地の形成

防災生活道路等の基盤整備、建築物の不燃化・耐震化などにより地域の状況に応じた防災性の向上を図り、安全で良質な市街地を形成

3 避難場所等の確保

大規模な市街地火災から都民の生命を守るため、避難場所を適切に確保し、その安全性の向上や避難距離の短縮化

整備目標

1
延焼遮断帯形成率 75%※1（整備地域内）
骨格防災軸形成率 98%※1
※1 平成37年度までの目標とする

2
不燃領域率 70%※2,3（整備地域内）
70%以上※2（重点整備地域内）
※２平成32年度までの目標とする
※３平成37年度までに70%以上を目標とする

3
区部における、避難有効面積が不足する避難場所、避難距離が３km以上となる避難圏域の解消

整備手法

1
都市防災不燃化促進事業
沿道一体整備事業
耐震診断・耐震改修への助成
耐震改修への融資
（緊急輸送道路沿道）

都市計画道路の整備
沿道建築物の不燃化・耐震化
道路閉塞のおそれのある建築物の耐震化

2
木造住宅密集地域整備事業
防災街区整備事業
新たな防火規制
（東京都建築安全条例）
地区計画

生活道路の整備と沿道建築物の不燃化
防災上有効な公園等のオープンスペースの確保
避難経路となる沿道建築物の耐震化

3
都市防災不燃化促進事業

避難経路となる沿道建築物の不燃化
避難場所周辺の建築物の不燃化
避難場所へのアクセスの確保

不燃領域率と延焼遮断帯の形成率の推移（整備地域全体）

■不燃領域率の推移

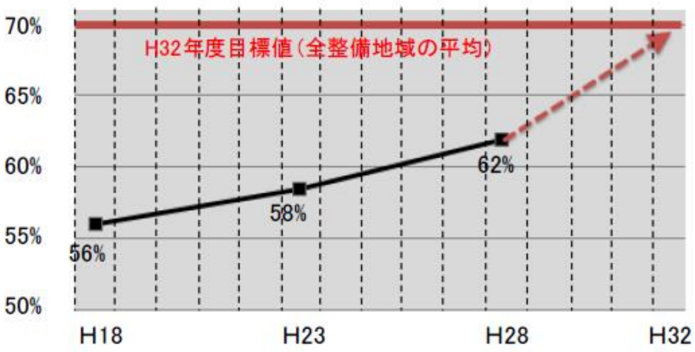

■延焼遮断帯形成率の推移

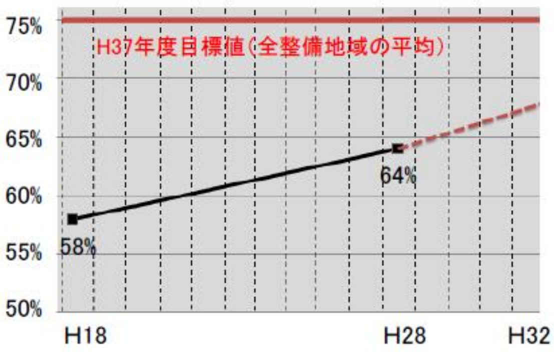

不燃領域率とは？

ポイント➤ ➤
市街地の燃えにくさを示す指標

不燃領域率＝空地率＋（1－空地率／100）×不燃化率（%）

- ●空地率　道路、公園などの空地が占める面積割合
- ●不燃化率　全建物における燃えにくい建物（鉄筋コンクリート造など）が占める面積割合

不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼の危険性がほぼなくなるとされています。

不燃化（共同化）の整備例

延焼遮断帯とは？

ポイント➤ ➤
市街地火災の延焼を阻止する空間

延焼遮断帯を構成するもの

●道路、河川、鉄道、公園等の都市施設
＋
●近接する燃えにくい建物（鉄筋コンクリート造など）

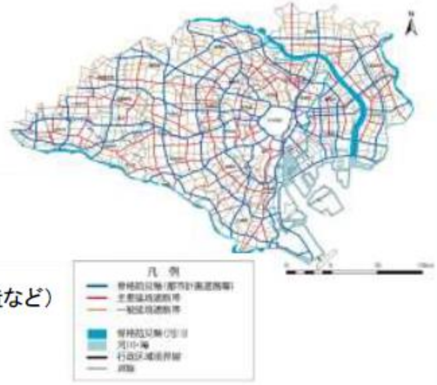

延焼遮断帯の整備例

不燃領域率の現状（整備地域ごとの比較）

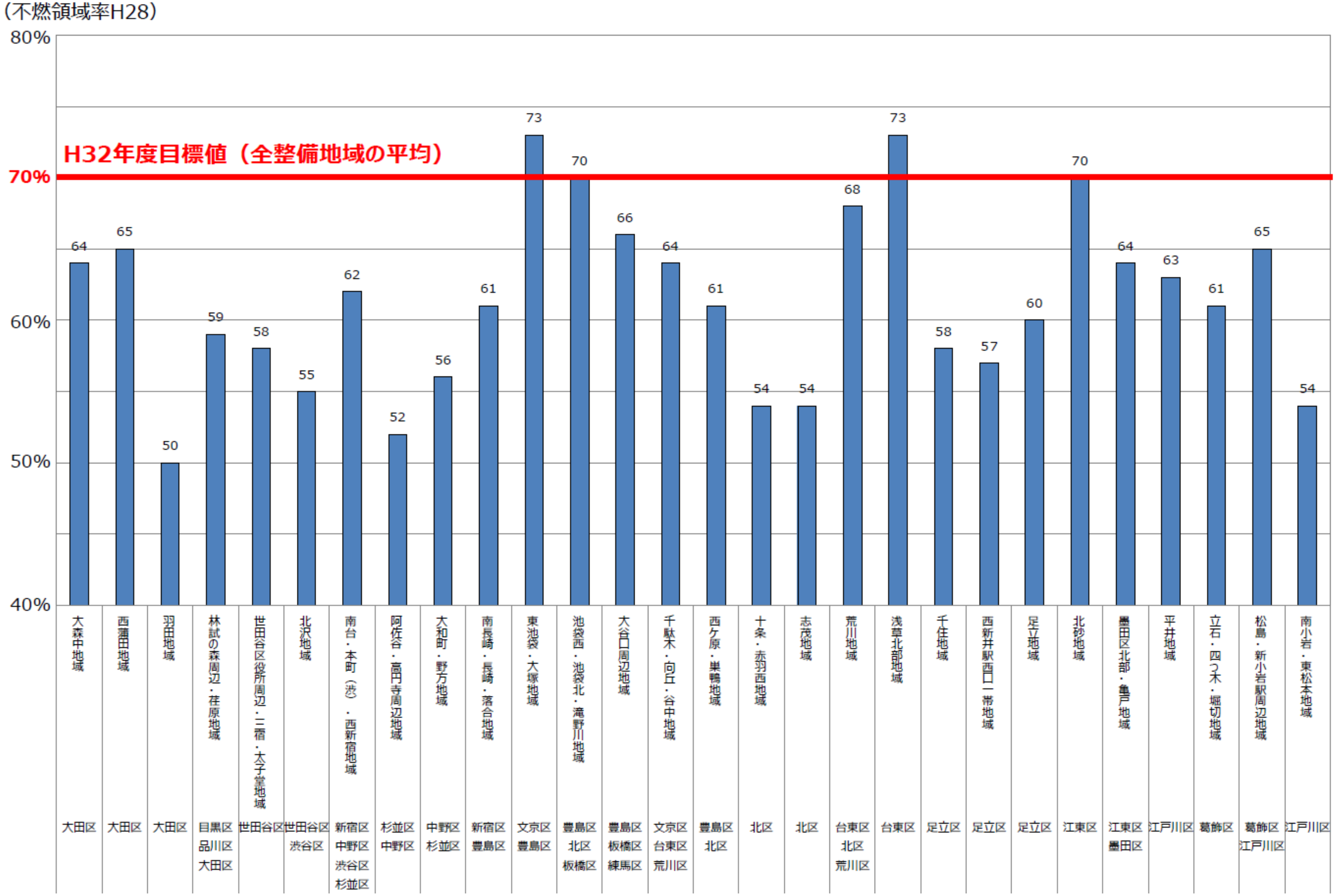

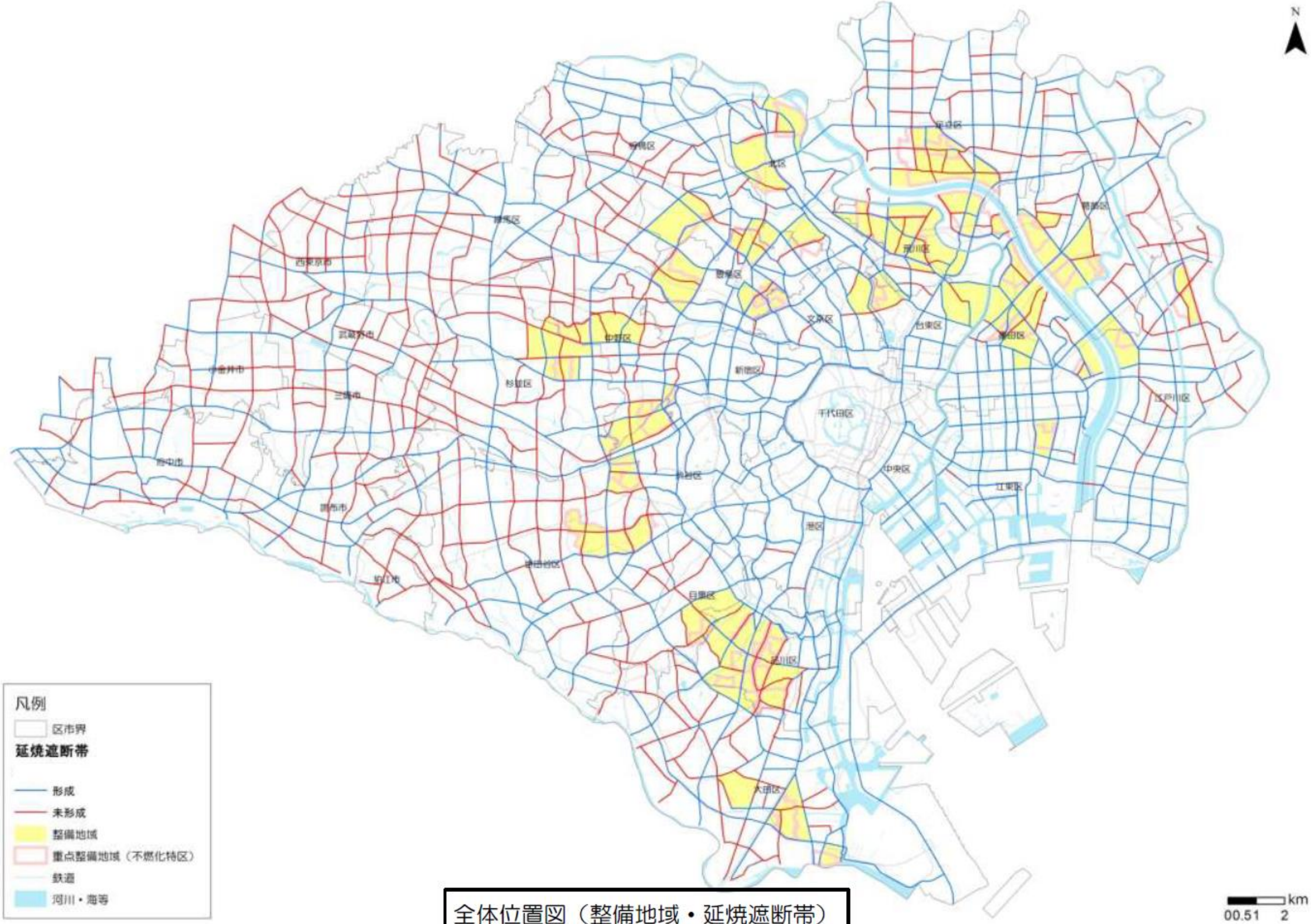

全体位置図（整備地域・延焼遮断帯）

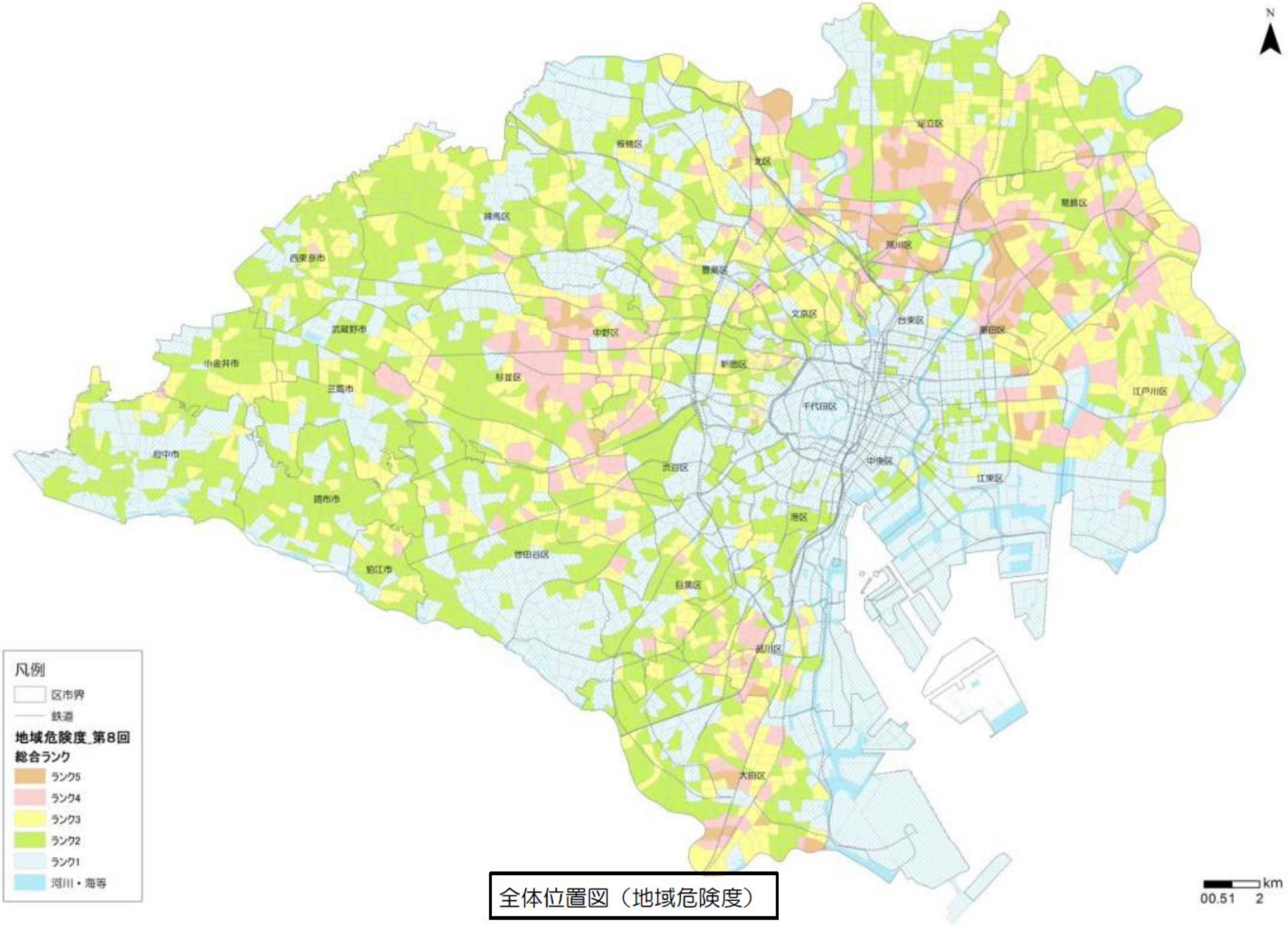
N
足立区
板橋区
北区
練馬区
荒川区
葛飾区
西東京市
豊島区
文京区
台東区
墨田区
武蔵野市
中野区
新宿区
小金井市
杉並区
三鷹市
千代田区
江戸川区
府中市
渋谷区
中央区
江東区
調布市
港区
世田谷区
狛江市
目黒区
品川区
大田区
凡例
区市界
鉄道
地域危険度_第8回
総合ランク
ランク5
ランク4
ランク3
ランク2
ランク1
河川・海等
km
00.51 2

全体位置図（地域危険度）

避難場所等変更図（第8回指定見直し）

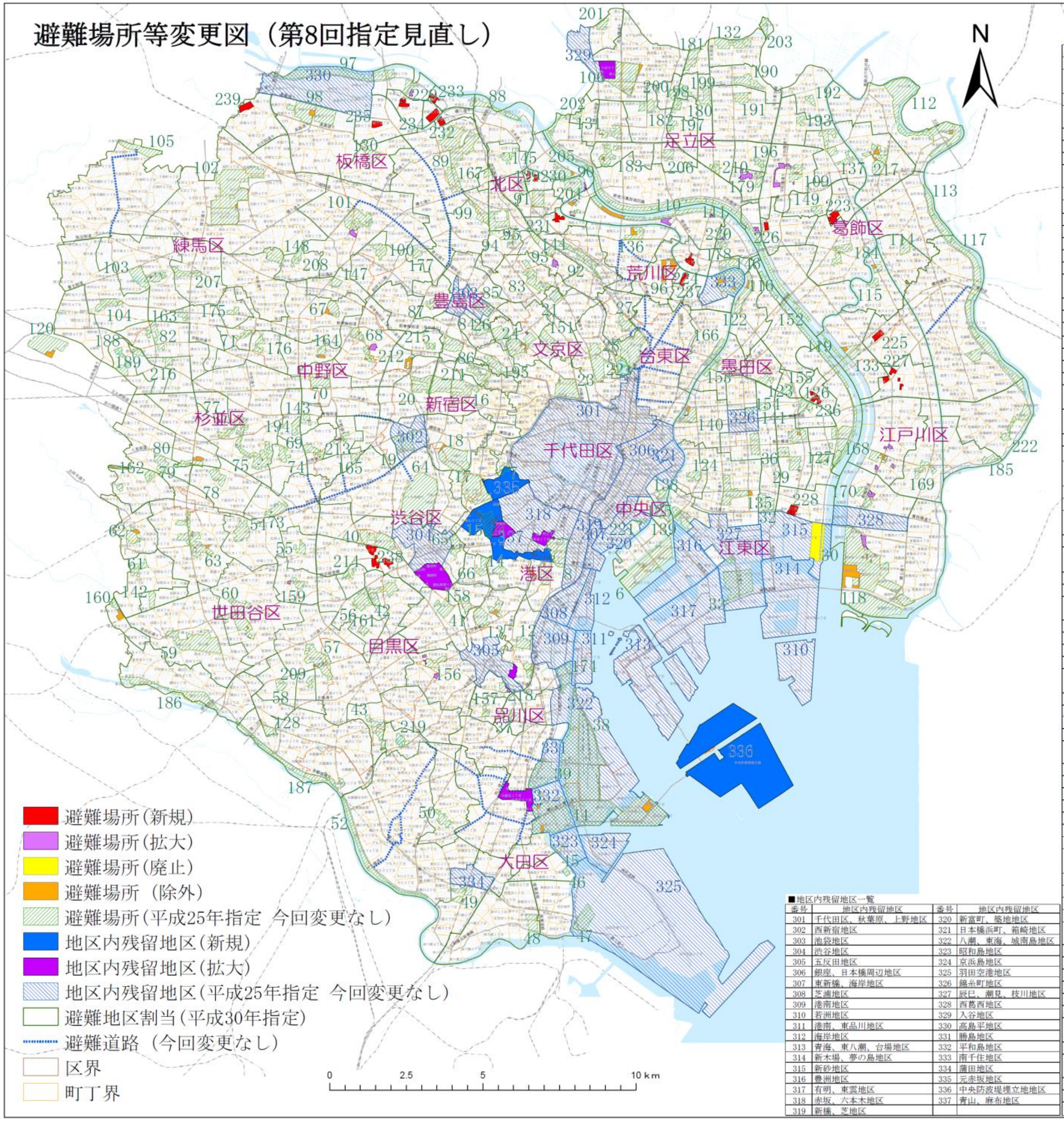

■地区内残留地区一覧

番号	地区内残留地区	番号	地区内残留地区
301	千代田区、秋葉原、上野地区	320	新富町、築地地区
302	西新宿地区	321	日本橋浜町、箱崎地区
303	池袋地区	322	八潮、東海、城南島地区
304	渋谷地区	323	昭和島地区
305	五反田地区	324	京浜島地区
306	銀座、日本橋周辺地区	325	羽田空港地区
307	東新橋、海岸地区	326	錦糸町地区
308	芝浦地区	327	辰巳、潮見、枝川地区
309	港南地区	328	西葛西地区
310	若洲地区	329	入谷地区
311	港南、東品川地区	330	高島平地区
312	海岸地区	331	勝島地区
313	青海、東八潮、台場地区	332	平和島地区
314	新木場、夢の島地区	333	南千住地区
315	新砂地区	334	蒲田地区
316	豊洲地区	335	元赤坂地区
317	有明、東雲地区	336	中央防波堤埋立地地区
318	赤坂、六本木地区	337	青山、麻布地区
319	新橋、芝地区		

■避難場所一覧

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名
6	晴海地区	90	豊島五丁目団地一帯	166	隅田公園一帯
7	迎賓館一帯	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	167	清水坂公園一帯
8	芝公園・慶応大学一帯	92	JR田端・尾久駅周辺一帯	168	船堀一丁目住宅一帯
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	94	都営滝野川三丁目団地一帯	170	行船公園・宇喜田住宅一帯
14	有栖川宮記念公園一帯	95	十条台・北区中央公園一帯	174	天王洲アイル周辺
15	青山墓地一帯	96	荒川自然公園一帯	175	都立武蔵丘高校一帯
16	戸山公園一帯	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	176	白鷺一丁目地区
17	明治神宮外苑地区	98	高島平二・三丁目地区	177	都営幸町アパート一帯
18	新宿御苑	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	178	千寿第八小学校一帯
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	100	公社向原住宅一帯	179	都立江北高校一帯
20	百人町三・四丁目地区	101	城北中央公園一帯	180	竹の塚第一団地一帯
21	六義園	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯
22	東京大学	103	石神井公園一帯	182	フレール西新井中央公園一帯
23	後楽園一帯	104	上石神井アパート一帯	183	江北平成公園一帯
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	105	大泉中央公園一帯	184	区役所・青戸団地一帯
26	護国寺一帯	106	舎人公園一帯	185	江戸川清掃工場一帯
27	谷中墓地	109	東綾瀬団地一帯	186	多摩川河川敷・二子橋一帯
28	上野公園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
29	大島・北砂団地一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯
32	公社南砂二丁目団地一帯	112	水元公園・江戸川緑地一帯	189	井草八幡宮一帯
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	190	都営保木間第５アパート一帯
36	猿江恩賜公園一帯	114	都営高砂団地一帯	191	総合スポーツセンター一帯
37	JRアパート・品川区役所一帯	115	奥戸運動場	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
38	大井ふ頭一帯	116	新四ツ木橋地区東岸	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
39	大井競馬場・しながわ区民公園	117	篠崎公園・江戸川緑地一帯	194	セシオン杉並・妙法寺一帯
40	駒場東大一帯	118	江戸川南部一帯	195	目白台運動公園付近一帯
41	中目黒公園一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
42	世田谷公園一帯	120	グリーンパーク	197	栗原団地一帯
43	東京工業大学	122	白鬚東地区	198	竹の塚小学校一帯
44	平和島地区	123	都営文花一丁目住宅一帯	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯
45	昭和島野球場一帯	124	清澄庭園	200	区立第十四中学校一帯
46	森ヶ崎公園	125	東京海洋大学一帯	201	区立舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯
47	東京国際空港天空橋周辺	126	亀戸中央公園	202	区立北鹿浜小学校一帯
48	萩中公園	127	都営東砂二丁目住宅一帯	203	都営花畑第４アパート一帯
49	旧蒲田電車区周辺一帯	128	玉川野毛町公園一帯	204	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
50	池上本門寺一帯	129	王子五丁目団地一帯	205	ハートアイランド新田一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	130	中台三丁目地区	206	西新井駅西口地区一帯
54	日本大学文理学部一帯	131	江北六丁目団地一帯	207	都営南田中アパート
55	羽根木公園一帯	132	花畑団地一帯	208	練馬総合運動場一帯
56	昭和女子大学一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯
57	駒沢オリンピック公園一帯	135	木場公園一帯	210	都立足立高校一帯
58	都立園芸高校	136	都立尾久の原公園一帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス一帯
59	砧公園・大蔵運動公園一帯	137	中川公園一帯・大谷田団地一帯	212	落合中央公園一帯
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	138	新川ツインビル地区	213	本五ふれあい公園一帯
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	139	佃リバーシティ地区	214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
62	第一生命グランド一帯	140	両国地区	215	おとめ山公園地区一帯
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	216	桃井原っぱ公園一帯
64	明治神宮・代々木公園一帯	142	成城学園一帯	217	東京理科大学一帯
65	青山学院・実践女子学園一帯	143	蚕糸の森公園一帯	218	大崎駅西口地区一帯
66	聖心女子大学一帯	144	飛鳥山公園	219	洗足池公園一帯
67	江古田の森公園一帯	145	北運動公園一帯	220	東京電機大学一帯
68	哲学堂公園一帯	146	都立汐入公園一帯	221	あかつき公園一帯
69	コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	147	武蔵大学	222	江戸川スポーツランド周辺一帯
70	中野区役所一帯	148	豊島園	223	亀有一丁目一帯
71	公社鷺宮西住宅一帯	149	上千葉砂原公園一帯	224	千住大橋駅地区一帯
73	明大和泉校舎一帯	151	小石川植物園	225	私学事業団総合運動場
74	和田堀公園（東地区）一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地	226	小菅東スポーツ公園
75	善福寺川緑地･和田堀公園（西地区）一帯	153	墨田区役所・隅田公園自由広場一帯	227	都立江戸川高校一帯
77	シャレール荻窪一帯	154	錦糸公園	228	南砂三丁目公園一帯
78	柏の宮公園一帯	155	立花一丁目団地一帯	229	新河岸東公園一帯
79	高井戸駅一帯	156	林試の森公園	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯
80	久我山二丁目地区グランド一帯	157	戸越公園一帯	231	堀船地区一帯
82	上井草スポーツセンター一帯	158	恵比寿ガーデンプレイス	232	赤羽北地区一帯
83	染井墓地・駒込中学校一帯	159	国士舘大学一帯	233	浮間一丁目地区
84	雑司ヶ谷墓地	160	きたみふれあい広場一帯	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区
85	豊島区立総合体育場一帯	161	学芸大学附属高校一帯	235	城北公園一帯
86	学習院大学	162	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯	236	都営平井アパート一帯
87	立教大学	163	井草森公園一帯	237	荒川工業高校一帯
88	荒川河川敷一帯	164	平和の森公園一帯	238	駒場地区
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	165	東京大学附属中等教育学校一帯	239	都営成増五丁目第２アパート一帯

2

平成30年６月公表
平成31年度国の施策及び予算に対する提案要求

参考資料3

＜一部抜粋＞

提　案　要　求　書

平成３０年６月

東　京　都

平成３１年度国土交通省の所管に係る予算編成に当たっては、以下の諸点について最大限の配慮をされるよう提案要求いたします。

	平成 31 年度国の施策及び予算に対する提案要求＜最重点事項＞
Ⅰ	***災害対策関連事項***
1	無電柱化事業の推進
2	建築物の耐震化の推進
3	木造住宅密集地域の整備促進
4	総合的な治水対策の推進
5	高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進
6	東京港の地震・津波・高潮対策の推進
7	震災にも強い東京港の機能強化
10	荒川第二・第三調節池の整備推進
Ⅱ	***道路等関連事項***
1	外かく環状道路の早期完成
2	高速道路網の整備推進及び有効活用等
3	国道等の整備推進
4	道路・橋梁（りょう）事業の推進
5	連続立体交差事業の推進
7	道路環境対策の推進
Ⅲ	***鉄道等関連事項***
1	鉄道駅のバリアフリー化の推進
2	都市鉄道ネットワーク等の強化
3	ＢＲＴ整備推進のための制度の創設・拡充
Ⅳ	***港湾関連事項***
1	物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進
2	大型クルーズ客船ふ頭の整備推進
Ⅴ	***航空関連事項***
1	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
Ⅵ	***水・緑・都市環境等関連事項***
2	下水道事業に対する交付制度の拡充
6	公園整備事業等の推進
9	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
10	水素社会の実現に向けた着実な取組
12	不法係留船対策の推進
Ⅶ	***都市再生関連事項***
1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進
2	市街地の開発に係る諸事業の推進
Ⅷ	***住宅関連事項***
1	既存住宅ストックの活用促進
2	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
Ⅸ	***都市づくり全般に係る事項***
1	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
Ⅹ	***多摩島しょ振興***
1	島しょ港湾等の防災対策の推進

目　　次

事　項　名		頁
Ⅰ　災害対策関連事項		
1　無電柱化事業の推進（道路局、都市局、港湾局）	(最重点)	1
2　建築物の耐震化の推進（住宅局）	(最重点)	3
3　木造住宅密集地域の整備促進（都市局、道路局、住宅局）	(最重点)	5
4　総合的な治水対策の推進　（水管理・国土保全局）	(最重点)(重点)	9
5　高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進（水管理・国土保全局）	(最重点)	17
6　東京港の地震・津波・高潮対策の推進（港湾局）	(最重点)	18
7　震災にも強い東京港の機能強化（港湾局）	(最重点)	19
8　民有港湾施設の適切な維持管理の推進（港湾局）	(重点)	20
9　大規模水害対策の推進（水管理・国土保全局）	(重点)	21
10　荒川第二・第三調節池の整備推進（水管理・国土保全局）	(最重点)	22
11　ライフライン施設の耐震化などの推進（道路局）	(重点)	22
12　羽田空港の液状化対策の推進（航空局）	(重点)	23
13　長周期地震動対策の推進（住宅局）	(重点)	24
14　宅地耐震化推進事業の促進（都市局）	(一般)	25
15　宅地造成等規制法の見直し（都市局）	(一般)	25
16　特殊地下壕等対策の充実（都市局）	(一般)	26
17　震災復興対策の推進（都市局、住宅局）	(一般)	27
Ⅱ　道路等関連事項		
1　外かく環状道路の早期完成（道路局、都市局）	(最重点)	32
2　高速道路網の整備推進及び有効活用等（都市局、道路局）	(最重点)	33
3　国道等の整備推進（道路局、都市局、港湾局）	(最重点)	37
4　道路・橋梁事業の推進（総合政策局、都市局、道路局、港湾局）	(最重点)(重点)	39
5　連続立体交差事業の推進（都市局、道路局）	(最重点)	46
6　踏切対策推進のための制度の創設・拡充（都市局、道路局、鉄道局）	(重点)(一般)	47
7　道路環境対策の推進(道路局)	(最重点)	47
8　交通結節点における施設整備助成の拡充（都市局、鉄道局）	(重点)	48
9　物流対策の推進（総合政策局、都市局、道路局、自動車局、港湾局）	(一般)	49
10　駐車対策の充実（都市局、道路局、自動車局、観光庁）	(一般)	50
11　大都市補正の適用地区拡大（大臣官房）	(重点)	52
Ⅲ　鉄道等関連事項		
1　鉄道駅のバリアフリー化の推進（住宅局、総合政策局、鉄道局、観光庁）	(最重点)	54
2　都市鉄道ネットワーク等の強化（鉄道局、都市局）	(最重点)	56
3　ＢＲＴ整備推進のための制度の創設・拡充（都市局、自動車局、総合政策局）	(最重点)	57
4　都市高速鉄道整備の充実・強化（鉄道局）	(重点)(一般)	58
5　鉄道施設の耐震化の推進（鉄道局）	(重点)	60
6　リニア中央新幹線の早期整備（鉄道局、道路局、都市局）	(一般)	61
7　バス事業の環境整備の促進（自動車局）	(一般)	62
Ⅳ　港湾関連事項		
1　物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進（港湾局）	(最重点)	63
2　大型クルーズ客船ふ頭の整備推進（港湾局）	(最重点)	64
3　魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大（港湾局）	(重点)	65
4　東京港の新海面処分場の財源確保（港湾局）	(重点)	66
5　港湾保安対策に対する財政支援（港湾局）	(一般)	67
6　新興・再興感染症対策の充実（港湾局）	(一般)	67
Ⅴ　航空関連事項		
1　羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進（航空局、港湾局、水管理・国土保全局）	(最重点)	68
2　首都圏新空港の調査検討の推進（航空局）	(重点)	72
3　米軍基地対策の推進（航空局、道路局）	(重点)	73

目　　　次

事　項　名		頁
Ⅵ 水・緑・都市環境等関連事項		
1 八ッ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等（水管理・国土保全局）	(重点)	75
2 下水道事業に対する交付制度の拡充（水管理・国土保全局）	(最重点)(重点)(一般)	76
3 東京湾の水質改善対策の促進（水管理・国土保全局、港湾局）	(重点)	81
4 水の有効利用の促進（水管理・国土保全局）	(重点)	82
5 水道水源の水質保全対策の強化（水管理・国土保全局）	(一般)	83
6 公園整備事業等の推進（都市局）	(最重点)	83
7 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充（都市局）	(重点)	85
8 公共事業と農地保全を両立するための制度改正（総合政策局、土地・建設産業局）	(重点)	86
9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善（都市局）	(最重点)	87
10 水素社会の実現に向けた着実な取組（自動車局）	(最重点)	89
11 コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大（総合政策局）	(一般)	92
12 不法係留船対策の推進（水管理・国土保全局）	(最重点)	93
13 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施（港湾局）	(重点)	94
Ⅶ 都市再生関連事項		
1 国際競争力強化に資するまちづくりの推進（都市局、住宅局）	(最重点)	96
2 市街地の開発に係る諸事業の推進（都市局、住宅局）	(最重点)	96
3 都市再生推進のための国有財産の活用（都市局）	(重点)(一般)	101
4 大都市圏における地籍調査の推進（土地・建設産業局）	(重点)	103
Ⅷ 住宅関連事項		
1 既存住宅ストックの活用促進（住宅局）	(最重点)	104
2 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進（住宅局）	(最重点)	107
3 都営住宅ストックの有効活用（住宅局）	(重点)	109
4 公営住宅制度等の抜本的見直し（住宅局）	(一般)	110
5 併存店舗付公営住宅等の耐震化推進（住宅局、総合政策局）	(一般)	112
6 地域優良賃貸住宅制度の改善（住宅局）	(一般)	113
7 不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保（土地・建設産業局）	(一般)	114
8 アスベスト対策の促進（住宅局）	(一般)	115
Ⅸ 都市づくり全般に係る事項		
1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援（総合政策局、住宅局、観光庁）	(最重点)	116
2 スポーツ振興事業の推進（総合政策局、観光庁）	(重点)	118
3 公共用地取得に係る租税特別措置法の改正（総合政策局、土地・建設産業局）	(重点)(一般)	119
4 国直轄事業負担金の更なる改革（都市局、水管理・国土保全局、道路局、港湾局）	(一般)	121
5 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり（都市局）	(重点)	122
6 業務核都市育成整備の推進（都市局）	(一般)	123
Ⅹ 多摩島しょ振興		
1 島しょ港湾等の防災対策の推進（国土政策局、港湾局）	(最重点)	124
2 島しょ港湾等の整備促進（国土政策局、港湾局）	(重点)	124
3 小笠原諸島への航空路開設の推進（航空局、国土政策局）	(重点)	125
4 離島航空路線の維持存続に向けた制度改善と財源確保（航空局）	(一般)	126
5 離島航路補助事業の制度改善及び財源確保（海事局）	(一般)	127
6 多摩・島しょ地域における生活路線バスの維持・確保（総合政策局、自動車局）	(一般)	128
7 立川基地跡地 昭島地区の開発促進（都市局）	(一般)	129
8 調布飛行場の安全対策の更なる強化（航空局）	(一般)	130

提案要求先別一覧表

		都所管局	頁
◎ 総合政策局			
Ⅱ-4	道路・橋梁事業の推進	建設、都市整	39
Ⅱ-9	物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
Ⅲ-1	鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整、交通	54
Ⅲ-3	ＢＲＴ整備推進のための制度の創設・拡充	都市整	57
Ⅵ-8	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	都市整、産労	86
Ⅵ-11	コンクリート塊のリサイクル材の利用拡大	都市整、環境	92
Ⅷ-5	併存店舗付公営住宅等の耐震化推進	都市整	112
Ⅸ-1	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	オリ・パラ局、青・治本、総務、生文、都市整、福保、病院本部、産労、建設、教育	116
Ⅸ-2	スポーツ振興事業の推進	オリ・パラ局、産労	118
Ⅸ-3	公共用地取得に係る租税特別措置法の改正	建設、都市整	119
Ⅹ-6	多摩・島しょ地域における生活路線バスの維持・確保	都市整	128
◎ 国土政策局			
Ⅹ-1	島しょ港湾等の防災対策の推進	港湾	124
Ⅹ-2	島しょ港湾等の整備促進	港湾	124
Ⅹ-3	小笠原諸島への航空路開設の推進	総務、環境、港湾	125
◎ 土地・建設産業局			
Ⅵ-8	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	都市整、産労	86
Ⅶ-4	大都市圏における地籍調査の推進	都市整	103
Ⅷ-7	不動産特定共同事業法の業務の適正な運営の確保	都市整	114
Ⅸ-3	公共用地取得に係る租税特別措置法の改正	建設、都市整	119
◎ 都市局			
Ⅰ-1	無電柱化事業の推進	建設、都市整	1
Ⅰ-3	木造住宅密集地域の整備促進	都市整、建設	5
Ⅰ-14	宅地耐震化推進事業の促進	都市整	25
Ⅰ-15	宅地造成等規制法の見直し	都市整	25
Ⅰ-16	特殊地下壕等対策の充実	都市整	26
Ⅰ-17	震災復興対策の推進	総務、都市整	27
Ⅱ-1	外かく環状道路の早期完成	建設、都市整	32
Ⅱ-2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	都市整、建設	33
Ⅱ-3	国道等の整備推進	都市整、建設、港湾	37
Ⅱ-4	道路・橋梁事業の推進	建設、都市整	39
Ⅱ-5	連続立体交差事業の推進	建設、都市整	46
Ⅱ-6	踏切対策推進のための制度の創設･拡充	都市整、建設	47
Ⅱ-8	交通結節点における施設整備助成の拡充	都市整	48
Ⅱ-9	物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
Ⅱ-10	駐車対策の充実	都市整、青・治本、建設、警視、産労	50
Ⅲ-2	都市鉄道ネットワーク等の強化	都市整	56
Ⅲ-3	ＢＲＴ整備推進のための制度の創設・拡充	都市整	57
Ⅲ-6	リニア中央新幹線の早期整備	都市整	61
Ⅵ-6	公園整備事業等の推進	建設、都市整	83
Ⅵ-7	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	環境、都市整	85
Ⅵ-9	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	産労、都市整、環境	87
Ⅶ-1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	都市整	96
Ⅶ-2	市街地の開発に係る諸事業の推進	都市整、建設	96
Ⅶ-3	都市再生推進のための国有財産の活用	都市整、環境、建設	101
Ⅸ-4	国直轄事業負担金の更なる改革	総務、財務、建設、港湾	121
Ⅸ-5	東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり	都市整	122
Ⅸ-6	業務核都市育成整備の推進	都市整	123
Ⅹ-7	立川基地跡地 昭島地区の開発促進	都市整	129
◎ 水管理・国土保全局			
Ⅰ-4	総合的な治水対策の推進	建設、下水、都市整	9
Ⅰ-5	高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進	建設、都市整	17
Ⅰ-9	大規模水害対策の推進	総務、建設	21
Ⅰ-10	荒川第二・第三調節池の整備推進	建設	22
Ⅴ-1	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	都市整、建設	68
Ⅵ-1	ハッ場ダムを始めとする利水・治水対策の推進等	都市整、建設、水道	75
Ⅵ-2	下水道事業に対する交付制度の拡充	下水、都市整	76
Ⅵ-3	東京湾の水質改善対策の促進	政策企画、都市整、環境、建設、港湾、下水	81
Ⅵ-4	水の有効利用の促進	都市整	82
Ⅵ-5	水道水源の水質保全対策の強化	水道	83
Ⅵ-12	不法係留船対策の推進	建設	93
Ⅸ-4	国直轄事業負担金の更なる改革	総務、財務、建設、港湾	121
◎ 道路局			
Ⅰ-1	無電柱化事業の推進	建設、都市整	1
Ⅰ-3	木造住宅密集地域の整備促進	都市整、建設	5
Ⅰ-11	ライフライン施設の耐震化などの推進	総務、建設	22
Ⅱ-1	外かく環状道路の早期完成	建設、都市整	32
Ⅱ-2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	都市整、建設	33
Ⅱ-3	国道等の整備推進	都市整、建設、港湾	37
Ⅱ-4	道路・橋梁事業の推進	建設、都市整	39
Ⅱ-5	連続立体交差事業の推進	建設、都市整	46
Ⅱ-6	踏切対策推進のための制度の創設･拡充	都市整、建設	47
Ⅱ-7	道路環境対策の推進	建設	47
Ⅱ-9	物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
Ⅱ-10	駐車対策の充実	都市整、青・治本、建設、警視	50
Ⅲ-6	リニア中央新幹線の早期整備	都市整	61
Ⅴ-3	米軍基地対策の推進	都市整	73
Ⅸ-4	国直轄事業負担金の更なる改革	総務、財務、建設、港湾	121

提案要求先別一覧表

（参考）

		都所管局	頁
◎ 住宅局			
Ⅰ-2	建築物の耐震化の推進	都市整	3
Ⅰ-3	木造住宅密集地域の整備促進	都市整	5
Ⅰ-13	長周期地震動対策の推進	都市整	24
Ⅰ-17	震災復興対策の推進	総務、都市整	27
Ⅲ-1	鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整	54
Ⅶ-1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	都市整	96
Ⅶ-2	市街地の開発に係る諸事業の推進	都市整	96
Ⅷ-1	既存住宅ストックの活用促進	都市整	104
Ⅷ-2	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	都市整	107
Ⅷ-3	都営住宅ストックの有効活用	都市整	109
Ⅷ-4	公営住宅制度等の抜本的見直し	都市整	110
Ⅷ-5	併存店舗付公営住宅等の耐震化推進	都市整	112
Ⅷ-6	地域優良賃貸住宅制度の改善	都市整	113
Ⅷ-8	アスベスト対策の促進	都市整	115
Ⅸ-1	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	オリ･パラ局、青・治本、総務、生文、都市整、福保、病院本部、産労、建設、教育	116
◎ 鉄道局			
Ⅱ-6	踏切対策推進のための制度の創設･拡充	都市整、建設	47
Ⅱ-8	交通結節点における施設整備助成の拡充	都市整	48
Ⅲ-1	鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整、交通	54
Ⅲ-2	都市鉄道ネットワーク等の強化	都市整	56
Ⅲ-4	都市高速鉄道整備の充実・強化	交通、都市整	58
Ⅲ-5	鉄道施設の耐震化の推進	都市整	60
Ⅲ-6	リニア中央新幹線の早期整備	都市整	61
◎ 自動車局			
Ⅱ-9	物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
Ⅱ-10	駐車対策の充実	都市整、青・治本、警視、産労	50
Ⅲ-3	ＢＲＴ整備推進のための制度の創設・拡充	都市整	57
Ⅲ-7	バス事業の環境整備の促進	交通	62
Ⅵ-10	水素社会の実現に向けた着実な取組	環境、交通、都市整	89
Ⅹ-6	多摩・島しょ地域における生活路線バスの維持・確保	都市整	128
◎ 海事局			
Ⅹ-5	離島航路補助事業の制度改善及び財源確保	港湾、総務	127
◎ 港湾局			
Ⅰ-1	無電柱化事業の推進	港湾	1
Ⅰ-6	東京港の地震・津波・高潮対策の推進	港湾	18
Ⅰ-7	震災にも強い東京港の機能強化	港湾	19
Ⅰ-8	民有港湾施設の適切な維持管理の推進	港湾	20
Ⅱ-3	国道等の整備推進	港湾	37
Ⅱ-4	道路・橋梁（りょう）事業の推進	港湾	39
Ⅱ-9	物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
Ⅳ-1	物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進	港湾	63
Ⅳ-2	大型クルーズ客船ふ頭の整備推進	港湾	64
Ⅳ-3	魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	港湾	65
Ⅳ-4	東京港の新海面処分場の財源確保	港湾	66
Ⅳ-5	港湾保安対策に対する財政支援	港湾	67
Ⅳ-6	新興・再興感染症対策の充実	港湾	67
Ⅴ-1	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	都市整、港湾	68
Ⅵ-3	東京湾の水質改善対策の促進	政策企画、都市整、環境、建設、港湾、下水	81
Ⅵ-13	ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	環境、港湾	94
Ⅸ-4	国直轄事業負担金の更なる改革	総務、財務、建設、港湾	121
Ⅹ-1	島しょ港湾等の防災対策の推進	港湾	124
Ⅹ-2	島しょ港湾等の整備促進	港湾	124
◎ 航空局			
Ⅰ-12	羽田空港の液状化対策の推進	都市整、総務	23
Ⅴ-1	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	都市整、建設、港湾	68
Ⅴ-2	首都圏新空港の調査検討の推進	都市整	72
Ⅴ-3	米軍基地対策の推進	都市整	73
Ⅹ-3	小笠原諸島への航空路開設の推進	総務、環境、港湾	125
Ⅹ-4	離島航空路線の維持存続に向けた制度改善と財源確保	港湾、総務、都市整	126
Ⅹ-8	調布飛行場の安全対策の更なる強化	港湾	130
◎ 大臣官房			
Ⅱ-11	大都市補正の適用地区拡大	建設	52
◎ 観光庁			
Ⅱ-10	駐車対策の充実	都市整、産労、警視	50
Ⅲ-1	鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整、交通	54
Ⅸ-1	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	オリ･パラ局、青・治本、総務、生文、都市整、福保、病院本部、産労、建設、教育	116
Ⅸ-2	スポーツ振興事業の推進	オリ・パラ局、産労	118

宅の耐震化のスピードアップを図り、国が定めた目標である平成 32 年度住宅の耐震化率 95%を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5%であり十分ではない。

＜具体的要求内容＞

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成３０年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の１００万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減するなど更なる拡充を図ること。

3　木造住宅密集地域の整備促進

1　災害に強い都市構造の確保

（提案要求先　都市局、道路局）
（都所管局　都市整備局、建設局）

（１）延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
（２）避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

＜現状・課題＞

平成２８年１２月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約３０万棟にも及ぶとされている。また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約１３，０００ｈａ存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約６６％、木造住宅密集地域の不燃化に向け重点的に取組を行っている地域（整備地域）の不燃領域率は約６２％にとどまるなど、未だ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成２３年度から「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

＜具体的要求内容＞

（１）木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、

① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。

② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。

③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手をさらに促進するため、補助採択要件を不燃化率一律７０％未満とするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員２０ｍの場合、不燃化率６０％で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（２）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を３分の１から２分の１に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

２　地域の防災性の向上

（提案要求先　住宅局、都市局）
（都所管局　都市整備局）

（１）木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。

特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。

（２）防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。

（３）密集事業や新防火規制に係る税制上の優遇措置を講じること。

（４）不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の限度額を引き上げること。

（５）防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を目的に改正された建築基準法を踏まえ、老朽建築物の不燃化に対する支援策を講じること。

（６）木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備する新たな取組に対し、支援策を講じること。

Ⅰ　災害対策関連事項

＜現状・課題＞

平成２８年１２月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており約１３，０００ｈａ存在している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の不燃化に向け重点的に取組を行っている地域（整備地域）の不燃領域率は約６２％にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成２３年度から「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、平成２７年度には「防災都市づくり推進計画」を改定し、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える幅員６ｍ以上の道路や、避難に有効な４ｍ以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めていく。また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み改正された建築基準法を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、魅力的な移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する新たな取組に着手する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

①住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住

宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げること。また、無電柱化の促進などにも必要な財源を確保すること。

②都が実施している「木密地域不燃化１０年プロジェクト」で指定する不燃化特区内において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建から戸建への建替えの助成を認めること。

③都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員４ｍ未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

④一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和

・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和

・上記又は、防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設

⑤木密地域において必要な避難場所を確保するため、避難場所の候補地となる箇所周辺の不燃化促進などに対する助成制度を創設すること。

（２）都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用にあたっては、耐火建築物を建築するなど、特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（１００㎡）を緩和すること。

（３）耐火性の高い建物への建替えや主要生活道路の整備を促進するため、密集事業施行区域や東京都建築安全条例に基づいて新たな防火規制を行う区域について、登録免許税などの税制上の優遇措置を講じること。

（４）木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資限度額の引上げを図ること。

（５）防火地域・準防火地域における延焼遮断効果の高い建築物の建ぺい率制限の１０％緩和や防火規制の合理化などを盛り込んだ建築基準法の改正を契機とした木造住宅密集地域の改善を促進するため、既存建築物の不燃化改修に対する支援策を講じること。

（６）木密地域の権利者などが移り住みたくなるような魅力的な受け皿づくりのため、民間事業者を活用した移転先の整備等に対する助成制度を創設すること。

平成３０年６月２８日

都庁第二本庁舎３１階 特別会議室２３

第１回防災都市づくり推進計画検討委員会

平成３０年度（第１回）

議事録

目　　　　次

１．開　　　　会……………………………………………………… － 1 －
２．委員会設置要綱と運営規定について…………………………… － 3 －
３．委員紹介…………………………………………………………… － 4 －
４．議 題……………………………………………………………… － 5 －
1) 委員長選出………………………………………………………… － 5 －
2) 本検討委員会の進め方について………………………………… － 6 －
3) 防災都市づくり推進計画（改定）平成 28 年 3 月　改定後の進捗状況…… － 8 －
4) 計画改定以降の都の主な取組などについて…………………… － 8 －
５．その他……………………………………………………………… － 8 －
1) 国の動向などについて…………………………………………… － 8 －
議　論………………………………………………………………… － 17 －
閉　会………………………………………………………………… － 26 －

1．開　　　　会

（10：00）

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　定刻になりました。

まだ、お見えでない方もおられますけれども、定刻になりましたので、第1回防災都市づくり推進計画検討委員会を開会させていただきたいと思います。

本委員会の事務局を務めさせていただきます、東京都都市整備局市街地整備部防災都市づくり課長の栗原でございます。よろしくお願いいたします。それでは着座して進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本日は報道関係者の方々もお越になっております。カメラ取材は冒頭のみとさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。ペン取材につきましては委員会終了までオープンとさせていただきますので、取材のほうもよろしくお願いいたします。

まず、開会にあたりまして、東京都を代表して都市整備局理事の中島よりご挨拶をさせていただきます。

【中島理事】　ただいま紹介のありました東京都都市整備局理事の中島でございます。委員皆様におかれましては当委員会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、お忙しい中、本日は都庁までお運びいただきましてありがとうございます。併せまして、日頃から東京の都市整備に対しまして多大なるご協力ご尽力をいただきまして、たいへんありがとうございます。

さて、先週でございますが、6月18日大阪府の北部を震源とする地震がございました。大阪の中心市街地で軒並み震度5強以上ということで被害があったわけですが、大都市の直下で起こったということで都の今後の災害対策を進める上で色々教訓が得られるものと思っております。我々の方でも情報収集に努めまして、その対応について勉強させてもらって、今後の都の政策に活かしていきたいと考えています。

一昨日ですが、国の方から全国地震動予測地図2018年度版の発表ございました。これは将来の地震発生の確率を出したものでございますが、それによりますと首都圏におけます地震発生の確率は依然として高い状況にあるということでございます。引き続きセーフシティ東京の実現に向けまして防災都市づくりを強力に進めていきたいと思っておりますが、この防災都市づくり推進計画がそのおおもととなる計画でございます。都と致しましては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、平成8年に最初の計画を作りましたが、その後、平成16年、22年と改訂を重ねまして、延焼遮断帯の整備ですとか、あるいは市街地の不燃化ですとか、そうした市街

地の防災性の向上に取り組んできたところでございます。平成24年1月には首都直下地震の切迫性や、東日本大震災の発生を踏まえまして、木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げまして、区と連携しながら木造住宅密集地域の改善を一段と加速するということを取り組んでまいりまして、さらに28年3月でございますが新たに防災生活道路という防災上の軸となる道路を位置づけまして木密地域の拡大の未然防止を盛り込みました現計画に平成28年3月に改訂しまして、これに基づきまして事業に鋭意取り組んでいるという状況でございます。

また、昨年9月でございますが都市づくりのグランドデザインというのを東京都として策定をいたしまして、2040年代の目指すべき東京の都市像というのを、これと併せまして木造住宅密集地域について、東京ならではの街並みに変えるための取り組みというのを示したところでございます。

さらに今年に入りまして先生方のご指導も頂きまして、第8回地震に関する地域危険度測定調査の結果を取りまとめまして、最新の危険度ということで公表したところでございます。

こうした様々な経緯を踏まえながら、今後とも災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。そのために、今回こうした検討会を設けたわけであります。現計画に位置付けられました各事業の進捗状況の把握をしっかり行いながら、各地域ごとに今後も着実に事業が執行できるような対応策につきまして委員の皆様方それぞれの専門の立場からご意見を頂戴いたしまして、また、議論を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げまして私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い致します。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　理事の中島につきましては、公務の都合によりまして退席させていただきますのでご了承願います。

また、恐縮ですが、カメラ撮影につきましてはここまでということでございます。カメラ撮影の方はここで退出のほどよろしくお願いいたします。その他の方はこのままで結構です。

それでは議事に入ります前に私の方から資料の確認をさせていただきます。机上の方に今回の資料を配布させて頂いております。

まず、資料1が座席表となっています。それから、資料2-1と2-2が本検討委員会設置要綱と運営規定。資料3が本検討委員会委員名簿。それから、資料4-1が本検討委員会の進め方についての資料になっています。それから、資料4-2が防災都市づくり推進計画改定後の進捗状況です。資料4-3、地域危険度・避難場所の資料でございます。資料4-4が都市づくりグランドデザインと土地利用調査特別調査委員会に関係します資料となっています。資料5は国のほうの関係の密

集市街地の改善整備と密集市街地対策についてということでお配りしています。最後に、こちらも国のほうの動きになりますが、資料6、建築基準法の一部改正についてお配りさせていただいております。

以上、資料１から資料６までが資料となっております。それから、本日の議事の参考にしていただきたいと思っております、参考資料の確認をさせていただきます。まず、参考資料1、各年度末に更新した整備プログラム総括表をお配りしています。それから、参考資料2に、整備プログラムの更新にあわせて、グラフや地図を用いて、整備地域などの改善状況を分かりやすく表現した、地域別の改善状況等について参考資料としてお配りしています。さらに、参考資料3として平成31年度の国の施策及び予算に対する東京都としての提案要求書で、木造住宅密集地域に関する部分を抜粋してお配りしております。

以上が参考資料１から参考資料３までが本日お配りしております参考資料となります。あわせて、「防災都市づくり推進計画」という紫色の冊子、「都市づくりのグランドデザイン」の冊子、「地震に関する地域危険度測定調査報告書」ならびに「地域危険度と避難場所のパンフレット」を机上配布しております。お配りしているものは以上でございますが、なにか不足分等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の進行ですが、次第の3の委員紹介までは事務局が行い、次第4の議題の冒頭の進行からは、伊村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

２．委員会設置要綱と運営規定について

（10：08）

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　それでは次第の2、委員会の開催や運営について事前に定めた、委員会設置要綱ならびに委員会運営規定について、私の方からご説明させていただきます。資料2-1と2-2をご覧ください。本委員会は、東京都震災対策条例第13条第1項に規定する防災都市づくりに関する計画を検討するに当たり、学識経験者の専門的意見を反映させるために設置するものでございます。現計画の改定後、2年以上経過しており、推進計画で定めました、整備目標の達成に向けて、計画に位置付けられた各事業の進捗状況の把握を行っていく必要があると考えております。あわせまして、昨年9月に公表いたしました、都市づくりのグランドデザインで示された目指すべき都市像の実現や、今後の着実な事業執行に向けました対応策などについて検討いただくことを目的としておりますので、委員の皆様方にはどうぞよろしくお願いいたします。

また、設置要綱第4条の規定どおり、本委員会は公開して行って参りますが、個人情報に該当

し、委員長が公開を不適切と認める場合には、非公開となります。具体的には運営規定第6条の記載のとおり、東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を取り扱う場合を想定しております。

　最後になりますが、運営規定第5条に傍聴人等が執るべき事項が記載されておりますので、併せてご覧いただければと思います。

　私の方からの説明は以上でございます。

３．委員紹介

（10：11）

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　続きまして、委員のご紹介ということで、次第3に移らせていただきます。

　委員のご紹介を私の方からさせていただきます。

　武蔵野大学工学部建築デザイン学科教授伊村則子委員でございます。

【伊村委員】　伊村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員大原美保委員でございます。

【大原委員】　大原です。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　東京工業大学環境・社会理工学院教授大佛俊泰委員でございます。

【大佛委員】　大佛です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　なお、東京大学生産技術研究所准教授加藤孝明委員ですが、本日、少し遅れていらっしゃるようでして、一応ご出席の連絡は受けております。

　続きまして、首都大学東京名誉教授中林一樹委員です。

【中林委員】　中林です。ちょっと遅れてしまって申し訳ございません。よろしくお願いしま

す。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　以上、委員のご紹介をさせていただきました。
　それでは、今後の議題に関わる進行は伊村委員にお渡しししたいと思います。

４．議　題

1）委員長選出

（10：13）

【伊村委員】　続きまして、次第4、議題1の委員長選出に移ります。委員長の選出につきましては、設置要綱第3条に、委員長は委員の互選により選出することとしています。どなたか委員長の御推薦はございますでしょうか。

【大佛委員】　はい。私の方からご提案させていただきたいと思います。私としては、中林委員を推薦致します。防災計画の実務経験がたいへん豊富で、人格、見識とも優れており、国や都などの委員会などに多く参加されておりまして、委員長や会長としてとりまとめた経験も豊かでありますので、この委員会の委員長として適任かと存じます。

【伊村委員】　はい、ありがとうございました。
　ただいま大佛委員から、中林委員を委員長にご推薦するというご提案がありましたが、他にご意見ございますでしょうか。
　他に意見がないようでしたら、中林委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

【伊村委員】　それでは中林委員にはたいへんご苦労をおかけしますが、委員長への就任をどうぞお願いいたします。
　委員長が決定いたしましたので、今後の当委員会の運営を、中林委員長にお願いしたいと思います。
　これをもちまして、進行を交代させていただきます。中林委員長、以後どうぞよろしくおね

がいします。

【中林委員長】　はい、ただいまご推薦いただき委員長を仰せつかることになりました中林です。今日は少し電車がトラブルで遅れてしまったのですがこのようなことがないように努力したいと思います。この防災都市づくり推進計画検討委員会が東京都の防災都市づくりの最も基本となる、いわば“防災都市づくりマスタープラン”の検討を行うということで、関連する様々な調査あるいは施策をまとめていくという重要な委員会と認識しております。委員の皆様の活発なご意見、アイデアを頂きながら東京都の防災都市づくりに若干貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

2) 本検討委員会の進め方について

（10：16）

【中林委員長】　それでは、次第4、議題2の「本検討委員会の進め方について」に入りたいと思います。次第4、議題2について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（村岡)】　それでは本委員会の進め方ということで資料4-1、こちらの方をご覧ください。まず、本委員会の進め方について、先ほど説明させていただいた設置要綱第1条に記載のとおり､まず目的として東京都震災対策条例第13条第1項に規定する防災都市づくりに関する計画の検討にあたり学識経験者の皆様の専門的意見を反映させるため本委員会を設置するものでございます。委員会における検討事項としては、まず委員会が検討内容の方針及び全体スケジュールの確認、あと、各専門部会で意見を取りまとめ、最後に推進計画に位置づけられた各事業の進捗状況の把握ということを考えております｡併せまして推進計画や関連する地域危険度、避難場所等の調査を専門的かつ具体的に議論していただきます専門部会の設置を事務局として考えております。具体的には資料の左下、専門部会を三つ掲げております。こちらの三つの部会を立ち上げて、検討内容につきましては、次のページをご覧ください。防災都市づくり推進計画につきましては3点、地域危険度につきましては2点、避難場所につきましては1点大きな項目を挙げさせていただいております。推進計画につきましては最新の不燃領域率を、今日もご紹介させて頂きますが、都内の不燃化が加速しておりますことが確認されております。今後、事業の進捗状況を把握し、改善の進んでいない地域への不燃化の加速策などをそういった観点で検討して頂くことを考えております。2番延焼遮断帯の形成率になります。考え方は延焼遮断帯の形成が着実に進むことをこちらも事業の進捗状況を把握し2025年目標達成に向けた加速策

等の検討をお願いしたいと考えております。3番目としまして昨年の9月公表されました都市づくりのグランドデザインを踏まえて木密地域を安全安心で東京ならではの街並みに替えるあり方の検討につきまして、以上この3点を防災都市づくり推進計画の専門部会ということで検討お願いしたいと考えております。それから、地域危険度測定調査につきましては昨年の2月に公表したばかりですが、最新データを取り込みまして、合わせて測定方法を検討してまいりたいと思っております。2番としまして各危険量と不燃領域率の関係を整理いたしまして各危険度の位置付けを今後どうするかということをご議論いただきたいと考えております。最後になりますが、避難場所の指定。これは今月8日避難場所の指定ということで公表させて頂いておりますが、今後、避難有効面積の拡大、避難距離の短縮、避難場所の新規・追加など設定、調査検討を進めたいと考えておりますので、こちらにつきましても避難場所の専門部会を立ち上げてご議論を頂きたいと考えております。ページをおめくりください。今年度のスケジュール。こちらは事務局からの提案でございますが、こちらに今日の推進計画検討委員会を記載しておりまして、まず、第1回目、本日6月28日でございます。委員会につきましては本日と年度末に第2回目を予定しておりまして、検討する内容につきましては先ほどご紹介させていただきました内容をあげさせて頂いております。専門部会のスケジュールにつきましては、まず、防災都市づくり推進計画検討部会、こちらは紫色の表示をしておりますが8月以降概ね4回程度、先ほど説明させて頂いた検討内容をご議論いただきたいと考えております。地域危険度は黄色、避難場所は緑で、危険度につきましては10月と3月、避難場所については12月あたり専門部会を開催して検討を進めていきたいと考えております。以上、事務局側の提案としましては専門部会を三つ設置させていただきまして、今、説明させていただきました年間のスケジュールで進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【中林委員長】　はい、ありがとうございました。事務局からの説明について、何かご意見あるいはご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、30年度のスケジュールということで、この委員会は本日1回目と、年度末に2回目で年度のまとめということになりますが、その下に3つの部会を立ち上げて検討を具体的に進めていくというスケジュールであるということを確認させていただいて、次に移りたいと思います。

3) 防災都市づくり推進計画（改定）平成 28 年３月　改定後の進捗状況

4) 計画改定以降の都の主な取組などについて

５．その他

1) 国の動向などについて

（10：22）

【中林委員長】　それでは、次第の 4、議題 3 と 4、防災都市づくり推進計画、平成 28 年 3 月以降の進捗状況、計画改定以降の都の主な取組など、及び、次第 5 その他として、最近の国の動向などについて、あわせて事務局より説明をお願いします。

【事務局（村岡）】　それでは資料 4-2 防災都市づくり平成 28 年 3 月改定後の進捗状況の資料をご覧ください。1 枚めくっていただきまして目次がございます。この資料につきましては紫色の冊子となっております推進計画の現計画改定に関する内容の再確認を含めて、1 で説明させていただきます。それから 2、3、4、5 こちらについては改定以降の進捗状況ということで延焼遮断帯の形成率や不燃領域率の進捗状況を合わせてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは 1 ページ目、防災都市づくり推進計画の目的等。こちらでは目的、対象区域、計画期間を掲載させて頂いております。目的は震災対策条例に基づいて震災の予防、発生した場合の被害拡大の防止により地震に強い防災都市づくりを推進していくことを目的としております。

対象区域は市街化区域をまず対象としまして右の東京の図にありますブルーの部分を対象とさせて頂いておりまして 23 区 28 市町になります。合わせて木密が重なる地域を中心に 23 区及び多摩地域の黒の点線の右側の 7 市について防災生活圏ということで延焼遮断帯を設定させて頂いておりまして、23 区と 7 市が対象になっています。

計画期間につきましては、施策の基本方針として、10 年計画ということで、平成 28 年から 37 年度。事業の具体的な整備計画としまして整備プログラムがございまして平成 32 年度までの計画となっております。

一枚おめくりください。首都直下地震等による東京の被害想定でございます。表の左側に東京の被害想定ということで記載しております。真ん中が東日本大震災の被害実績。並びに右側が阪神・淡路大震災の被害を載せさせて頂いております。震源・規模等は記載のとおりでございまして、建物の全壊被害約 30 万棟が予測されておりますが、そのうち全焼が 19 万棟と予測されており、不燃化等の対策が重要と認識しております。

続きまして。防災都市づくりのイメージということで、1 枚おめくりください。防災都市づくりのイメージの下の方に主な施策として、推進計画の 4 本柱、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成、避難場所等の確保ということで、ガワ、アンコ、そして緊急輸送道路と避難場所の整備について、今後目標を定めて積極的に取り組んでいきたいということで書かさせて頂いております。

一枚おめくりください。現計画の推進計画改定のポイントということでこちらも振り返りになるのですが、3 点ほど記載させて頂いております。まず、一番目、木密地域不燃化 10 年プロジェクト。平成 24 年から始められておりますが、特に不燃化特区の概念、重点整備地域に取り込むということで、今回の推進計画の方に挙げさせて頂いております。取り組みの事例を二つほど示してございまして、不燃化特区での全国訪問や特定整備路線等の相談窓口ということで、具体的な取り組みを記載させて頂いております。2 番目整備地域内の更なる不燃化の促進について、防災生活道路整備及び防災生活道路沿道の不燃化の助成ということでアンコの不燃化促進についての事例を右側に載せております。3 番目の木密地域の解消及び再生産の防止ということで、整備地域外の木密地域及びその周辺の地域において、まず木密地域の解消と再生産の防止をねらって、取り組みとしては地区計画の策定支援ということで補助を行っております。地域の地区計画策定を支援していくということでございます。右の写真がその具体的な状況の風景の例ということでございます。

次のページです。こちらが 10 年プロジェクトの概念になっておりまして、改定時、不燃化特区は 53 地区約 3100ha を指定させて頂いております。こちら 23 区の図の赤いエリアが不燃化特区となっております。あわせて、特定整備路線が、現在 28 区間、約 25km ございます。図の中の青い線が 28 箇所あり、こちらが特定整備路線ということで位置づけさせて頂いております。

一枚おめくりください。次が、整備地域内の更なる不燃化の促進で、防災生活道路の概念について記載しております。防災生活道路ということで避難や緊急時の消火活動、消防車の侵入などを想定して、左上の図で 250mと 120mと記載があるところのブルーが幅員 6m以上の防災生活道路という位置づけをしております。こちらは特に消火・救援等を想定して、将来的に防災生活圏の中で 6mの道路を整備していきましょうとしております。一方、黄色の部分、幅員 4m以上の道路ということで、お住まいの方の避難に資する道路を整備ということで拡幅などの整備を促していこうということで、都では防災生活道路と沿道の不燃化に対して助成を行っておりまして、助成につきましては、補助率は都、区それぞれ 2 分の 1 ずつということで負担をいたしまして、道路の整備や沿道の不燃化を推進しております。

次のページが木密の解消及び再生産の防止ということで、地区計画の策定支援について書か

させて頂いております。こちらの補助率につきましても同じ状況になっておりまして、都と区、それぞれ2分の1ずつ負担して地区計画策定の支援を行っております。イメージとしては右上の図にありますとおり、敷地の最低限度の設定やそれ以外にも地区施設の指定、壁面位置の制限等といったものを合わせて取り組んでいきたいと思っております。地区計画とはまた別の位置づけになるのですが新防火ということで新たな防火規制区域の検討も併せて区、市のほうに促しております。

計画改定のポイントとしては以上になります。

1 枚めくっていただきます。整備目標です。推進計画に記載のとおりなのですが、延焼遮断帯であれば形成率の現状と目標、緊急輸送道路では耐震化率の現状と目標を確認させて頂いております。次のページが不燃領域率と避難場所の箇所数を記載させて頂いております。

一枚おめくりください。次からは延焼遮断帯です。こちらも再確認ということになります。延焼遮断帯につきましては、1 ページ目が延焼遮断帯の区分と形成基準について記載させて頂いております。委員の皆様にはご承知のとおりと思いますが、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯、それぞれについて、参考値としてだいたいどれぐらいの間隔で指定されているということを記載しております。それから延焼遮断帯の形成基準につきましては三つの区分いずれも同じ基準で形成率を設定しておりまして道路の幅員に応じて沿道の不燃化率の設定が違っております。あと、避難場所を通過するものは延焼遮断帯として認めており、(1)と(2)の記載がございます。イメージとしては右側の絵のとおりでございます。次のページですが整備方針といたしまして、整備目標と取組ということで、推進計画に記載させて頂いております内容を記させて頂いております。次のページをご覧ください。延焼遮断帯の整備状況ということで、左が平成18年の形成状況の図です。右側が平成28年、最新の土地利用現況調査を踏まえた形成状況になっております。この10年で6%上昇しております。特にこちらの墨田区、足立区、中野区辺りでもともと未形成であった部分が形成になっております。若干、図が見にくくて恐縮なのですが、赤から青に変わっております。あと練馬の方でも一部少し未形成が形成に変わっているということが読み取れます。

続きまして、緊急輸送道路の概要ということで、緊急輸送道路の種類を挙げさせて頂いております。緊急輸送道路、特定緊急輸送道路、一般緊急輸送道路ということで、沿道の耐震化を推進計画に記載しております。具体的には、1 枚おめくりいただきまして、まず、特定緊急輸送道路については、耐震診断を義務化するなど沿道耐震化を強力に進める路線ということで、現在、進めております。沿道建築物の補強設計や耐震改修を、耐震診断と併せて重点的に促進しております。目標としては31年度までに沿道建築物90%耐震化する。そしてＩＳ値0.3未

満を解消しますということが目標になっています。2 番目としまして、平成 37 年度までに沿道建築物を 100%耐震化しますというのが、特定緊急輸送道路の目標になっております。一般緊急輸送道路については、耐震診断や耐震改修への支援を行っております。こちらは耐震診断の義務化まではまだ行っておりませんが､37 年度までに沿道建築物 90%を耐震化しましょうと言う目標を挙げさせて頂いております。その他の取り組みということで、併せて無電柱化を推進していくということなどを書かさせて頂いております。

進捗状況につきましては次のページをご覧いただければと思います｡左側が平成 27 年 7 月末時点ということで、上が高速道路以外の緊急輸送道路の耐震改修の状況、下が高速道路の耐震改修の状況でございます。右側が平成 29 年 12 月末時点の状況になっております。特にセンターコアとか町田の辺りで耐震化率が上がっているというのが図の方から読み取れます。耐震化率につきましても、ここ 2 年で概ね 3%程度上昇しているというところが現在の進捗状況でございます。

続きまして、資料を 1 枚おめくりください。木造密集地域の概要ということで木造密集地域 13000ha ございますが、都内の分布について示しています。区部では環七周辺に多摩部は中央線沿線ということで、木密はかなり存在するということを示しております。次のページがゾーニングの基本的な考え方ということで、木密から整備地域、重点整備地域と絞り込んでいくということを示しております。整備地域の選定の基準は下記に示してあるとおりです。

1 枚めくっていただきまして、整備地域の指定は、現在 6900 ha になっており、23 区内で指定させて頂いております。おおむね木造密集地域に包含される形で整備地域がございます。次のページが重点整備地域の指定になっておりまして、こちらはイコール不燃化特区になっております｡こちらも推進計画改定時 3100ha でありましたが､現在約 100ha 追加されまして 3200ha でございます。こちらは、整備地域の中に包含される形で重点整備地域があるという状況になっております。

一枚おめくりください。市街地の整備の方針と取組です。目標として、32 年度までに重点整備地域の不燃領域率を 70%以上に、整備地域については全体平均で 70%を目指しています。あわせて 37 年度までに全ての整備地域の不燃領域率を 70%以上にするということで、その下に先ほど挙げさせていただいたような取組を記載させていただいておりますのでご覧ください。

次のページが整備地域の不燃領域率の現状です。こちらが最新のデータに基づき不燃領域率を､28 整備地域別に算出した状況になっております。不燃領域率 70%超えの地域が 4 つございまして、60%台後半の地域も約 1/3 程度になっております。特に事業展開している墨田区、中野区あたりでは、参考資料でご覧いただければと思いますが、不燃領域率がこの 5 年で 5%ほ

ど上がっているという実績がございまして、事業の効果が表れているということでございます。全体としては不燃領域地率、この 5 年で 4%あがっておりまして、過去に比べて不燃領域率の上昇が伺えます。

資料 1 枚おめくりください。避難場所の概要ということで、こちらは 23 区内の指定の状況についてご確認いただきます。こちらの概要と根拠法令につきまして、時間の関係もございますので、後ほど読んでいただければと思います。避難場所の指定について次のページに記載させて頂いております。避難場所と地区内残留地区と避難道路の 3 点を議論いただいたところでございます。避難場所、地区内残留地区、避難道路の指定基準等につきましては、また後ほどご紹介させていただきたいと思います。

一枚おめくりいただきまして、避難場所等の確保及び指定の方針です。こちらも目標がございまして、平成 32 年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消すること、あわせて避難距離が 3km 以上となる避難圏域を解消すること、そして、37 年度までに引き続き避難場所の新規・拡大の指定を促進していくということでございます。

進捗状況につきましては、次のページに載せてございます。左側が現推進計画に記載しています、平成 27 年度末の指定の状況が載っております。右側が今回 30 年 6 月に公表させて頂いております現状になっております。避難場所の追加指定箇所につきましては 197 箇所から 213 箇所、増減はあるのですが、増えております。地区内残留地区につきましても 3 か所増えまして 1000 ha 追加になっております。図の方に、地区内残留地区につきましては青の太線の中が追加されたところで、港区と中央防波堤が指定されました。避難場所については緑の丸のところが新たに追加されております。資料 4-2 防災都市づくり推進計画改定後の進捗状況につきましては以上でございます。

【事務局（佐藤）】　続きまして資料 4 につきまして、事務局の私、佐藤がご説明させていただきます。資料 4-3 をご覧ください。資料 4-3 は地震に関する地域危険度測定調査について、今年 2 月に公表させて頂いております、こちらの概要と、同じく今年の 6 月に指定させていただきました避難場所の概要について、こちらの資料を基に説明を差し上げます。

1 ページ目をご覧ください。まず、地震に関する地域危険度の測定についてです。こちらは東京都における防災都市づくりを推進し各震災対策事業を実施する上での指標となり都民の防災意識の高揚を図る目的で、地震に関する地域の危険度を科学的に調査、研究し、都民に公表するというものでございます。

2 ページ目をご覧ください。今回、第 8 回として公表しております、その測定方法でござい

ます。危険量、建物倒壊危険量と火災危険量とこれらを踏まえた総合危険量について、5177 町丁目ごとに測定し、5 段階のランキングで評価しております。こちらにあります①から③について、より実態を反映し、震災対策事業の整備効果をよりよく評価できるように、前回の第 7 回から改善して今回の第 8 回の測定を行っております。測定結果の概要として危険量については全体として減少傾向にあり、市街地の防災性が向上していると言えるかと思います。一方で整備地域内の危険度は総体的にみますと依然として高い状況があるようです。

3 ページ目をご覧ください。こちらは建物倒壊危険度を表しております。沖積低地や谷底低地など揺れやすい地盤で、古い木造や軽量鉄骨造の建物が密集している地域で建物倒壊危険度が高い傾向がございます。

続きまして 4 ページ目。耐火性の低い木造建物が密集し延焼遮断帯等が未形成の地域で火災危険度が高い傾向がございます。具体的には区部の環状第 7 号線の内側を中心としてドーナツ状に分布する箇所や JR 中央線沿線にも分布しております。

5 ページ目、災害時活動困難度を掲載しております。地域レベルの道路基盤などが少ない地域で困難度が高い傾向があり、多摩地域や区部西部などに高い地域が分布するという傾向が読み取れます。

6 ページ目には総合危険度を表示しています。荒川・隅田川沿いのいわゆる下町地域一帯に加え、品川区南西部や大田区、中野区、杉並区東部に高い地域が分布している傾向があります。

続きまして、避難場所等の指定の概要についてご説明致します。こちらは震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、避難場所、地区内残留地区、避難道路を条例に基づいて都が指定しております。具体的な今回の見直しの内容につきまして、8 ページ目に変更図を示しております。赤く塗られているところが今回新たに避難場所の指定しているところで 17 箇所を新たに新規指定しています。また、薄い紫色の部分は既存の避難場所を拡大指定しているところです。また、一箇所、黄色で表示しているところが今回避難場所の廃止をしたところです。

地区内残留地区については、濃い青色で表示してあるところが新規に指定されたところです。また、濃い紫色で表示しているところが拡大している箇所です。

続きまして 9 ページをご覧ください。避難道路の指定を示している図です。避難道路につきましては、第 7 回から変更がなく、14 系統 54.1㎞ を今回第 8 回でも引き続き指定しているという状況です。

続きまして資料 4-4 をご覧ください。冒頭に理事の方から話をさせていただきましたが、29 年 9 月に東京都で都市づくりのグランドデザインというものを発表させて頂いております。こちらの概要について、まず簡単にご説明を差し上げます。

1 ページ目をご覧ください。都市づくりのグランドデザインは、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画です。東京を四つの地域区分と二つのゾーンに都市構造を分けた考え方を示しております。

2 ページ目をご覧ください。区部中心部およびその周辺を新たな地域区分として、中枢広域拠点域と位置づけています。具体的な内容については後でご説明いたします。

3 ページ目をご覧ください。グランドデザインの中で都市の将来イメージを示しております。木造住宅密集地域などの防災都市づくりに関する将来イメージとして記載してあるような木造住宅密集地域が解消された魅力的な住宅市街地が形成されている姿を将来のイメージとして表示しております。具体的には木造住宅密集地域を安心安全で東京ならではの街並みに変えるということを示しています。

続きまして 4 ページ目をご覧ください。ここからはグランドデザインで示された都市像の実現に向けて、土地利用のあり方を、現在、土地利用調査特別委員会というものを立ち上げて検討しております。その検討会での資料を抜粋しております。ここからはその資料を簡単にご説明いたします。

4 ページ目。先ほど区部中心部を中枢広域拠点域と位置付けていることをご説明致しましたが、その中枢広域拠点域の具体的なイメージとして、国際的なビジネス・交流機能が集積していること、また芸術・文化・スポーツなどの多様な特色を有する拠点が形成されていること、さらに緑豊かで潤いのある複合市街地や充実した鉄道ネットワークで魅力的な居住生活が実現しているといった地域として中枢広域拠点域を位置づけています。また、その中に、国際ビジネス交流ゾーンを位置づけております。国際的なビジネス機能が高度に集積しているゾーンとして位置づけしております。

5 ページ目をご覧ください。グランドデザインが示される前までは環状 6 号線の内側をセンター・コア・エリアとして位置づけしておりました。今回、概ね環状 7 号線までのエリアを中枢広域拠点域として位置づけなおしております。環状 6 号線から環状 7 号線に広がった部分に整備地域が多く分布しているという状況を示している図になっています。

続いて 6 ページ目以降です。その環状 7 号線の内側で駅周辺や駅直近にも関わらず木密地域が隣接してあるような地域をいくつかの例を挙げて紹介しているページが続いております。こちらについては後でご覧になっていただければと思います。

飛ばしまして 11 ページ目をご覧ください。木造住宅密集地域の改善に向けて土地利用という観点でどういった施策が今まで進められているのか、今後取り組んでいくべきかというところを 11 ページ目以降でご紹介しております。中段の左側の表をご覧になって頂きますと、土地利

用施策として、延焼遮断帯の形成に寄与するような都市計画の変更や新たな防火規制を併せた取組などを行ってきていることを示しています。また、都市開発諸制度の活用として容積率を緩和する開発制度としての共同化や小規模街区の再編、公開空地などのオープンスペースの確保といった取り組みを進めております。以上のようなことを紹介しております。

13 ページをご覧ください。新たな防火規制について示しております。中央にあります図の黒く塗られているのが整備地域内で防火や新防火の指定がない区域です。このようなところに新防火を導入していくことを検討すべきではないかということを、土地利用調査特別委員会で、今、議論が進んでいるところでございます。

最後 14 ページに土地利用のあり方についての論点として、木密に関わる点について下線を引いています。枠の中でセンター・コア・エリアと環状 7 号線の間に木密地域があり、そのようなところで土地基盤の強化や個別建替えによる不燃化の促進、さらに受皿住宅の整備などによって地域の再生を図るべきではないかという論点で議論が進められており、その対策の方向性の案として木密地域の改善に向けた受皿住宅の整備や、建蔽率の緩和を合わせた新防火地域の指定拡大によって個別建替え促進を図っていくという方向性で土地利用調査特別委員会が進められている状況でございます。

以上、資料 4-4 についての説明をさせていただきました。

【事務局（村岡）】　ひきつづき、資料５と６について。

まず資料 5。一枚おめくりいただきまして、１番、密集市街地の改善整備について、2 番、密集市街地対策についてをご紹介させていただきます。

1 ページ目、密集市街地の改善整備について。平成 23 年 3 月に閣議決定された住生活基本計画において、地震時に著しく危険な密集市街地、全国約 6000 ha が指定され、平成 32 年度までにおおむね解消していくことで各自治体が密集市街地改善に取り組んでおります。状況について左の表に示しております。左側が平成 24 年 10 月に公表した時の各自治体の危険密集の状況になっております。全国で 6000 ha 弱で、東京都は 1700 ha 弱でした。その後 5 年が経過して、今年の 6 月にホームページ等で公開されております状況では、全国ベースで 3422 ha にまで削減されている中で、東京都は 4 分の 1 の約 482 ha にまで削減されている状況です。右側の計画的改善に向けた取り組みが実を結んで危険密集地については削減されているというのが一つの動きとして示されたところです。

1 枚めくっていただきまして、密集市街地対策について。こちらは国の方で検討されている資料になります。あわせて資料の 6 の建築基準法の一部を改正する法律案も見ていただきなが

ら、先ほどの密集市街地の改善状況と併せてみていただきたいと思います。建築基準法の改正法律案として資料６に３つあがっています。①建築物市街地の安全性の確保、こちらは糸魚川市大規模火災などを踏まえ、密集市街地の解消を進めることが課題ですということで、中段以降に法案の概要がございます。その中の安全性の確保の中で、丸の三つ目、防火・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を 10%緩和するということの法案が 6 月 20 日に成立しています。準耐火建築物同等以上のものについては、防火・準防火地域内において 10%建蔽率を緩和するということが法律案改正の内容になっております。

資料５に戻りまして、先ほどの防火地域・準防火地域での建蔽率 10%緩和に関してどのような検討がなされたかということについて、資料の３ページ目に密集市街地の改善に向けた基本的方向性として、危険密集市街地の現状認識、今後の安全確保に係る進め方、今後の評価が三つほど考えられております。これにつきまして国の方で検討がまだ進められておりまして、具体的な形としてはまだ決められておりませんが、方向性としてはこのような検討が進められております。

1 枚めくっていただきまして、密集市街地の安全性確保に向けたこれまでの取り組みの考え方。これは、これまで全国の自治体で行われている取り組みについて掲載されているものです。

次のページ。従来型アプローチの転換として、先ほどの資料と関連して、現在の密集市街地対策に合わせて、よりきめ細かなアプローチとして三つほど載っております。これに加えて法律の規制・誘導による促進ということを一番下に書いております。

次のページをおめくりください。こちらから具体的な事例について検討がなされており、密集市街地における防火地域等の指定状況として、右側に品川区の例が書いてあります。結果的に、建蔽率の指定 60%のところでそれを超過しているようなところがあり、これに対してどのように建替えを促進していくかということで、次のページに地方公共団体にアンケートをとった結果になります。接道の話と併せて建蔽率の制限が建替え困難となる要因として挙げられており、それを具体的に検討したのが、次のページ以降、品川区豊町の事例となっています。それが 8 ページ、9 ページに記載されております。8 ページはこれまでに取り組んできた内容が記載されていますが、これに加えて、今般の建蔽率規制の合理化でさらなる促進を見込むということで、9 ページが、建蔽率緩和を実施した場合の市街地のモデル街区について、左側が二項道路の拡幅を含めて、市街地環境がどのようになるかということを示したものになっております。

最後 10 ページ目。防火地域における建蔽率の緩和。これまではこちらの表にあるとおり、防火地域の 3 階建て 100 ㎡超の建物については法規制上必ず耐火建築物になりますので、建蔽率

の緩和を受け入れたのですが、右側の準防火地域についてはこれまでなかったので、先ほどの法案のとおり、こちら側についても延焼防止機能の高い建築物であれば建蔽率の緩和の適用を受けられるということを検討して、最終的に法律案の改正になったということです。このようなことを国の方で検討がなされたということを報告させていただきます。以上です。

議　論

(11：03)

【中林委員長】　説明は以上ということでよろしいですか。ありがとうございます。資料の4-2から4-3、4-4、そして資料の５、６というので、最近の動向等のお話をいただきました。議論の時間としては、20分くらいとれると思います。本年度30年度あたりから数年かけて防災都市づくり推進計画を抜本的に見直していこうということでこの委員会が立ち上がっておりますので、目指すべき都市像について、あるいは防災都市づくりとして今後どういうような方向性で、あるいは課題等をつめて、議論をしてほしいと思っております。どこからでも結構ですので、ただいまの説明に対して、また、ご質問があればご質問も含めて、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、皮切りに私のほうから。今回、防災都市づくり推進計画の委員会ということですが、関連して地域危険度、それから避難場所の問題等ありますが、区域がそれぞれ違いますね。地域危険度は市街化区域全体を対象としていますし、防災都市づくり推進計画は、これは防災生活圏の定義を阪神・淡路大震災以降に展開したということもあって、防災生活圏中心でやってきましたから、区部と７市という範囲。市街化区域ですとプラス19市町はある。それから、避難場所の指定は、東京都として指定しているのは23区ということですね。区部が、木造密集市街地としても一番広くて、かつ密度も高くて、課題が多いのですけれども、まず、区部、プラス７市の防災生活圏のエリア。そして、地域危険度としてはプラス19市町の市街化区域。それらを、ただいまの説明を聞きながら見ていくと将来的に防災都市づくり推進計画としては市街化区域を対象の前提にして考えていくことが必要なのかなと思いました。というのは資料4-2の4pとか6pあたりに、人口が減る時代とはいえ東京に人口がまだ増えていますので、家が増えていく可能性もあるのですが、郊外での新たな密集市街地の再生産を防止しようということを考えると、やはり、市街化区域全体を睨んで、地域危険度で見ても危険度1、2とこれまで相対評価で比較的安全としていたところが、そこを将来的にも安全な市街として誘導していくようなことを積極的に位置付けていく必要があります。区部では密集市街地をいかに改善するか

だが、郊外では知らない間に密集化が進んでいましたということではいけないだろうということだと思いますので、少し、防災都市づくり推進計画の範囲と、主たる防災都市づくりの課題を、少し整理して、市街化区域全体、地域危険度が対象としている範囲全体を踏まえた推進計画として体系化されたほうがいいかなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

【加藤委員】　公開の会議ということで、あえて議事録に残すことも考慮しまして。みなさまご存知のことを繰り返すのですが、いくつかあります。一つ目に、延焼遮断帯の形成基準についてですが、資料 4-2 の 10p に、幅員に応じて沿道の不燃化率の数値が組み合わされて形成基準になっていますが、通常、厳密には輻射熱計算をして、対岸に燃え移るかを計算するのですが、防災都市づくり推進計画では、簡易な方法になっているわけですよね。これについては以前、庁内で検証していますので、その確認をもう一度されておく必要があるかなと思います。確認というのは、きちんと検証済みであるということを明確に記載しておいたほうが良いのではないかなということがまず 1 点です。

それから 2 点目が木密に関してですが、従来、木造密集市街地というのはマクロに見て、全体を数値で抑えて、進捗状況を測っていますが、最近の下町の様子を見ていると、敷地条件の良いところは、結構、建て替わっていますよね。こういうところは、ほうっておいてもある程度、建て替わるような気がします。おそらく世代交代があって、おばあちゃんとかがなくなって、更新されて、ということが進んでいると思います。残るのはウラ宅地が塊まっているところが、最後まで残りそうな感じがしていて、住んでいる人を見てみると、やはりおばあちゃんだけだったり。そうすると、ほうっておいても大丈夫なところと、最後まで問題になる場所とは、力の入れ具合もだいぶ違ってきますし、今までのマクロ指標ではなかなか見つけられないところだと思います。そう言う意味で、今までのマクロ的なものの見方から、もっともっときめ細かな、ツボ押しというか、ツボがちゃんと見えるような見方をしていく必要があると思います。それとあと、木密に絡んでいくと、グランドデザインで、木密の東京ならではの話ですけれども、魅力的な安全な木造密集市街地を作っていこうというニュアンスだと思います。従来の 40、50、60 年くらい前の木密とは違う質の変換が成された魅力的な木密が将来出てくる。先ほど、土地利用の話がありましたが、下町の密集市街地というのは準工業なのですが、最近、荒川も隅田もほぼ住宅地になっていますよね。とうの昔におじいちゃんはなくなっているので、工場の多くは廃業の方向にあって、積極的に住宅地として、位置づけるというか、誘導を図って、後追い的に推進するということをして、用途地域の変更などもちゃんとやっておかないと

いけないのかなという気がしています。

3 点目が地域危険度。建物倒壊危険度や総合危険度は下町のほうに危険度が高いところが偏っているのですが、老朽建物が多いということ以上に、地盤の揺れについてハンディキャップを背負わされているのですよね。つまり地盤が弱い。山の手に対して、下町は、1.8 倍くらいの強さの揺れが入るという前提ですので、下町に建物倒壊危険度が高いところが偏ってしまっている。一方、火災危険度を見ると、ハンディキャップがあるにもかかわらず、山の手のほうが比較的危ない結果になっているので、これは、相当、山の手のほうが危ないということを表しているのだということを忘れてはいけないと思います。あと、これまで相対評価をしてきているのですが、第 6 回、7 回のときにも、絶対評価をしたほうがよいのではないかというのがあって、そういうのが必ず出てくるのですが、僕は相対評価も必要かなと思います。相対評価の意味というのは、常に危ないところというのはいくらがんばっても常に危ないのですが、相対評価をすることで、5 年ごとに常に目標水準が上がっていくという意味合いがあるので、東京の市街地というのは基本危ないので、相対評価を持ち続けて、常に目標水準を高めていったほうが健全かなと思っています。だから、絶対評価もいいのですが、相対評価をなくさないことが重要かなと思っています。

あと、質問が２つあります。

先ほど、中林先生が言われていた、多摩地区について、前回の推進計画では、未然防止というのが入っていたと思いますが、それがその後どうなっているのか、どう進めるのかというのが質問です。

あと、もうひとつ、無電柱化について、資料 4-2 の 14p、無電柱化が防災上重要だと書いてあるのですが、僕はあまりピンと来ていません。どこをどのようにしていくのかというのを説明していただきたい。

【中林委員長】　質問 2 つについて。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　多摩地域について、危険量の分布を出していただいた中で、多摩地域における危険量の色が段々濃くなっていることを感じておりまして、この点にきまして、今まで、狭隘宅地の再生産だとか、地区計画において規制をかけていくということはあったのですが、今回またご議論深めていただいて、私どもとしても、その辺のデータについて調査をかけまして、ご提示できれば、議論の台に載せていきたいなと思っております。今のところは、整備地域として載せてございませんが、多摩地域にも木密地域が一部あることは

間違いございませんので、これを今の状態で再生産しないということでおききれるのか、それとももう少しメスを入れなければいけないのかというのも、われわれも懸念しておりますので、少し実態の調査を行いましてご議論のテーブルに載せていただきたいと思っております。

【加藤委員】　前回までの検討の中で、その検討をしていますよね。

【中林委員長】　そうですね。

【加藤委員】　その中で、再生産というよりは、生産されている様子が伺えます。実際に現地を見に行くと、今まで畑だったから良かったものの、畑が売り地にされて、いつの間にか延焼クラスタが繋がって大きくなっているところもあるし、あと、もうしばらくして畑がなくなれば、延焼クラスタが完全に繋がってしまうところもたくさんある。もともと桑畑で基盤が少なくて、細長い宅地に変わってしまっているところがあります。ああいうところなどは、今は危険度に色が付いていませんが、そのうち、色が付いてくる。色が付いてきてから手を出しても間に合いません。未然に手を打っていくという方向性で行くのだと、多摩地域の自治体に対しても話していたと思います。その辺はまだ進んでいないのでしょうか?

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　実際、今、地区計画等の補助事業を、多摩地域のほうにも展開して、実際に踏み込んで実施しているところもございます。そういう規制の網をかけているところもありますし、規制の網を掛けるための準備として地元に入っていたりもします。それらの効果が今後見えてくるというところもあると思います。それらも含めて少し調査を進めて行きたいと思います。

【中林委員長】　今の点ですが、今回地域危険度第８回ですが、第７回から始めた災害時活動困難度というのが基盤整備状況を示していて、基盤が整備されていないところは災害時活動困難度が高く、色が濃くなっているその分布は、マぱっと見ると一目瞭然で、後藤新平の帝都復興計画で整備した下町周囲で整備がされていて、多摩のほうがいわば整備が進んでいない。

資料4-2のｐ16に多摩にも古い木造住宅の老朽化したところもありますというのが示されていますが、その木造密集市街地と、基盤整備が進んでいない災害時活動困難度が高い地域というのは、重なっているか、それに隣接している地域が多い。つまり、多摩でも、小規模ながらそういう危険な市街地が広がってきつつあるのではないか、ということが事実ではないかと思

いますし、この危険な市街地のメッシュひとつを取り出しても、それが糸魚川の火災で燃えた範囲より広くなくても、燃える建物の数は3倍くらいになってしまう。だから、そういう意味でも、多摩でも防災都市づくりとしてやっておくべきことはまだまだあるのだろうと思います。

【加藤委員】　先生にご覧いただいていなかったかもしれませんが、延焼クラスタの大きさを比べてみたのですが、糸魚川と神戸市長田地区と東京で。長田地区は、吉祥寺とだいたい同じくらいの大きさでした。糸魚川の燃えた範囲は、東京ではクラスタとして見えないくらいの小さい範囲になります。

【中林委員長】　酒田大火は1700棟以上燃えて、糸魚川が147棟ですから10分の1くらい。酒田の大火がようやく、(資料４－２のp16の木造住宅密集地域の画像に出てくる) 多摩のひとつの塊ぐらいに見える程度。だから、多摩地域の自治体の皆さんが、東京の防災は23区がひどくてうちは安全という認識があるのだったら、とんでもないということをきちんと伝えていけるような防災都市づくり推進計画にしていかないといけない。

【事務局（安部防災都市づくり担当部長)】　無電柱化についてお答えします。推進計画を21年3月に改訂し、その後1000kmくらいを毎年、改めており、28年度末から29年度末に無電柱化していくべき検討路線を色塗りしていまして、自治体と協力しまして、実施していこうとしています。また、チャレンジ路線ということで、かなり狭隘な道路でも助成して支援していこうということも進めておりまして、区のほうにも手を上げていただいているという路線もいくつかございます。いろいろと技術的な課題はありますが、そのようなことを進めていこうという状況でございます。

【加藤委員】　狭隘な道路というのは密集市街地内でのということでしょうか？

【事務局（安部防災都市づくり担当部長)】　そうです。

【加藤委員】　それなら、非常によくわかります。

【中林委員長】　それを進めるのが防災型の整備といえますね。景観型でいうとオモテ通りの街並み整備ということで、電線をなくして空を広くというか、蜘蛛の巣の空をやめようとい

うことがありますが、防災でいうと避難路確保とか活動困難になるような細街路でけっこう電柱が邪魔したり、下町で液状化が起きると電柱が傾いてしまい災害時の活動を大きく阻害したりするので、それをいかになくすかということ。もうひとつ心配しているのは、無電柱化するとトランスを地上に設置することになるので水害のときにトランスがショートというか被災しないようにする必要がありますね。電線のほうは地中に入れるときに防水をしっかりと行いますが、トランス部分というのは熱の発散もしないといけないので、現場を見ると下から 50～60 センチは防水にしてあるのですが、その上は開いています。放熱のためにだと思うのですが。だから、洪水ハザードに合わせてみるとあれではダメだということが出てくるのではと気にしているのですが。

【加藤委員】　下町は５ｍ上に置かないといけないとか。

【中林委員長】　街灯型のトランスだけぶら下げてあるのがありますね。洪水ハザードマップで地上設置に問題があるところはぶら下げ型のちょうちん型のものでがんばるとかを一緒にやってもらわないといけないかと思います。

　せっかくなので、時間を超えてしまいますが、ございますでしょうか？

【大佛委員】　いくつかコメントと簡単な質問がございます。

　推進計画として、今までいろいろな策を打ってきたところですが、新しい策をこれから打つ前に、これまで打ってきた策がどういう効果があったのかということも振り返る場面があっていいのかなという気が致しました。すでにいくつかの委員会の中では、そういったことを資料としていただいてあるかと思うのですが、例えば資料 4-2 の中でいくつか、年度ごとに数値が変わってきたかとか、延焼遮断帯の形成率も 2 枚の図が並べてありますが、部会の中では差分なども見せていただきたいと思います。この差分もどういうところで進んでいて、どういうところで残っているのかというのをバックデータと一緒にながめていくという作業も必要なのかなという気がしました。特に最後のほうで、新防火の話なども、新防火の効果というのもかなり出てきているというのも実感していますので、新防火をかけたところと、おなじような街区なのだけれどもかけていないところとで、不燃化の進行速度がどのように違ってきているのかというのを見ると、新しくもっと積極的に新防火をかけていこうという話もございましたが、その効果をあらかじめ見据えて、議論できるのかなと思いました。また、最後のほうで国土交通省のデータで建蔽率 10％緩和という話も同様に、建蔽率がきついのであればそれを 10％緩和

することの効果はどれだけあるのかというのも、あらかじめわかるようでしたら、バックデータとしてあるといいということを思いました。

それから、建蔽率10%の話でいうと、私が分析したところでは接道義務が非常に利いていて、建蔽率のことは建蔽率の規制を少し緩めてというのはありえますが、接道義務を緩めてということはできませんが、先ほどもお話がありましたように、残っている建物というのは段々と奥のほうになって、裏画地のように、そこに対して何か策を打っていかないとそこがほったらかしになってしまって数字で見てもなかなか不燃化が進みませんねということになってしまいますので、そのへんの、今、進みの悪いところに、新しいカンフル剤のようなものを打っていくというのもひとつ考えていく必要があるのかなとも思いました。

それから、少し細かい話になるのですが、緊急輸送道路のところで、こちらも委員としてかかわらさせていただきましたので、その中でいろいろとデータを見させていただきました。この中で、特定緊急輸送道路がより重要度が高いので、耐震診断が義務化されて、沿道建築物がどのくらいの強度を持っているかというのも、かなりわかっていて、それをもとに細かい議論がされてきたと思います。しかし、特定緊急輸送道路だけでは拠点施設に到達できなかったり、どうしても、機能階層が低い一般緊急輸送道路にも頼らないと緊急時のアクセシビリティは確保できない。そうなった場合、まだ、一般緊急輸送道路については沿道建築物の耐震診断がなされていませんので、今のところ委員会の中では、おおむね特定緊急輸送道路と同じだろうという想定でやりました。ただ、そこも、もやもやしていて、特定緊急輸送道路のようにどの建物が弱くて、どの建物がまあまあいいねというような、一回あぶりだしておく作業というのも、数は多くなってしまって大変かもしれませんが、データがあるといいのかなと、委員会の中では申し上げていたのですが、その点を少しリピートさせていただきました。

細かい話で、わたしも　不勉強なのですが、避難場所の廃止というのが1か所でてきていましたが、その廃止のバックグランドというか理由を教えていただけますでしょうか？

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】　ただいまご意見いただきましたほうの、今後のバックデータ、新防火等の施策などの効果ですね、こういうところも、ご議論いただくために私共としても、自然更新がどれだけ規制の関係で効果的によくなっているのかを含めて整理していきたいと考えています。今後のご議論の中で使えるようなものを検討していきたいと考えております。

最後のご質問の避難場所の廃止のほうの件ですが、江東区のエリアで1か所避難場所廃止の場所がございます。こちらは具体的に言いますと、東電さんのグランドでした。東電さんの事

情もございまして、ここが民間に売却されまして、今、倉庫の設置が始まっているということで、物理的に使用が難しくなってきているという状況でございます。

【中林委員長】　それで、廃止はしたのですが、その対象地区は避難しないでいい地区内残留地区に組み込まれることになりました。北側の地区から逃げられればいいねということだったのですが。

大佛先生の一番最後の緊急輸送道路の件については、条例を少し改正しないといけないのだろうと思います。特定緊急輸送道路のやや強い指導を、一般緊急輸送道路にあるいは緊急輸送道路全体に広げて、少なくとも耐震診断と建替計画の開示、いつ改修するとか、助成ができるとか。ビルだと結構お金がかかるのですが、その辺も含めた条例の改正を少しやっていただかないといけないので、そのためにもバックデータが必要なところですね。

【大原委員】　資料 4-2 の p25 に避難場所等の最新の指定状況が書いてありまして、地区内残留地区が前回より 1000ha 増えたというのが載っていますが、私はこれは大変良いことだと思います。避難しないでそこに残留していいということですから、これはとても大きいことだと思っています。整備目標が p8、p9 に書いていますが、特に地区内残留地区については触れられていません。今までの経緯とか目標とかも載っていないのですが、住民からしてみれば逃げなくてもいいというのはものすごくありがたいことなので、目標に掲げていただいて、何年後に達成しているよというのも挙げていただくと住んでいる住民側からするととても安心なのではないかなと思っています。

あと、さきほど、10 年間で延焼遮断帯が 58%から 64%まで６％増えたというように、非常に、この 10 年間の取り組みによって進捗しているということが本日わかりまして、これは、もう少し、都民のみなさんにＰＲされたほうがいいのではないかなと思っています。その都度、計画とか方針とか出されている時に記者発表とかされていると思いますが、昨今大阪とかでの地震もありまして、都民の皆様も自分のところが大丈夫かなと不安も高まっていると思いますので、こういう取り組みによって値としてもどんどん変わってきていて、さらに目標も立てているということももう少しＰＲしていって頂くと不安感が軽減されていいのではないかと思います。

【伊村委員】　多摩地域の木密が再生産されていることに関して新しい用途地域ができましたですよね。田園住居地域。あの辺で農地が宅地化するようなところを少し視野に入れて作られ

ているかと思うのですが、新しい用途地域を指定することによって効果がないのかとか、そういう新しい用途地域を考慮に入れて多摩地域については検討してはいかがかと思います。私の大学のところもどんどん農地が住宅化していまして、やはり少し気になるのは大きな畑だったところが宅地化されまして、接道しているところはいいのですが、引き込みの奥まったところにコの字型に建っているところが多くて、今は新築で建っているからいいのですが、これがどんどん古くなっていったら奥はどうなるのかなというのが、思うところがあって、あっという間にどんどん、相続の関係とかのタイミングで、そのように変わっているところがあります。ですので、多摩について考える場合に農地を農地としてどうやって保持しておくのかということも視野として持っておくこともよいのではないかと思いました。あともう一つは、地域危険度の議論の時に、加藤委員がおっしゃっていましたけれども、絶対評価か相対評価かというところで、かなり頑張っているのに褒めてもらえないというところがあるので、大原委員のご発言にもありましたが、記者発表とかで頑張っているところは頑張っているところとして賛美して、足りてないところはもう少しやってくださいというのと、あと、ただ、やってくださいやってくださいばかりだと都民としてもしんどいので、その辺のところも少し公表していくときに、先になるとは思いますが、視野に入れていただけるとよいかと思います。

【中林委員長】　はい、ありがとうございます。時間がそろそろ来たのですが、あと２つ私の方からお願いをして終わりにしたいと思います。一つは都市づくりグランドデザインに関して、従来、木造密集地を環七の内側外側とで同じ扱いで整備を考えていたところを、今回の都市づくりのグランドデザインでは、環七までの内側を中枢広域拠点域ということで住居系だけではない中枢機能的なところも含めた位置づけに変わっていますよね。外側は新都市生活創造域ということで、こちらは住居系を考えていく。そうすると木造密集市街地の改善という重要課題が、この防災都市づくり推進計画のメニューとしても若干趣が変わっていくのかということですね。つまり三軒茶屋とか小山とか、木密の中の商店街とか地下鉄などの駅周辺の位置づけが、少し変わっていくのかなということも含めた検討も必要になってくるのかなというのが一点です。そうすると実は何が一番大きな課題になるかと言うと、私の考えるところでは今のまちはそんなに急に変わらないので長期ビジョンでいいのですが、震災が起きて被災してしまった後に震災復興グランドビジョンと言うかな、震災復興の時にそのような地区はどのように復興するのかという時に中枢広域拠点域の被災地と新生活都市創造域の被災地では同じ木造密集市街地でも復興都市づくりのイメージが違うのだとすると、それはやはりきちんと今から準備しておかないといけないのではないかということです。2003 年の震災復興グランドデザインという

のがそのまま棚ざらしと言うか、ずっといきているのですが、それもこの防災都市推進づくり計画に直接関わるものではないとしても、震災に関連の都市づくりとして近い将来に少し、震災復興グランドデザインというと重なってしまうので震災復興ビジョンでもいいので、そのような検討もはじめていただくということが都としては必要なのではないかというのが一点です。もう一点は地区計画を作ろうということで進めてきているのですが、これは所管が違うのかもしれませんが、地区計画に合わせてつまり防災まちづくりのハード面の地区計画に対して、ソフト面の方は、先ほどの地域危険度では"ソフト面での防災活動を頑張っています"ということがなかなか評価できないといっていたところに関して、そのような活動を評価する一つの手としては地区防災計画が使えないか。それをもって我々はこのように地震の時や洪水の時に避難をして命を守るだとか、助け合うのだとか、そういう地区防災計画をもう少し推進していくことでハード・ソフト合わせた防災まちづくりを東京都が進めていきます、ということを評価していくという方向性も一つあるのかなと感じています。

閉　会

（11：42）

【中林委員長】　時間を 15 分オーバーしてしまいました。2 回目は年度末になってしまうのですが、これから進めていくにあたっての方向性などの議論の素材などとしての各委員から様々なお話を頂きました。もし、これ以上委員の方からお話がなければ、一応予定していた議題は以上ですので、本日の議論は今後に生かしていっていただくとしまして、本日の審議事項としては以上とさせていただきたいと思います。それでは最後に事務局から連絡事項等ございましたらよろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長)】　ありがとうございました。今後ですが、委員長からお話がありましたように委員会につきましては今年度末にまた開催させていただきたいと思います。

　日程や場所については別途調整してお知らせさせて頂きますのでよろしくお願いいたします。また今回ご意見頂きましたことを含めて専門部会を立ち上げさせていただきまして議論をまた深めていただきたいと思いますので引き続きよろしくお願いできればと思っております。事務局からは以上でございます。本日はありがとうございました。

【中林委員長】　ありがとうございました。では資料4-1にあるスケジュールで今年度は動かしていくということですね。それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。時間をオーバーいたしましたけれども、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の防災都市づくり推進計画検討委員会は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

（11：44）